

総務常任委員会次第

令和4年2月21日（月）午前11時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 付託された議案の審査（1件）

議案（1件）

議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のことの再議

(2) その他

3 閉 会

以上

総務常任委員会次第

令和4年3月7日（月）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（8件）

議案第13号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）〔分割付託分〕
…………… 松永 財務室長兼財務担当課長

議案第16号 令和3年度明石市財産区特別会計補正予算（第1号）
… 小西 参事（公共施設担当）兼公有財産担当課長

議案第5号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
及び明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 職員担当課長

議案第10号 明石市消防団条例の一部を改正する条例制定のこと

議案第11号 明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 三木 消防団担当課長

議案第25号 包括外部監査契約のこと

※ 資料参照 …………… 辻 総務課長

議案第43号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定のこと

議案第44号 明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 小中 給与・厚生担当課長

② 報告事項（6件）

ア 防犯カメラのネットワーク化について

※ 資料参照 …………… 上田 安全管理担当課長

イ 令和4年度明石市行政デジタル改革（DX）の取り組みについて

※ 資料参照 …………… 藪 ICT推進担当課長

ウ 職員の定年引上げについて

※ 資料参照 …………… 河野 職員担当課長

エ 新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の活用について

※ 資料参照 …………… 松永 財務室長兼財務担当課長

オ 公共施設配置適正化基本計画の一部改訂について

※ 資料参照 …… 小西 参事（公共施設担当）兼公共施設担当課長

カ 2022年度（令和4年度）組織改正案について

※ 資料参照 …………… 辻 総務課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、公平委員会、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（4件）

議案第13号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）〔分割付託分〕
… 藤原 政策局次長（計画担当）兼SDGs推進室課長

議案第1号 すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブな
まちづくり条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 西山 SDGs推進室課長

議案第4号 明石市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 橋本 市民相談室課長

議案第42号 明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活
環境等の向上に資する取組の推進に関する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 東谷 SDGs推進室課長

② 報告事項（4件）

ア ふるさと納税促進事業について

※ 資料参照 … 藤田 シティセールス推進室長兼シティセールス課長

イ 「明石市教育大綱」の改定について

※ 資料参照 … 藤原 政策局次長（計画担当）兼SDGs推進室課長

ウ ジェンダー平等プロジェクトの取組状況について

※ 資料参照 …………… 箕作 政策局ジェンダー平等推進部長
兼次長（ジェンダー平等推進担当）

エ 生理用品サポート事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… 森 ジェンダー平等推進担当課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(3) 当初予算関係

① 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第27号 令和4年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

歳入 …………… 松永 財務室長

歳出

1款 議会費 …………… 西海 議会局次長

2款 総務費

1項 総務管理費

2項 徴税費 …………… 久保井 総務管理室長

4項 選挙費 …………… 今井 選挙管理委員会事務局長

5項 統計調査費 …………… 久保井 総務管理室長

6項 監査委員費 …………… 前田 監査事務局長

6款 商工費

1項 商工費

7款 土木費

1項 土木管理費 …… 藤原 政策局次長(計画担当)

8款 消防費 …………… 松岡 総合安全対策部長

兼総合安全対策室長

9款 教育費

7項 社会教育費 …… 藤原政策局次長(計画担当)

10款 公債費 ~ 12款 予備費 … 松永 財務室長

議案第30号 令和4年度明石市財産区特別会計予算

※ 資料参照 …… 小西 参事(公共施設担当)兼公有財産担当課長

3 あいさつ

(1) 正副委員長

(2) 市理事者

4 閉 会

以上

議案第5号関連資料

明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

本年度の人事院勧告に基づき、国においては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を進めるため、出生サポート休暇の新設をはじめとした、人事院規則の改正が行われました。

本市においても、国に準じた制度とするため、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

2 改正の内容

(1) 出生サポート休暇(有給休暇)の新設

名 称	出生サポート休暇
対 象 者	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる職員(任期付職員、会計年度任用職員等を含む)
対 象 と な る 不 妊 治 療	(1) 不妊の原因等を調べるための検査 (2) 不妊の原因となる疾病の治療 (3) タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、排卵誘発法 (4) 体外受精に係る移植後の経過観察、ホルモン補充、妊娠判定 (5) 不妊治療を受けるに当たって、出席が必須のものや、医師の指示、指導により受ける説明会への出席 (6) 不妊治療の一環として、当該医療機関が実施するカウンセリング
日 数	フルタイム勤務職員については、1年度につき5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては、10日)

(2) 非常勤職員の育児休業取得要件の緩和

対 象 者	非常勤職員(任期付職員、会計年度任用職員等)
概 要	本市で継続して1年以上在職している要件を廃止し、採用1年目から取得可

(3) その他

上記改正に伴う規定整備等

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (2) 明石市職員の育児休業等に関する条例

4 施行期日

2022年（令和4年）4月1日

5 今後の予定

本年度の人事院勧告に基づき、国においては、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるため、育児休業の取得回数制限の緩和や、育児参加休暇の取得期間の拡大などの改正が、令和4年10月に施行されます。

本市においても、国の改正に合わせ、令和4年9月議会において、条例改正を提案する予定です。

議案第10号関連資料

明石市消防団条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

全国的な消防団員数の減少という課題に対し、総務省消防庁では昨年度から団員確保の対策として処遇のあり方を検討し、令和3年4月13日に「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の助言を发出了しました。

本助言の趣旨を踏まえ、消防団員を確保し、地域防災力の充実を図るため、消防団員の報酬を引き上げることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 消防団員年報酬

国の基準に準じたものとします。ただし、基準を満たしている分団長以上の役職については、その額を据置きとします。

(第14条関係及び別表第1)

現行		→	改正(案)		
役職	報酬額		役職	報酬額	《参考》国の基準
団長	90,600		団長	90,600	82,500
副団長	79,200		副団長	79,200	69,000
分団長	54,000		分団長	54,000	50,500
副分団長	38,400		副分団長	45,500	45,500
部長	36,000		部長	37,000	37,000
班長	28,200		班長	37,000	37,000
団員	21,500		団員	36,500	36,500

(2) 出動等に対する報酬

国の基準に準じたものとします。

(第14条関係及び別表第2)

現行			→	改正(案)		
区分	支給単位	報酬額		区分	支給単位	報酬額
火災出動（訓練及び警戒）等に対する報酬	1回	1,200円		災害出動（火災、地震、風水害その他の災害の現場において業務に従事することをいう。）に対する報酬	1日	4時間未満 4,000円 4時間以上 8,000円
その他の災害出動等に対する報酬	1回	1,500円		訓練（班単位で行うものを除く。）及び警戒に対する報酬	1日	3,500円

(3) 所要の経費

令和3年度経常予算より 26,919 千円増

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

総務省消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、消防団員の報酬等の基準を踏まえた国の財政措置を講じるとともに、各市町村においては消防団員の処遇の在り方を速やかに見直すように最終の報告がまとめられました。

≪「消防団員の報酬等の基準の策定等について」より≫

年額報酬	・「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とすること。
出動報酬	・災害（水火災・地震等）に関する出動については、1日当たり 8,000 円を標準とすること。
	・災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案し、1日当たり 3,500 円とすること。

議案第11号関連資料

明石市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例（案）の概要

1 改正理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に公布され、その中で年金を担保とした貸付事業については、令和3年度末をもって新規貸付の申込受付が終了となります。

これに伴い消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の関係規定が削除されるため、同法律を準用している条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

非常勤消防団員に係る損害補償を受ける権利を担保に供する内容の削除
（明石市消防団員等公務災害補償条例第2条第2項の一部改正）

《参考》

改 正	現 行
<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（削 る）</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（損害補償を受ける権利）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

各市町、同様の改正を予定

議案第25号関連資料 包括外部監査契約について

1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者（外部監査人）が主体となって、特定のテーマを決めて監査を行うものです。地方自治法（以下「法」という。）の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

2 契約の相手方等について

外部監査契約を締結できる者として、法において弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。（法第252条の28）

今年度から、R S M清和監査法人に所属する公認会計士である福井剛氏との契約により監査を行っています。

来年度についても、次の表のとおり、引き続き福井剛氏と契約しようとするものです。

相手方	氏名	福井 剛（フクイ ツヨシ） 56歳
	住所	神戸市東灘区森北町7丁目19-18
	資格	公認会計士（R S M清和監査法人所属）
契約の始期		2022年（令和4年）4月1日
契約の金額		1,200万円を上限とする ※今年度と同額

※包括外部監査のテーマ：2021年度 「公有財産等の財産管理に係る事務執行について」

3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。

4 今後の予定について

2022年(令和4年)	4月	包括外部監査契約の締結
	5月	令和4年度の監査テーマを選定
	7月～	監査を実施
2023年(令和5年)	2月	市議会に監査結果報告書を提出

議案第43号及び第44号関連資料

特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

2021年の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職及び一般職等の期末手当を改定するとともに、2017年1月に実施した昇給抑制措置について、若年層の一般職の職員を対象に復元するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 期末勤勉手当に関する改正

① 期末手当の支給月数の改定(2022年6月支給分から適用)

ア 市長をはじめとする特別職及び一般職の年間支給月数を△0.15月引き下げます。
(月数)

		2022年度以降		
		現行	改正後	増減
特別職	6月	2.200	2.125	△0.075
	12月	2.200	2.125	△0.075
	計	4.400	4.250	△0.150
一般職 任期付職員	6月	2.225	2.150	△0.075
	12月	2.225	2.150	△0.075
	計	4.450	4.300	△0.150

※ 一般職・任期付職員については、期末勤勉手当の支給月数を記載

イ 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

ウ 再任用職員及び会計年度任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、△0.1月等の年間支給月数の引下げを行います。

② 2021年度の期末手当の引下げ相当額の減額(2022年6月支給分のみ)

特別職、市議会議員及び一般職について、2021年の人事院勧告に基づく2021年度分の期末手当の引下げに相当する額(△0.15月分)を、上記①の引下げとは別に、2022年6月の期末手当から減額します。

③ 改定による影響額

2022年度：約△3.1億円、2023年度以降：約△1.7億円

- (2) 2017年1月の昇給抑制措置の若年層職員を対象とした復元（2022年4月実施）
2017年1月の昇給抑制措置（管理職を除く一般職の場合△2号給）については、給与水準の適正化を図るため実施しましたが、2013年度以降に採用した一般職の職員については、これまでの給与改定により、それ以前の採用者と比べ、最大7号給分の給与水準の格差が生じているところです。
これを踏まえ、当該昇給抑制措置の影響を受けた職員のうち、2013年度以降に採用した一般職の職員について、2号給を復元します。
- (3) 本年度以降定年等により退職する一般職の職員の退職手当に係る所要の整備
2017年1月に実施した昇給抑制措置については、本年度より定年退職する職員の退職手当にその抑制の影響を受けることになります。
これを踏まえ、当該職員等の退職手当の金額については、当該昇給抑制が無かった場合に得られる金額とすることで、昇給抑制の影響が及ばないようにする規定の整備を行います。
- (4) その他上記改定に伴う規定整備等

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (4) 明石市職員退職手当条例
- (5) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (6) 明石市特別職の職員の給与に関する条例
- (7) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例
- (8) 明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

4 施行予定期日

規則で定める日に適用します。ただし、2(2)については、2022年4月1日から適用し、2(3)については公布の日以後の退職に係る退職手当について適用します。

(参考) 保育所、幼稚園等に勤務する会計年度任用職員等の処遇改善（2022年2月遡及適用）

国の経済対策において、コロナへの対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く職種として、保育士、放課後児童支援員、社会的養護従事者等の収入を引き上げることとされ、処遇改善のための補助金（保育士等処遇改善特例交付金等）が創設されているところです。

この補助金については、各現場で働く地方公務員の処遇改善も対象としており、本市においても、国の経済対策の趣旨を踏まえ、国の補助基準のとおり、処遇改善を実施します。

なお、当該処遇改善については、「明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」、「明石市一般職の任期付職員の勤務時間及び給与等に関する規則」の改正により実施します。

- (1) 処遇改善対象者
保育所、幼稚園、こども園に勤務する会計年度任用職員又は任期付職員の保育士、幼稚園教諭、用務員、調理員、介助員等（フルタイム勤務及びパートタイム勤務の職員）
- (2) 処遇改善内容
給料について、月額ベースで約9,000円の引上げを実施します。
例) フルタイム勤務の保育士の場合：月額9,400円、年収約14万円の引上げ

防犯カメラのネットワーク化について

1 概要

緊急事案への即時対応が可能な体制を構築するため、駅前広場や規模の大きな公園、地下道などの市管理施設に設置している防犯カメラについて、更新に合わせてネットワーク化を行う。

2 防犯カメラの現状

現在、市が設置している防犯カメラは、ネットワーク化はしておらず、それぞれの防犯カメラ本体に格納されているSDカードに過去1週間程度の映像が保存されている。映像の確認が必要な場合は、防犯カメラの近く(10m以内)まで職員が出向き、無線でダウンロードするか、SDカードをカメラ本体から抜き出し、本庁に持ち帰って確認を行っている。

【年度ごとの設置台数】

平成28年度	30台
平成29年度	15台
平成30年度	15台
令和元年度	3台
令和2年度	10台
計	73台

【場所ごとの設置台数】

駅前広場	22台
公園	23台
地下道	13台
駐輪場	13台
歩道橋	2台
計	73台

3 ネットワーク化によるメリット

○緊急事案への即時対応

本庁舎に設置するPCから、インターネット回線を通じて映像の即時取得が可能となり、緊急事案への対応を素早く行うことができる。

○より確実な管理

インターネット回線を通じて防犯カメラの作動状況を常時確認することが可能となるため、停電などにより防犯カメラに異常があった場合に、すぐに対応することができる。

4 ネットワーク化の進め方

平成28年度に設置した防犯カメラ30台の保守保証期限(5年間)が令和3年度末に終了し、その後も設置年度順に毎年終了していく。現在73台で運用している防犯カメラについて、100台での運用を念頭に、年度ごと20台を順次ネットワーク化し、5年間で事業を完了する。

整備期間	2022~2026年(5年間)
整備台数	年20台(計100台)

5 令和4年度予算(案)

項目	内 訳	金 額
防犯カメラ設置工事費	1台 695,000円×20台 カメラ交換・設置費用 (5年間保守保証料込み)	13,900千円
通信運搬費	インターネット回線通信費 遠隔操作システム使用料 本庁光回線通信費・回線工事料等	1,200千円
修繕費	保証対象外となったカメラの修繕費	300千円
合計		15,400千円

令和4年度 明石市行政デジタル改革(DX)の取り組みについて

1 趣旨・目的

新しい情報通信技術(ICT)を活用し、市民の利便性の向上、及び業務の効率化を図るため、行政事務のデジタル化の取り組みを進めます。

2 主な取り組み内容

内 容	事業費
<p>(1) 公文書電子化による業務の効率化</p> <p>文書管理・電子決裁システムの導入等により、現行の紙ベースによる業務体系を見直し、デジタルデータに置き換えることで業務の効率化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書管理・電子決裁システムの構築等 <ul style="list-style-type: none"> 2022年度 } システムの構築に向けた課題や運用の検討 ~2023年度 } システムの構築 2024年度 } システムの運用 	<p>20,000千円</p> <p>限度額(債務負担行為)100,000千円 (~2028年度)</p>
<p>(2) 行政手続きのオンライン化</p> <p>市民の利便性向上のため、これまで書面・押印・対面で行ってきた行政手続きについて、オンライン化を進めていきます。</p> <p>なお、デジタル機器になじみの薄い市民の方が取り残されないよう、これまでどおりしっかりと対面での対応も行います。</p> <p>① 国が運営するぴったりサービス※を使ったオンライン申請と、市の基幹システムを連携するためのシステム改修 (番号連携サーバ、住基ネット、子ども子育て支援システム、児童手当システム、介護保険システム等の改修。サービス開始は令和5年度以降の予定)</p> <p>※ ぴったりサービスとは、全国の市区町村の子育てや介護をはじめとする各種行政サービスの検索やオンライン申請に対応するために国が運営するシステムです。</p> <p>② その他のオンライン手続きの拡充 ぴったりサービスの対象外となっている行政手続きについて、民間システムを活用したオンライン化の推進</p>	<p>25,000千円 (国費1/2補助) (所管課のシステム改修を含む総事業費:47,400千円)</p> <p>3,000千円</p>

3 参 考

明石市行政DX(デジタル改革)推進方針(別紙)

(参 考)

明石市行政DX（デジタル改革）推進方針（案）

2022年度（令和4年度）

はじめに

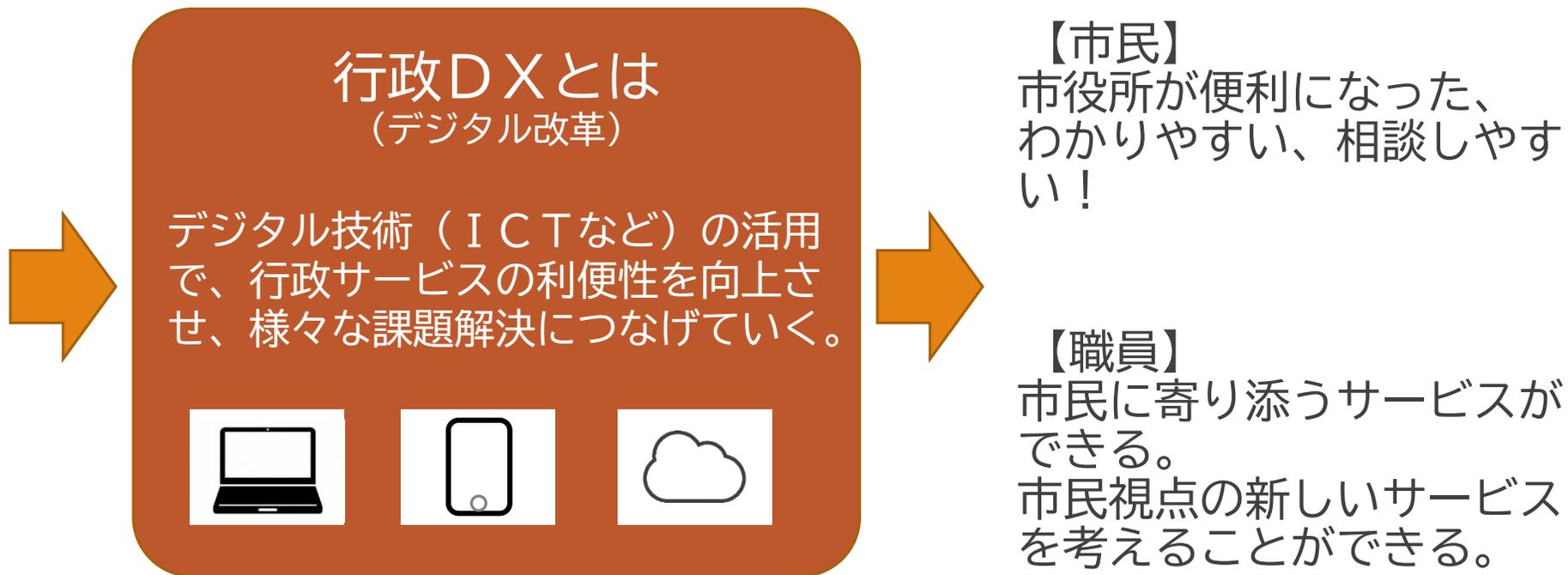
明石市の目指す行政DX（デジタル改革）とは

- デジタル技術の活用で、行政サービスをより便利により早く市民に提供する。
- 業務の効率化を図り、人的資源を市民に寄り添った仕事にシフトする。

(例)

【市民】
サービスは早く受けたいけれど、市役所の手続きが面倒・・・

【職員】
デスクワークに忙殺されて市民と向き合う仕事ができない・・・



背景と目的

デジタル化の進展

市民サービスを
より便利に より早く

社会全体の急速なデジタル化の進展を踏まえ、情報通信技術（ICT）を活用して、市民に身近な場所でサービスや手続きを提供

ウィズコロナ社会に対応し、支援を必要とする人に、より早く必要なサービスを提供

SDGsの推進

行政運営を効率化

SDGsの理念を反映した効率的・効果的な行政運営を実現するため、新しいデジタル技術を活用

新庁舎の整備を見据え、すべての人にやさしいスリムでスマートな行政運営体制を目指す。

国の動向

自治体DX推進計画

- ① 自治体DX推進計画の策定（2020年12月25日 総務省）
- ② デジタル改革関連法の施行、デジタル庁の創設（2021年9月）
⇒ 自治体DX標準手順書に記載の行政手続きのオンライン化、システムの標準化について進めていく必要がある。

今まさにDX（デジタル改革）による課題解決と新たな取り組みを進めるタイミング

推進の視点

市民視点の行政サービスの 実現

市民の多様なニーズに寄り添う行政サービスの充実を図る。デジタル化の取り組みを進める際には、アウトリーチを含めて誰一人取り残さない仕組みを考える。

デジタル化基盤の確立

社会全体のデジタル化の進展や国の自治体DX推進計画に対応できるよう、行政のデジタル化を支える基盤を確立する。

デジタル技術の活用による 行政運営の効率化

デジタル技術の活用による効率化・省力化を進め、それにより生み出される人的資源を市民サービスのさらなる向上につなげる。

主な取り組み

市民視点に立った 行政サービスの実現

(例)

忙しい子育て層がスマートフォンからいつでも行政手続きができるなど、市民の生活にあった便利なサービスを提供する。

行政手続きの
オンライン化
促進

文書の電子化・
電子決裁の導入

デジタル技術の活用 による行政運営の効率化

(例)

- ・紙ベースの業務を見直し、デジタルデータに置き換えて効率化を図る。
- ・新しい技術や機器などの活用により、事務の効率化、省力化を図る。

デジタル化基盤の確立

(例)

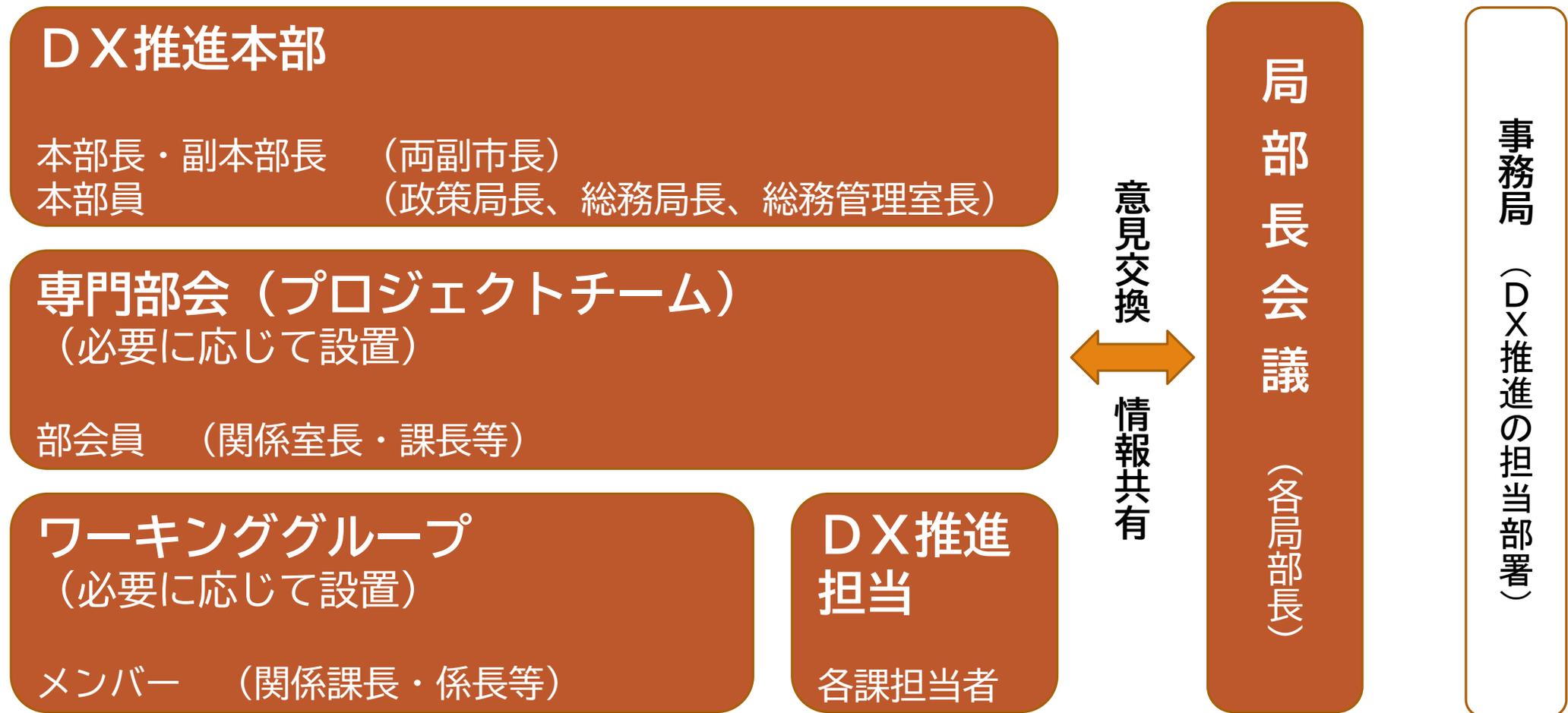
業務システムや事務の流れを全国共通の仕様（標準仕様）に移行するなど、自治体間で横断的にデータ連携し、迅速なサービスにつなげる基盤を作る。

民間のデジタル
サービスの活用

RPA・
AI-OCR
などの活用

情報システムの
標準化・共通化

DX（デジタル改革）推進の体制



さらに、職員研修の充実などにより、組織全体を体制面で底上げ

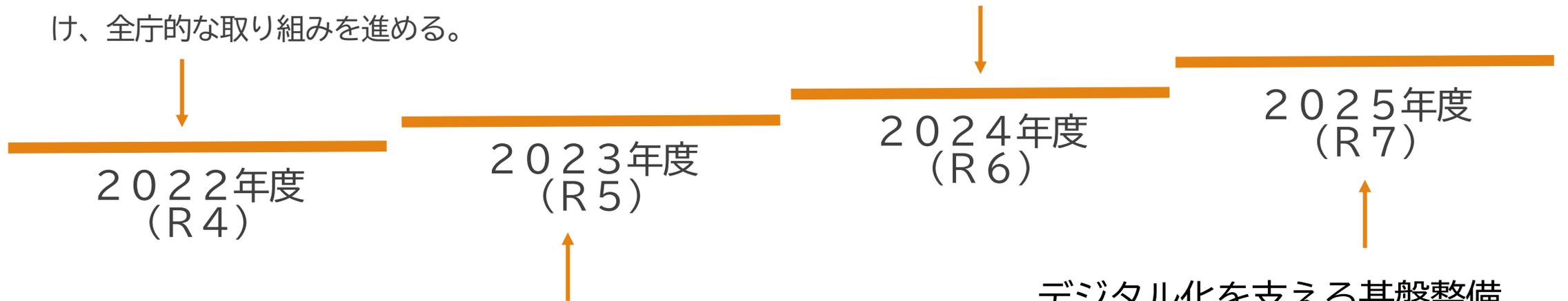
D X（デジタル改革）推進の今後の進め方

行政事務のデジタル化の促進

文書の電子化・電子決裁の導入など、事務の効率化・ペーパーレス化に向け、全庁的な取り組みを進める。

情報システムの標準化に向けて

2025年度の目標期限に向け、住民基本台帳や税などの基幹業務システムの標準化への対応を進める。



2022年度
(R4)

2023年度
(R5)

2024年度
(R6)

2025年度
(R7)

行政手続きのオンライン化の充実

電子申請を拡充し、市役所に行かなくてもスマートフォンなどで申請ができる手続きを増やす。

デジタル化を支える基盤整備

新庁舎整備や情報システムの標準化に向け、セキュリティの確保と機能的で使いやすい情報基盤の確立を目指す。

用語解説

用語	解説
DX (デジタル改革)	DXは、デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術やデータの利活用、またそれに伴う組織や制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」が「横断する」の意味を持つことから、視覚的に「X」と略されるようになった。
ICT	インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
AI-OCR	書類や帳票に手書きで記載された文字をAIが読み取り、データ化する技術のこと。
RPA	コンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

職員の定年引上げについて

2021年(令和3年)6月の地方公務員法(以下「法」という。)の改正により、2023年度(令和5年度)から、地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや、管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度等が導入されるため、法改正の内容及び本市の対応案について報告します。

1 法改正の主旨

全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑高度化する行政課題への確に対応していくため、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

2 法改正の内容

(1) 定年年齢の引上げ(以下「定年引上げ」という。)

2023年度(令和5年度)から、職員の定年年齢を現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、2031年度(令和13年度)以降は65歳となります。

年 度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	

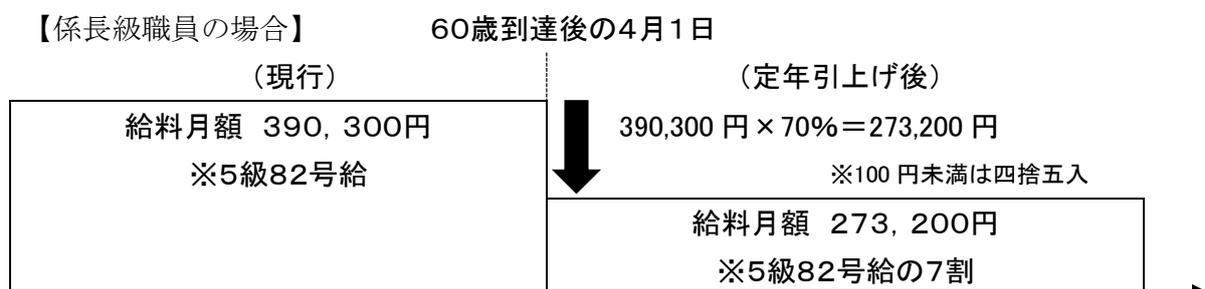
※定年年齢の段階的な引上げにより、2年に1回、定年退職者がいない年度があります。

(2) 役職定年制度の導入

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職については、原則、60歳に到達後、係長等の管理職以外の職となります。

(3) 給与の取扱い

- ① 職員の給料月額、当分の間、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、原則、「7割水準」となります。



② 退職手当については、当分の間、60歳に達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職した場合であっても「定年退職」の支給率により算定することになります。

(4) 定年前再任用短時間勤務制度の導入

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）する制度です。

勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様です。

なお、現行の再任用職員制度については、法改正により廃止となりますが、2031年度（令和13年度）末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、「暫定再任用職員」として残ることになります。

3 本市における定年引上げの取扱い（案）

(1) 導入時期等

法に基づき、本市においても、2023年度（令和5年度）から、定年年齢の段階的な引上げ及び役職定年制度を導入する予定です。

【年度毎の定年引上げ者数】

年度	制度完成									
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
定年年齢	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
対象者数※	47人		94人		153人		216人		291人	

※61歳以上で定年年齢が引き上げられた職員数

(2) 法改正後に60歳に到達する職員の勤務条件等について

職員の勤務条件については、法に基づき、次のとおり、国に準じた取扱いを予定しています。

	現 行	導入後（60歳以降）
勤務形態	常勤	同左
任 期	定年年齢まで	
定員管理	定数内	
職務の級	・ 行政職の場合、1級（事務職員等）から8級（局部長級）まで	・ 5級（係長級）以下 ・ 管理職であった者は、原則、翌年度に役職定年により係長等となる
給料月額	給料表の給料月額（10割水準）	60歳時点の給与の7割水準
諸 手 当	通勤、住居、扶養、期末勤勉手当等	同左

(3) 配置先（職務の内容）

- ① 60歳以降の職員の配置先については、長年培った能力や経験を有効に発揮できることを念頭に、体力面や安全衛生等の観点も考慮し、現行の再任用職員の配置職場を基本としながら、国や他市の取扱いも参考にして決定する予定です。
- ② また、役職定年制の導入に伴い管理職から一般職に切り替わる職員については、係長又は担当係長として、職務の多様化に応じた配置を検討します。

(4) 短時間勤務の扱い（高齢者部分休業制度の導入）

短時間勤務については、定年前再任用短時間勤務職員制度に加え、60歳以降も正規職員の身分のまま短時間勤務ができる「高齢者部分休業制度」の導入を予定しています。

【高齢者部分休業制度とは・・・】

加齢による諸事情への対応、ボランティア従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に先行的に休業を取得できる制度です。（休業時間分は無給扱い）

本制度は、従前から法に規定されていますが、全国的に導入している自治体はごく一部に留まっており、国からは、定年引上げの導入に合わせて本制度を活用するよう通知を受けています。

【高齢者部分休業制度と定年前再任用短時間勤務職員の比較】

	高齢者部分休業制度	定年前再任用短時間勤務職員
職員の身分	正規職員（常勤職員）	非常勤職員
職の異動	なし（正規職員のまま）	退職後、短時間勤務の職に再任用
制度利用開始年齢	概ね55歳以降	60歳以降
勤務時間数	週の勤務時間の2分の1を超えない範囲で勤務時間を短縮することが可能	週30時間又は31時間
その他	フルタイムへの復帰が可能	フルタイムへの復帰は不可

4 制度導入に向けた検討課題

(1) 役職定年制度の特例の適用

職務の特殊性により欠員補充が困難な職等がある場合、当該職等に従事する管理職の職員については、法の規定に基づき、60歳到達後以降も、引き続き管理職として勤務することができます。

今後、安定性・継続性を重視した行政運営のため、役職定年制度の特例を適用することが想定されるため、特例となる職等については、国や他市の状況を参考に、定める予定です。

(2) 再任用職員（暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員）の給与
 現行の再任用職員の給与水準は、正規職員の5割程度となっています。

これは、再任用職員の給与水準については、再任用制度導入前の過去の嘱託職員に支給していた給与水準を踏まえ、決定しているためです。

一方、定年引上げとなる職員の給与水準は、引上げ前の正規職員の7割程度となります。

現時点では、国からの通知によりますと、再任用職員の勤務時間、給与の仕組み等については、定年引上げ導入後も、現行と同様の取扱いとされていますが、定年引上げとなる職員と再任用職員の職務については、ほぼ同様となる場合も考えられるため、これらの給与水準のバランスが課題となっています。

(3) 管理職から係長級に切り替わる者の給料月額調整

国家公務員の取扱いによると、60歳に到達した日以後に役職定年により管理職から係長級に切り替わる者については、当分の間、係長級の給料月額の「7割水準」の額に加え、当該額と管理職であった頃の給料月額「7割水準」との差額を支給することになります。

この場合、管理職から係長級に切り替わる者と、係長のまま定年引上げとなる者については、同一の職務、職責であるにも関わらず、異なった給与水準になるため、本市における取扱いについては、他都市の例も参考にしながら、慎重に検討したいと考えています。

5 人件費への影響額（見込み）

(1) 退職手当を除く人件費

60歳以降の職員が発生する2024年度（令和6年度）から、定年引上げとなる職員と現行の再任用職員の給与水準の差に相当する人件費が発生します。また、2年に1歳の定年年齢の引上げにより対象職員が増え、人件費が増加する見込みです。

(2) 退職手当

定年引上げ導入後、2年に1回、定年退職者がいない年があるため、2031年度（令和13年度）までの間、退職手当が発生しない年が発生します。

単位：億円

	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
(1)による 人件費の増	0.0	0.7	0.7	1.4	1.5	2.4	2.5	3.5	3.7	4.7
(2)による 退職手当の減	▲12.9	0.0	▲12.3	0.0	▲16.1	0.0	▲15.8	0.0	▲17.4	0.0
影響額	▲12.9	0.7	▲11.6	1.4	▲14.6	2.4	▲13.3	3.5	▲13.7	4.7

6 スケジュール

- ・令和4年 9月 9月議会に条例案を提出
- ・令和4年10月 職員へ定年引上げ導入の周知
- ・令和4年12月 令和4年度末の定年退職職員への意向調査
- ・令和5年 4月 制度施行

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金の活用について

新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金は、感染症の拡大防止と早期収束を願って、感染症対策にかかる様々な取り組みを応援したいという多くの皆さまから寄せられた寄附金をもとに積み立てられた基金で、感染拡大の防止等に活用することとしています。

基金残高については、令和3年4月から12月までの間に6,354万1千円の寄附をいただき、令和3年12月末時点で1億2,484万5,893円となっております。

この基金については、3月補正予算に基金繰入金として9千万円を計上し、以下のとおり令和3年度に実施している新型コロナウイルス感染症対策に活用することを報告いたします。

1. 寄附金の受入状況

区分		金額(円)
令和2年度末(令和3年3月末)時点の基金残高		61,304,893
4月から12月までの受入	ふるさと納税としての寄附(2,617件)	59,506,000
	通常の寄附(24件)	4,035,000
令和3年12月末時点の基金残高		124,845,893

2. 基金の活用用途

(1) 令和3年度中の基金の取り崩し予定額 90,000,000円

(2) 令和3年度に実施している事業への活用

基金の活用用途に従い、以下のように充当事業を予定しております。

活用用途	主な充当事業	活用予定額
1 医療体制の充実	新型コロナウイルス感染症対策事業 救急高度化事業(感染者搬送資機材の充実)など	20,000千円
2 市民生活の支援	市民全員・飲食店サポート事業 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 介護・障害福祉サービス等支援事業など	30,000千円
3 感染拡大の防止	新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 法定予防接種事業(高齢者インフルエンザ)など	30,000千円
4 その他	こども夢応援プロジェクト事業 学校情報通信機器運用事業(タブレット端末配備)など	10,000千円

※ 活用予定額は、各事業の予算額等を考慮して予定しているものですが、今後、各事業の執行実績に応じて変更する可能性があります。

3. その他

基金活用後の残高約3千5百万円は、令和4年1月から3月に受け入れる寄附金と合わせて基金に積み立てた上で、令和4年度以降の事業に活用いたします。

公共施設配置適正化基本計画の一部改訂について

1 改訂の目的

明石市公共施設配置適正化基本計画（平成27年3月策定、以下「本計画」という。）につきましては、公共施設にかかる配置適正化及び計画的な維持管理による長寿命化をその目的とするとともに、国が全国の自治体にその策定を求めている公共施設等総合管理計画としても位置付けています。

また、交付税措置の高い（措置率30%）公共施設等適正管理推進事業債の借入れにつきましては、本計画の策定が条件となっています。

この度、国より令和3年度中に最新データへ改訂するよう依頼がありました（総務省通知：令和3年1月26日総財務第6号）。そこで、本計画を公共施設のユニバーサルデザイン化の推進、長寿命化対策の効果、大規模災害への対策等最新のデータに改訂することで、当該事業債を令和4年度以降も引き続き活用して参ります。

2 改訂の概要

- (1) 公共施設にかかるコスト：施設長寿命化対策の削減効果額約▲22億円/年
- (2) ユニバーサルデザイン化の推進方針：バリアフリー・点字誘導などの推進
- (3) 公会計と連動した進行管理：有形固定資産減価償却率54.3%（2020年度）
- (4) 過去の実績：市有施設包括管理業務委託（人件費▲48,000千円/年）・電力及びガス一括調達（光熱費▲199,700千円/2021年）・公有財産の有効活用等

3 改訂までの流れ

2022年(令和4年)2月	計画改訂案の作成
2022年(令和4年)3月	3月市議会報告（総務常任委員会） 明石市公共施設配置適正化基本計画の一部改訂
2022年(令和4年)4月	一部改訂について公表

【参考】公共施設等適正管理推進事業債の借入実績

2017年度(平成29年度)	借入額 6,400千円（事業費 7,188千円）
2018年度(平成30年度)	借入額 39,400千円（事業費 43,972千円）
2019年度(令和元年度)	借入額 101,500千円（事業費 112,896千円）
2020年度(令和2年度)	借入額 191,000千円（事業費 212,302千円）
2021年度(令和3年度)	借入額 260,200千円（事業費 289,200千円）（予定）

2022年度(令和4年度) 組織改正案について

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せず、様々な分野で影響が続く中、本市では、感染症対策に全庁をあげて最優先で取り組んでいます。

新年度においては、引き続き市民の命と健康を守る取り組みを最優先に行うとともに、新たにスタートする「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の効率的・効果的な推進を図るため、各局における新たな行政課題に対応した室・課等の設置や、職員配置の弾力的な運用に向けた組織の統廃合・見直しを行い、柔軟で円滑な事務執行体制の整備を図ります。

2 改正の概要

P.3～「2022年度(令和4年度)組織改正総括表(案)」のとおり

※改正後の組織の規模

〔現行〕 11局40室74課177係

〔改正〕 11局40室73課169係 (1課減、8係減)

3 各局の組織改正の概要

(1)政策局

新年度から取り組む「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の推進を図るため、インクルーシブの取組やLGBTQ+をはじめ、重要な課題であるジェンダー平等に係る取組を統合的かつ効率的に推進するため、新たに「ジェンダー平等推進室」を設置します。

また、新庁舎整備などハード面も含め、本市の重点施策の推進に係る企画調整を効率的・効果的に推進するため、SDGs推進室とプロジェクト推進室を「企画・調整室」に統合・再編します。

また、本のまち推進室をシティセールス推進室に統合し、同室内に「本のまち推進課」を設置することにより、市の魅力発信・創造とあわせて、一層の「本のまち明石」の推進を図ります。

(2)総務局

今年度、情報管理課にICT担当を配置し進めてきた行政デジタル化について、新たに策定する明石市行政DX推進方針に基づき、市民サービスの向上と業務の効率化を進めるため、「デジタル推進課」を新設します。

(3)市民生活局

気候非常事態宣言を表明している本市として、再生エネルギーの活用など、脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「環境創造課」を新たに設置します。

(4)こども局

明石こどもセンターの「こども通学・面会等支援課」を「総務課」に統合し、一時保護した子どもに対する通学や面会などを含め、総合的な支援を行います。

(5)都市局

下水道総務課の総務係と経営係の事務分担を見直すとともに、経営係の名称を計画係に変更し、下水道事業の各種計画に係る調整・推進等を図ります。

(6)水道局

水道局の総務担当と経営担当の事務分担を見直すとともに、経営担当を「経営企画担当」に改め、阪神水道企業団からの受水に係る協議や経営戦略の進捗管理など課題への対応を図ります。

(7)教育委員会

総務課、学校管理課、青少年教育課を所管する「教育企画室」を新設し、室・担当制を導入することにより、柔軟な人員配置や事務分担を行える体制とします。

(8)その他

職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査など公平委員会事務局の事務について、独立性を担保するため、総務局の総務課職員の併任から、監査事務局職員の併任に変更します。

4 改正の手続

事務分掌規則の改正を行い、2022年4月1日の実施を予定しています。

2022年度（令和4年度） 組織改正総括表（案）

改正案（2022年4月1日）			現 行（2021年4月1日）		
1 市長事務部局			1 市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	シティセールス推進室		政策局	シティセールス推進室	
	広報課			広報課	
	シティセールス推進課			シティセールス推進課	
	天文学館			天文学館	
	本のまち推進課			<u>（新設）</u>	
	<u>企画・調整室</u>			<u>S D G s 推進室</u>	
	<u>ジェンダー平等推進室</u>			<u>（新設）</u>	
	<u>（削る）</u>			本のまち推進室	
	<u>（削る）</u>			プロジェクト推進室	
総務局	総務管理室 総務課 情報管理課 <u>デジタル推進課</u> 工事検査課	略	総務局	総務管理室 総務課 情報管理課 <u>（新設）</u> 工事検査課	略
市民生活局	環境室 環境総務課		市民生活局	環境室 環境総務課	
		<u>（削る）</u> <u>（削る）</u>			<u>地球温暖化対策係</u> <u>自然環境係</u>
	<u>環境創造課</u>	略		<u>（新設）</u>	略
	環境保全課		環境保全課		
	資源循環課		資源循環課		
	収集事業課		収集事業課		
	産業廃棄物対策課		産業廃棄物対策課		
	あかし動物センター	略		あかし動物センター	略
こども局	明石こどもセンター 総務課 緊急支援課 こども支援課 <u>（削る）</u> さとおや課 こども保護課	略	こども局	明石こどもセンター 総務課 緊急支援課 こども支援課 <u>こども通学・面会等支援課</u> さとおや課 こども保護課	略
都市局	下水道室 下水道総務課		都市局	下水道室 下水道総務課	
		<u>総務係</u> <u>計画係</u> <u>業務係</u> <u>排水設備係</u>			<u>総務係</u> <u>経営係</u> <u>業務係</u> <u>排水設備係</u>

改正案（2022年4月1日）			現行（2021年4月1日）		
2 水道局			2 水道局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
水道局	総務担当	総務係 財務係	水道局	総務担当	総務・管理係 (新設)
	経営企画担当	経営企画係		経営担当	経営係
	業務担当	略		業務担当	略
	工務担当	略		工務担当	略
	浄水担当	略		浄水担当	略
3 教育委員会			3 教育委員会		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
教育委員会事務局	教育企画室		教育委員会事務局	(新設)	
	総務担当	(削る)		総務課	企画総務係 人事給与係 学事係 財務係 教育施設係
		(削る)			
	学校管理担当	(削る)		学校管理課	
		(削る)		(新設)	
	青少年教育担当				
	学校給食課	略		学校給食課	略
	学校教育課	略		学校教育課	略
児童生徒支援課	略	児童生徒支援課	略		
(削る)	(削る)	青少年教育課	育成係 学校図書支援係		
	(削る)				
○組織の規模			○組織の規模		
11局 40室 73課 169係 (1課減 8係減)			11局 40室 74課 177係		
〔 市長事務部局 7局 36室 59課 125係 〕			〔 市長事務部局 7局 37室 57課 127係 〕		

議案第1号関連資料

すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市の「誰一人取り残さないまちづくり」の更なる推進を図るため、こどもや高齢者、障害者だけでなく、誰もが支援が必要な状態になりうるという考えに立ち、支援が必要な人も含めたすべての人と一緒にまちづくりを進めるといふ、市が目指す「やさしいまち」の包括的な指針を定めることを目的とする。



2 条例の概要

(1) 基本理念（目指すインクルーシブ社会の姿）

- ①支援が必要な人が確実に支援を受けられる社会
- ②支援が必要な人の自己決定権が尊重される社会
- ③すべての人にインクルーシブ理念の必要性が理解される社会
- ④すべての人が個性を活かし、持てる力を最大限発揮できる社会

(2) 基本方針（取組方針）

- | | |
|------------|----------|
| ①あらゆる差別の解消 | ③情報の確保 |
| ②当事者参画の推進 | ④関係機関の連携 |

(3) 推進する基本的施策

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ①インクルーシブ教育の推進 | ⑥地域生活関連施設の整備等 |
| ②災害時要配慮者の支援等 | ⑦移動手段の確保 |
| ③総合相談体制の整備等 | ⑧移動円滑化促進方針及び
基本構想との関係 |
| ④地域生活の支援 | |
| ⑤障害者等に対する雇用及び就労支援 | ⑨ユニバーサルツーリズムの促進 |

3 施行期日

2022年(令和4年)4月1日

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2021年12月15日(水)～2022年1月19日(水)

(2) 意見総数 122件(77人)

20～40代(8人)、50代(13人)、60代(29人)、70歳以上(27人)

(3) 意見(抜粋)

- ・賛成(72人)、内容が不十分(2人)、反対(0人)
- ・多様な当事者の声が反映されるインクルーシブなまちづくりが進むことを期待。
- ・すべての脆弱な立場にある人を対象とした条例であり安堵している。
- ・性的マイノリティである私も安心してこのまちで暮らしていける根拠になる。
- ・障害者重視に見える、障害以外の属性(人種・宗教など)を示すべき
- ・インクルーシブが難しいので、わかりやすい言葉で丁寧に説明していくべき。
- ・明文化することで、ソフト面のバリアフリーなどが広がることを期待。

<条例案の修正点>

- ・前文を「である調」から「ですます調」に変更
- ・第8条「あらゆる差別の解消」の取組に、「市民や事業者との連携」を追記

5 今後の取組方針

(1) わかりやすい版パンフレットの作成

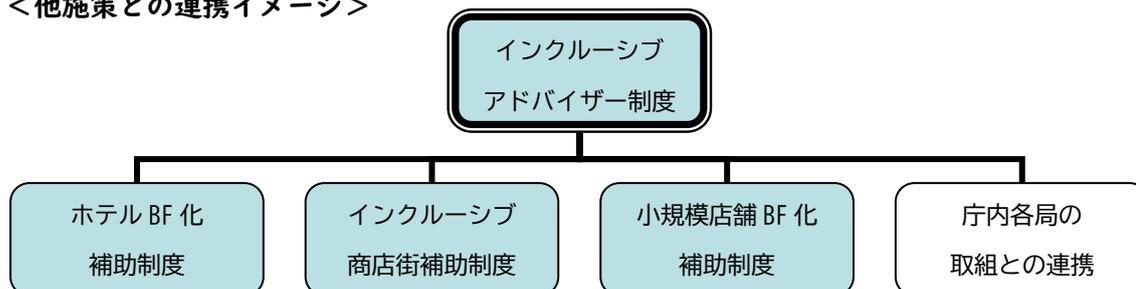
こどもから高齢者まで幅広い層にインクルーシブを理解してもらえるよう、漫画を活用したパンフレットを作成するとともに、出前講座などで周知啓発を進めます。

(2) インクルーシブアドバイザー制度の実施

基本方針の一つである「当事者参画の推進」に重点的に取り組み、障害者をはじめとする多様な当事者や支援者、専門家との意見交換の場を市がコーディネートし、地域の活動団体や事業者の取り組みを支援していきます。

また、来年度予定している商店街やホテルのバリアフリー補助事業についても、補助要件にインクルーシブアドバイザー制度の活用を義務づけることで、当事者とのコミュニケーション機会を確保し、実効性のあるバリアフリー事例を積み重ね、当事者の声による気付き・改善プロセスの定着を図ります。

<他施策との連携イメージ>



議案第4号関連資料

明石市個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の目的

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の廃止に伴い規定の整備を図る。

また、「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）の一部改正に伴い規定の整備を図る。

2 改正の概要

（1）引用法令の廃止に伴う規定の整備（第2条、第14条関連）

令和4年4月1日に、国の個人情報保護制度が「個人情報の保護に関する法律」に統合されることにより、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止される。このため、これらの法律を引用している規定の整備を図る。

（2）引用法令の一部改正に伴う規定整備（第28条関連）

「番号法」の一部改正により、同法の引用条項ずれが生じたため、規定の整備を図る。

（3）その他（第28条関連）

情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、保有個人情報の提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日、ただし、上記2（2）、（3）については公布の日。

4 今後の動向

条例によって規定している個人情報保護制度について、国の法体系一本化の方針により、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」によって規定されることになるため、令和5年3月までに「明石市個人情報保護条例」の抜本的な改正を行う。

議案第42号関連資料

明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例制定のこと

工場緑地面積率については、産業界から市内産業の活性化を図るため、緩和の要望を受けており、一昨年の12月市議会において明石商工会議所から提出された工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願が採択されています。

市は、明石市工場緑地のあり方検討会を設置し、同検討会においては、経済・環境・社会の三側面からの多角的かつ長期的な視点を持って、市民目線による丁寧な議論が行われ、本年1月7日付で同検討会から市へ答申書が提出されています。

そこで、市は、答申書の内容を最大限尊重した条例素案について、パブリックコメントを実施し、下記のとおり条例を制定しようとするものです。

1 制定の目的

本市のSDGsの理念に基づくまちづくりの考え方を踏まえ、地域産業の活性化と生活環境の向上を目指し、工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する基準を定めるとともに、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する取組を推進するため、条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要（※下線部は素案からの修正箇所）

(1) 指定する緑地面積率等（第3条関係）

用途地域	面積率	人工島	市街地
工業専用地域	緑地面積率	5%以上	10%以上
工業地域 準工業地域	環境施設面積率	10%以上	15%以上

(2) 「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」（第6条関係）

- ・特定工場の新設や変更の届出を行おうとする者が、緑地面積を減少させ、かつ、法準則に定める割合を下回り、緑地を整備しようとする場合、明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度（緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比べてより良いものとなること。）として、市、当該特定工場を設置する者及び地域住民のパートナーシップの下、周辺地域における生活環境等の向上に資する取組で、かつ、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議における評価及び助言を受けて行う取組（以下、「緑化等の取組」という。）が行われなければならないものとします。
- ・対象事業者は、緑化等の取組として、良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動その他の取組を実施するものとします。ただし、当該対象事業者は、これにより難しい場合は、その選択に基づき、市が行う緑化の推進のための費用を拠出することをもって緑化等の取組に代えることができることとします。

(3) 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議（第7条関係）

- ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの達成に向けて、緑化等の取組を支援するため、緑地面積率の緩和後における周辺地域における生活環境等について、緩和する以前よりも向上しているか総合的に評価するとともに、専門的な立場で必要な助言や提案を行うための第三者機関として、明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議を設置します。
- ・アドバイザリー会議は、緑化等の取組について市へ意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組を求めます。

(4) 地域協定の締結（第8条関係）

- ・緑地面積率等の緩和は地域の理解が不可欠であることに加え、特定工場と地域の共存を目指し、パートナーシップによるまちづくりを推進する観点から、緑化等の取組などについて、特定工場とその立地する地域の住民及び市は協定を締結することとします。

(5) 情報の提供及び表彰（第9条関係）

- ・市は、企業が協定に基づいて行う緑化等の取組について市民へ情報提供するとともに、当該緑化等の取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰することができるものとします。

(6) 条例の見直し（附則第2項関係）

- ・本条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うこととします。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 パブリックコメント

(1) 実施期間

2022年1月15日（土）～2月13日（日）

(2) 意見総数（116件）

賛成	緩和反対	条件なし緩和	その他
61件	14件	28件	13件

(3) 主な意見

別紙1のとおり

【参考】

① 年代

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	未回答
3件	4件	4件	23件	8件	27件	36件	11件

② 市との関わり

在住	在勤	在住・在勤	在学	その他	未回答
88件	9件	11件	2件	1件	5件

「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（案）」に対するパブリックコメント（結果）

(1) 実施期間 2022年1月15日（土）～2月13日（日）

(2) 意見総数 116件

賛成	緩和反対	条件なし緩和	その他
61件	14件	28件	13件

(3) 市民意見の内容

【賛成】

NO	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度（緑地20%以上）では、既存不適格の工場においては、老朽化した施設の建替えを行えず、労働環境の改善も行えないなど不都合も多いので、工場緑地面積率を市街地10%以上、産業団地である南二見を5%以上とすることに賛成です。 ・また、明石市の条例（素案）は、特定工場を設置する者と、地域、市がパートナーシップによる取組を進め、緩和する前よりも「環境・経済・社会」の三側面にプラスの効果を生み出す「三方よし」の内容なので賛成です。ぜひ、そういう方向で条例を制定していただきたいです。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・明石広報でも、工場緑地面積の記事を読みました。本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。公害は少なくなったかもしれませんが、私たち人類は、地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地の緩和は、SDGsなどの世界の流れに逆行していると思います。 ・それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむを得ず緩和が必要なのであれば、最小限にしていきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、柔軟な考え方だと思いました。 ・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。必ずお願いしたいです。よろしくお願いします。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には賛成ですが、次のような点に留意して頂きたいです。現在の法律が50年前に出来た背景が公害問題という事を考えれば、今はそれ以上に深刻な気候危機が切迫しています。山がない明石では工場緑地が貴重な緑の資源と言えます。そうであるなら、工場や企業の社会的責任は大きなものがあるのではないのでしょうか。 ・近隣では緩和していない西宮市などがありますが、これらの自治体に現状や所見を聞かれたのでしょうか。経済最優先の社会システムが招いた気候危機をストップするために真剣に考えるべき時で余り猶予はありません。 この条例案と直接関連はしませんが、昨年近隣の上ヶ池公園に保育園が建設されました。そのために相当数の大木が伐採されました。 ・子育ての街、明石にとって待機児童解消の重要さを理解しますが公園の緑を守り、次世代へ良好な環境を残すことも大切です。そして気候非常事態宣言をした明石市が環境先進都市として大きく前進し子どもたちが健やかに育っていく事を心から願って

	います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電所についても、昨今災害に伴う周辺地域への被害や景観などで新たな問題が発生しています。(例：熱海の土砂災害の原因の一つにパネルがあった等) 従いまして、今後は太陽光発電も対象にしても良いのではないかと考えます。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地面積率は国が定めた面積率より下げないでください。気候変動が深刻な状況になり、大規模な山火事も多数発生。木がどんどん減ってしまっている状況なのに意図的に木を減らすようなことは極力避けて頂きたいです。 ・SDGs 未来都市・明石の名に恥じないような行動を取ってください。あるいは、緑地を減らすのであれば、屋上にソーラーパネルの設置を義務づけるなどCO2を減らせる取り組みを行って頂きたいです。屋上庭園を作るのもいいと思います。 <p>あと明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は素晴らしいので、必ず実現させてください。以上ご検討よろしくお願い致します。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、三方よしや里山資本主義的な考え方も反映されていて素晴らしいと思います。是非、実現に向けて動いて下さい。
7	<p>(条例の総論として)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画手続きとして、検討会が設置され、パブコメも実施されており、適正に処理されたものと考えています。ついては、内容に関して反対の意見があると載っていましたが、手続きに問題はなく、条例に賛成します。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・本来工場立地法とは、工場を建てる際に、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことなく調和を保てるように、特定の条件にあてはまる工場に対して適用される法律です。緑地や環境施設を一定割合で工場内に設けることによって、公害が発生しにくい体制を整え、周辺的生活環境の保全を図ることを目的としています。 ・樹木や草花のみどりは、人々の生活にうるおいや安らぎを与え、快適な都市環境を形成する上で重要な役割を果たしています。都市環境の緑化は、大気の浄化・ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透の促進など地域環境を維持・改善するとともに、工場職員の勤労意欲の増進や企業イメージの向上にも寄与するものと考えられます。 ・明石市では2050年のカーボンニュートラルを目指して市内全体の二酸化炭素排出量を減らしていくことを表明しています。このことは行政や市民の努力だけでなく、市内に存在する企業の協力なしに実現できないのは明らかです。その協力を得るためにも工場立地法の特例処置については、市のSDGs総合計画との整合性を図り、二酸化炭素排出量削減への具体的な方法をとるための重要な機会です。 ・単に一律に緩和するのではなく、太陽光発電施設の導入を条件にするなど、様々な形での市の準則の設計が考えられます。例えば太陽光発電には、工場にも大きなメリットがあります。具体的には、発電した電気を自社で使用するによる電気代削減や、環境経営への足がかりになるといったことが期待されます。昨今の社会情勢において、環境経営は企業が対応を迫られている課題の一つであるため、太陽光発電の導入は工場立地法以外にもさまざまな面で企業の助けとなります。最近ではPPA「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」など太陽光施設導入への有利な方法が提案されています。 ・「緑地面積の確保が難しい」という場合でも、駐車場や生産施設の壁面・屋上を緑地

	<p>化する、或いは太陽光発電設備を併設する「重複緑地」を活用することで、緑地を増やすことは十分に可能です。自家消費型の太陽光発電を設置すれば、環境施設や重複緑地として認められるだけでなく、電気代の削減やCO2排出量の減少による温対法対策など、さまざまなメリットが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としてはその方向への誘導するための補助などの制度設計を、この機会に考えるべきなのではないでしょうか。条例もその制度を組み込む形で作ってほしいと思います。 ・敷地内の緑地化は、工場立地法を守るという意味合いだけではなく、環境に配慮した企業であることをアピールできるという利点もあります。また、緑地・植物による従業員のストレス軽減といった効果も忘れるべきではありません。 ・ネット・ポジティブ・インパクトも一つの方法ですが、金を出せばいいという考え方だけではなく、ぜひ明石市内の企業にCO2排出量の削減による温暖化対策へのスタートを切ってもらいましょう。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市条例に提案されている「ネット・ポジティブ・インパクト」の考え方は良いと思います。我々市民としては周辺の各工場が地域協定は安心感がある。各工場は、地域があつてこそその工場立地である考え方を示してもらえるとありがたい事です。 ・議員が提出した条例はいろいろな面から検討した内容からの提案とは少し配慮がたりないと考えられすっきりと受入れられない。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地面積率が下がるのは残念ですが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトを取り入れるのであればSDGs未来都市にふさわしい非常によい方針だと感じました。 ・企業にとっても、SDGs未来都市の明石市を拠点としているということが良いブランドイメージに繋がり、ネット・ポジティブ・インパクトで必要となる負担以上にメリットが大きくなるはずです。単に工場緑地面積率を緩和するだけでなく、明石の未来につながる方向で条例を制定していただきたいです。 ・蛇足ですが、先日議員提出の条例が採択されたと知り、市民の意見を伝える機会もないものかと失望していましたが、今回このような形でパブリックコメントが募集され安心しました。今後とも、市民の意見を取り入れて条例制定等を進めていただきたく、宜しく願いいたします。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないですね。でも、人の生活にとって必要ならば、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトなら、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だとおもいました。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。 ・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながります。必ずお願いします。 ・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報道がありましたが、これは市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作っていただきたいです。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市の憲法というべき、明石市自治基本条例にもとづく市民参画を経て出された結果を最大限尊重すべきと考えます。「あり方検討会」の答申書に賛成です。「三方よ

	し」の制度に納得です。市街地 10%以上、南二見 5%以上に賛成です。「SDG s」一層の発展を祈念します。ご苦労様です。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は利益を追求するのが目的です。そのために市民や自然に対する配慮といったものに気が回らないのは当然かも知れません。高度経済成長期には環境汚染が起きて、工場緑地法等での規制が始まりました。しかし、環境は良くなったのでしょうか。昨今、地球温暖化による気候変動で、むしろ異常気象というかたちで地域環境が脅かされています。脱炭素社会を世界中が目指す中、緑地に関心が集まるのは当然のことです。 ・企業の規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。今現在のことだけを考えるのではなく、5年先10年先の未来を見据えた政策をお願いします。ヨーロッパでは、輸入品に関税をかける際に、生産地が環境配慮しているかどうかで、税率を変える考え方が導入されると聞きました。環境配慮している明石市が、生産地としてのブランドになるかも知れません。 ・以上により、検討会の答申を受けた「明石市工場緑地法特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・「明石市工場緑地のあり方検討会」の意見もくみ提案された「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地 10%、南二見 5%はギリギリですね。 ・全体としての明石市域には山や森林がないので、水田・畑だけでは足りません。そういう中で企業の工場敷地に貢献いただくことは一定のルールにして下さい。 ・ひな鳥がとまるどころがなく、弊害として人間に見られるなどもあり、土地、川、海がやせてしまわないか、素人ながら気になる場所ですから、緑地で貢献して下さい。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・環境施設面積率を現行の 25%⇒15%へ緩和することは、周辺環境やCO2削減など先進技術導入による前向きな環境対策を促進するものであり、老朽化設備の廃却によるエネルギー効率向上が大いに期待される。また、企業の競争力強化になるため、収益確保、雇用拡大の相乗効果で地域への還元効果も期待される。近隣市と比較しても不公平感が無くなる緩和策であり、妥当な判断と言える。 ・一方で、緑地整備への寄付金を企業へ強要する制度は、企業の収益力を逼迫するものであり、平等性に欠けるものであると考える。現在の明石市の税収を、緑地や環境整備などへ“如何に有効に投資するか”が重要であり、アドバイザー会議を通じて専門家等、広く意見を聞いて、市民の理解が得られるような方向性を示して欲しい。
17	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だと思います。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。 ・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながるので、必ずお願いします。 ・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報

	道があったが、市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作ってください。
18	<ul style="list-style-type: none"> ・議員提出の条例が決まったと知り私たち市民の思いを受け止めて頂きたいと考えました。 ・日本、世界で色々な災害がおこっています。自然を疎かにしている、また地球温暖化という深刻な問題に直面している今、工場緑地緩和は相反する流れだと考えます。その中で、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの内容は、現代、未来ある子どもたちにとってもよい環境だと考えます。市民、企業がよい関係を築けるように、又安心して生活できるような取り組みを検討して欲しいです。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に余裕が無い工場においては、老朽化による建替や生産性・競争力向上の為の設備投資が難しい。福利厚生施設にも影響がおよび、魅力ある職場環境整備が遅れば人材確保も難しくなる。SDGsへの貢献においては、緑地以外にも、太陽光発電設置推奨も良い方法ではないかと考える。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・地球気候危機の取り組みに工場の緑地に取り組んでほしい。 ・素案に賛成
21	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいことはわかりませんが、昔は排出したCO2は、地球上の海と森が吸収して、気候変動(温暖化)は起きていなかったが、化石燃料の膨大や使用によって徐々に温暖化が加速されてしまい、自然災害が多発しました。 ・産業革命時から気温1.5度以内にとどめるには尋常な取組では達成できないと思う。省エネもするが工場でもぜひ緑化にとりくんでほしい。小学校時に学習した炭酸同化作用(光合成)を思い出して取り組んでほしい!
22	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市は、市内の9000㎡以上の敷地面積を持つ工場の緑地を緩和することを主な目的とする条例案を3月議会に提案するにあたり、市民に意見を求めると聞きました。普段はあまり関心の無い問題ですが、気候危機が問題になっているときだけに工場の緑地にも関心を持たざるを得ません。広報あかし1月15日号を丁寧に読ませていただき、工場緑地の緩和に関する条例(素案)に意見を述べさせていただきます。 ・「明石工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取り組みの推進に関する条例(素案)」に賛成します。 ・明石市は工場緑地のあり方検討会を地域団体、事業者、学識経験者、環境団体の代表者によって設置し、6回開催し、慎重に議論してきました。その結果、①「SDGs未来安心都市・明石」との整合性をはかる、②「市内全域で条件付き緩和」、③「明石版ネット・ポジティブ・インパクト」制度の導入などは、きわめて先進的で妥当な結論だと思います。 ・明石市は、これらの検討会からの意見をもとに「条例案」を作成しました。その内容は、①工場緑地面積率を現在の20%以上から、市街地10%以上、南二見人口島5%以上に緩和する。②人にも地球にもやさしいまち、良質な緑地の形成、CO2排出量削減の取り組みなど、地球環境を守る方向が示されています。一定の緑地面積の緩和は現状を踏まえ、認めざるを得ないと思われます。 ・明石市は、「市民参加」の立場から検討会を設置し、議論をかさね、結論を出す時期が来ていました。それなのに、全く無視して議員提案をするなど、議会の役割を逸脱

	<p>していることは明白である。検討会の結論がダメだというなら、議会できちんと議論すればいいことです。設置を認めておきながら、結論の前にまったく別のものを提案するなど議員の良識を欠いたものだと言えます。明石市案を決定してください。よろしくをお願いします。</p>
23	<p>・検討会の議事録を読みました。工場立地法ができた経過、SDGs、環境基本計画、緑の基本計画等を踏まえての議論。第3回の市民意見をどう取り入れるかの議論。非常に熱心な議論が行われ、委員の皆様の熱意が伝わってきます。市民の意見を聞いた、第4回目以降からは、市民の意見に耳を傾け、非常に地に足のついた議論となっていると強く感じました。そして、市民の中に対立と分断を持ち込まず、どのようにして明石市の緑を守るか、非常にバランスの取れた議論と感じました。このような上に立って作成された市の条例素案は若干の意見の違いはあっても、支持します。</p> <p>・それに反し、議会が強行した条例は、市民と企業との間に紛争を招くものと言えます。市長が「再議」を表明したのは正しい姿勢です。</p>
24	<p>・明石市工場緑地のあり方検討会答申書は各分野に渡り、ていねいに説明され納得できるものでした。それでもCO2削減を第一に考えた時、今までの生活環境を大きく変える事になる緩和政策は必要なのだろうかと思います。どうしてもであれば今より以上の緑の形成やよりCO2排出量の削減に取り組んでほしいと思います。</p> <p>・ネット・ポジティブ・インパクト制度の導入に大いに期待しています。</p> <p>・この間検討会の結果も待たずに出された議員提案の条例は認める事ができません。</p>
25	<p>・明石市でおこなわれようとしているミティゲーションによるネット・ポジティブ・インパクトの創出は、「市民のたいせつな緑」をどうするのかという問題です。私は25前にアメリカ西海岸におけるミティゲーションの視察をおこなったことがあります。ロスアンゼルスでの大規模なウォーターフロント開発によって生息地を失うある希少種のために、カリフォルニア州のメキシコ国境へ至る海岸域にたくさんの代償地が点々と保護区等として設置された状況をみてきました。規模はことなりますが、ミティゲーションについての、効果や問題点、課題について、ある程度理解をしているつもりです。</p> <p>私たちの明石における、ミティゲーションという手法を利用したネット・ポジティブ・インパクトの創出は、単に工場緑地を削減し、その面積分をほかの土地にもとめれば済む、という短絡的な問題ではありません。また、ミティゲーションとは、代償という意味ではなく、影響の程度によって5段階的に設定された、生物・自然環境分野における回避措置のことをいいます。代償はこれらのうち、もっとも影響をうける5段階目に選択される措置です。</p> <p>ミティゲーション</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「回避措置--(影響を回避すること・何もしないこと)」 2、「最小化措置--(影響を最小限にすること)」 3、「修正措置--(受けた影響を修復・修正すること)」 4、「影響の軽減・除去措置--(影響を受ける生物の一時保護避難等)」 5、「代償措置--(影響の代償・同様環境の確保)」 <p>工場緑地のひとつひとつには、ちがった生態系が醸成されていて、それらのひとつひ</p>

	<p>とつについて、事前および事後の評価が必要となります。</p> <p>ネット・ポジティブ・インパクトを創出したとする根拠が何によって判断されるのか、本来、自然環境や生態系保全分野におけるこの概念は、生物の多様性や多様度、生物の生息状況等を基準として判断されるものです。もし、この概念を利用して、緑地基準の変更をおこなうとしても、まず、取り組まなければならないのは評価判断基準の設定です。「なるほど、ネット・ポジティブ・インパクトが創出されたね」と、誰もが納得する科学的・生物学的な評価判断基準の設定が必要となります。</p> <p>これらの設定には、生態系の把握という基礎的なデータがすべての基本となります。工場および事業所のひとつひとつが、みずからの土地と周辺の自然環境および生物情報について、どの程度理解しているのかわかりませんが、基礎的な生物情報をもたない事業所がほとんどではないかと考えられます。工場緑地の削減とこれにともなう代償措置としてのミティゲーションは、面積としての緑地を別の場所に確保しても、同等レベル以上の生態系が醸成されるとはかぎりませんし、むしろ、その土地でしか醸成されなかった生態系は、環境の変化や生物間競争等により、別の場所で再醸成されるのは難しいと考えるのが自然でしょう。</p> <p>もし、ミティゲーションという手法を利用するのなら、ミティゲーションが許容される明確な基準を設定することが必須となります。</p> <p>まず、単純に以下のような段階的作業が必要となるでしょう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、対象となる自然環境や生態系に関する基礎的データの確認 2、対象となる自然環境および生態系への評価(数値またはカテゴリー設定) 3、再醸成されると推定される自然環境および生態系と確保すべき代償面積の妥当性評価(数値またはカテゴリー設定) 4、代償地における自然環境や生態系の再醸成評価(数値またはカテゴリー設定) 5、再醸成されなかった場合の補償措置(補償の範囲および方法の検討) <p>また、代償地の選定や管理、費用負担とこれにともなう負担割合等も明確にする必要があります。</p> <p>いずれにしても、この明石でミティゲーションの手法を利用してネット・ポジティブ・インパクトを創出しようとするなら、工場緑地の削減面積分だけを、どこか別の場所に確保をして、「あとは野となれ山となれ」では市民が意見を述べ議論をおこなう意味はありません。経済発展のために自然環境を犠牲にしてきたことが、生物多様性やSDGsによって、持続可能社会の在り方が訴求されているのです。</p>
26	<p>・「明石市工場緑地のあり方検討会」が市長に提出した答申書にもとづき条例を制定することを望みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現「工場立地法」制定のきっかけとなった「公害問題」の改善の役割 ②現在国際的にも「2030年までにCO2排出50%以上削減目標で地球環境の危機打開目標」推進されている責任をはたす役割 ③「環境・経済・社会」の三側面でSDGsの推進を基本にしている点を評価・支持する。「SDGs未来安心都市・明石」らしい条例制定を望みます。 <p>・明石は人口増がつづき、将来とも住みつづけたい街として全国的にも注目されている。この課題についても明石が積極的役割をはたせることを望みます。</p>

27	<p>・工場緑地のあり方検討会がまとめを出す前に、市議会の一部会派の提案(=面積率20%の緩和)が市議会で多数の賛成で議決された。それに対して、市長があり方検討会のまとめを受けて、それをふまえた提案(条例素案)を示した。筋を通した態度だと私は思います。素案では工場緑地面積率現在20%を市街地10%、南二見5%となっている。あり方検討会の考え方を生かし、緩和を求める立場、法を守る立場、市民の緑が欲しい立場の合意がつくられることに賛成です。</p>
28	<p>・検討委員会が開催されている中で、議員提出で議会が採決したことは、検討委員会の答申を無視した民主主義に反した行為です。また、市民の代表として明石市政を議論する市議会のあり方として間違っていると思います。</p> <p>・そもそも、10年以内に世界がCO2排出に努力しなければ、動植物に大きな変化をもたらし、人類の生存をも危うくなります。気候変動もすでに起こっています。緑化について企業に偏重した結論より、企業も市民も一緒に考えて、よりよい明石を考える時代です。民主的な手続きを大切しましょう。「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取り組みの推進に関する条例(素案)」に賛成します。</p>
29	<p>・ネット・ポジティブ・インパクトというアイデアは非常によいと思う。私としては、議員の提出した条例は受け入れられない。</p>
30	<p>・明石市の条例に提案されているネット・ポジティブ・インパクトという考え方はいいと思う。工場緑地の緩和は若い世代の自分としても少し考えなおしてほしいと思う。</p>
31	<p>・工場緑地の面積率規制は、その制定趣旨からすると、工場側の経営的都合により規制を緩和するべきものではない。むしろ、今日の地球環境課題や市街地の住環境の逼迫を考えれば、むしろ規制を強化するべき課題と言えます。しかも、市政とまちづくりの目標にSDGsを掲げる本市にとっては、規制緩和は市のまちづくり目標および行政目標に逆行したもので、緩和するのはふさわしくない。</p> <p>・しかし、対象工場の中には既存不適格から従前規模の施設に更新できないというケースなどの窮状があることは、法人市民の事情として配慮せざるを得ない。したがって、一定の条件を付けて緩和を認めることはやむを得ない。検討委員会の答申に基づく市作成の条例案はそうした観点から作成されたものとして評価できます。</p> <p>・ただ、緩和措置を未来永劫継続するのではなく、一定の期間に限った時限立法にするか、一定期間を経ての見直しを明記するなどの対応が必要かと思われまます。</p> <p>・工場は地域社会の一員として立地し、事業活動を営んでいけます。地域住民の理解と協力、地域環境への貢献があつて初めて、地域に根差した企業活動が営めます。そもそも工場立地法によって工場敷地内に一定の緑地面積を確保することを義務づけた現行の緑地面積確保が規制された当時と異なり、今日ではその緑地の意義が飛躍的に高まっており、SDGsを自治体も工場も掲げる限りは、むしろ緑地の質をより高めていくことが要請される時代です。そのような中で、検討会の答申が「周辺地域との関係」を重視し、自治基本条例と協働のまちづくり推進条例に基づく地域のまちづくり組織である「まちづくり協議会」等との協議と協定締結を義務づけたのは、極めて妥当な考え方であり、条例に盛り込むことは当然だと思います。そうした観点が全く</p>

	<p>欠如した「議員提案条例」は、明石市の自治基本条例や協働のまちづくり推進条例にも反したもので、到底認められるものではありません。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が提出した条例は、市が提案しているような配慮が全く感じられません。 ・工場の近くに住む市民としても地域協定は安心感があります。日頃気になることを伝えられていいと思います。以上よろしく申し上げます。
33	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が問題になっていますが、身近なところで生活環境を大切にしたいと思っております。宜しくお願い致します。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地率の緩和は、本当はしてほしくないのですが、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、持続可能なこれからの明石市にとって、とてもいい考え方だと思います。これなら一定の緩和も地域住民としては容認しやすいです。 ・緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定することも市民の安心につながるので、必ずお願いします。 ・また、議員提出議案で、緩和に対する配慮措置もしていない条例が決まったとの報道がありましたが、市民に対してのパブコメや丁寧な説明もないのはおかしいので、検討会答申を元にした条例をきちんと作ってください。以上よろしくお願い致します。
35	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は、画期的で素晴らしいですね。必ず実現させてください。 ・実は、新聞で、緩和に対する配慮措置もしていない議員提出の条例が決まったという記事がありましたので、パブコメもなく意見も言えないと思っていました。検討会の答申を受けて、このように条例案のパブコメを書くことができ、ほっとしています。ありがとうございます。 ・本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。周りの母親達もそのように言っています。地球温暖化や気候危機という世界的な問題を解決しなくてはいけない潮流の中で、工場緑地緩和は、SDG s などの世界の流れに逆行していると思います。 ・緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむをえず緩和が必要なのであれば、最小限にさせていただきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、「誰一人取り残さない」SDG s に則った、とても素晴らしい考え方だと思いました。 ・地域協定や緑化等の取組に係るガイドラインを策定していただけると、私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。明石に移住したい人もさらに増えると思います。必ずお願いしたいです。よろしく願いいたします。 ・また、議員提出議案で、一方的な条例を決めてしまうというやり方は容認しないでください。今後も、市民への丁寧な説明やパブコメもなく条例を決めてしまうことがあってはならないと思っています。 ・地域協定という考え方に賛成です。市民として今後も気になることや意見が伝えやすく、安心感があります。よろしく願いいたします。
36	<ul style="list-style-type: none"> ・SDG s に先進的に取り組んでいる明石市政にとって工場緑地については大切なことだと思います。基本的に「明石市工場緑地のあり方検討会」答申について賛同しますが、出来るだけ緑地が確保されるようにしていただきたく思います。 ・市民無視・企業優遇の自民・公明が制定した条例には反対します。まさしく横暴と

	いえます。
37	<p>・明石には山がなく、緑が少ないように思います。明石公園の木も大量に切られていますし…。SDGsの観点からも工場の緑地は多く残してほしいと思っていました。「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」はとても良いと思います。話し合いで良い方向へとぜひ取り組みを進めてほしいと思います。</p>
38	<p>（「素案」について） 賛成します。 （第2章・第3条） 変更（緩和）により環境（CO2等の削減）変化の推定値があればよい。 （第3章・第6条・4項） 地域住民の定義は…積極的に協力…となれば。明確にしたほうが良いと思う。 （追記意見です） 明石市全体の環境（緑化プランなど）再検討を。大久保北・市の遊休地の維持。大久保～魚住間の耕地維持。水とみどりの都市空間を。</p>
39	<p>・新聞で、議員提出の条例が決まったと聞いて、パブコメもないし、意見も言えないと思っていましたが、検討会の答申を受けて、条例案のパブコメがあって、ほっとしています。</p> <p>・本当は工場緑地面積率の緩和はしてほしくありません。公害は少なくなったかもしれませんが、私たちは地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地緩和は、SDGsなどの世界の流れに逆行していると思います。それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの理由で、やむをえず緩和が必要なのであれば、最小限にさせていただいたり、屋上庭園など緑を多く配置していただきたいです。そういう意味からも、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想は、目から鱗で、とても素晴らしい考え方だと思いました。</p> <p>・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。必ずお願いしたいです。何卒よろしく願いいたします。</p>
40	<p>・検討会が周辺地域との関係を大切に、「まちづくり協議会」等との協議と協定締結を義務づけた…、その考え方は妥当です。</p> <p>・一方、「議員提出の条例」は、その配慮に欠けていて、市民として受け入れられるものではありません。</p>
41	<p>・「素案」には賛成します。今後、明石のみどりの向上には力を入れてください。道路の植樹帯（緑地）の植え込みもお願いします。</p>
42	<p>・基本的に賛成です。</p> <p>・第6条にて工場内緑地率の緩和に伴う緑地の減少に後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が緑地の減少前と比してより良いものとなるという、ネット・ポジティブ・インパクトの考え方が評価できる。この考え方が地域協定の締結など明確な条件付きであることが分かりやすい文面にして欲しい。</p> <p>・その他、別途可決済の議案提出案については、下記の理由で反対です。①例規委員会の審査を受けていない。②パブコメを1ヶ月の期間実施していない。③広く告知を</p>

	していない。
43	<p><歴史の教訓に学び、緑地確保は市の責務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地の緑地についてこれを制約する取り決めは、1972年6月にストックホルムで行われた国連人間環境会議の影響を思い出してしまいます。1960年代、工場から排出される煤煙、排水、騒音などは、取り返すことができない有害な影響を人体と地球環境にもたらしました。公害追放から環境保全へと世論は形成されていきました。工場に対する緑地確保、義務はこうした歴史的背景があるものと承知しています。 ・爾来50年、今日においては明石市が熱心に取り組むSDGs時代が到来しています。 ・このような経緯と今日的情勢において、議会側から緑地規制緩和を推進するような条例が提案されていると知り、時代を逆行し、歴史に学ばない姿勢にがっかりします。コロナ後を思うに、ここで環境について人類が反省するときではないでしょうか。パブコメで市民の声をきいたとする程度では不十分なのに、そのパブコメすら行わず、議会の一部勢力で押し通そうとしていることは許されません。 ・その一方で、このパブコメを過程とする市が進めている条例は市民の声をきこうとしているだけマシかもしれませんが、繰り返しになりますが、議会の一部勢力は、緑地規制解除を求める企業側利益を付度するもので、同趣旨の市が提案する条例成立の阻止を企てようとするものでしょう。 ・住みやすいまちづくりは、国に優先して地方自治体（自治政府）が市民に保障するものであって欲しい。明石公園は県立ですが、樹木の伐採が進み、あれよあれよという間に丸裸になってしまいました。市民の憩いの場が消えつつあります。工場も広い敷地を占有しています。過去の失敗に学び、条例等で市民のために緑の保障を担保すべきと考えます。
44	<ul style="list-style-type: none"> ・1月15日付「広報あかし」に掲載された条例案について大賛成です。工場緑地のあり方検討会の答申をもとに作成され「三方よし」という大変よく考えられた条例案だと思います。是非、その方向で条例案を制定して頂きたいと思います。
45	<ul style="list-style-type: none"> ・工場の近くに住む市民にとっては、地域協定は安心感があり、日頃気になっていること（例えば、従業員さんの通勤時の往来など）を伝える機会になってとても良いと思う。 ・議員の提出した条例は、市が提案しているような配慮を無視している。経済一辺倒で、子育て世代の市民としては受け入れ難い。 ・条例に提案されている「ネット・ポジティブ・インパクト」は、それぞれの立場の意見が反映されていて、いま明石が置かれている現状に合っていると思う。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・「明石市工場立地法の特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に消極的に賛成します。 ・緑地の面積率が今より少なくなることについては、気候変動の観点から言うと、CO₂を吸収する樹木が少なくなるので、今、世界で求められているCO₂削減には逆行することになります。それで現行の緑地面積率を少なくすることについては、不安があります。しかし、企業の発展も必要です。検討会で何度も議論されて、出された結論ですので、現状を踏まえれば、仕方ないかと思っています。それで積極的な賛成ではなくて、消極的な賛成です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年、議員から出されて議決された条例については、時間をかけて、十分、市民の意見が反映されたものとは思いませんので、再議は当然だと思います。 ・「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」については、緑地面積率の緩和した場合に、「開発によって生まれるマイナスの影響に対して、…、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」とありますが、新条例の「緑地面積率 10%以上、5%以上」はどんなことがあっても絶対に守られると解釈しました。「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト制度」があるので「10%以上、5%以上」も緩和できるのなら、この条例案には反対です。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・大久保駅から家に帰る 2 号線には、富士通、コカコーラ、三菱マテリアル等大きな会社・工場がありますが、この 3 社いずれもゆったりした敷地と緑地があり樹木も多く植えられており、とても気持ち良く、安心して通っております。会社に対するイメージも良く、地域や自然に対しての環境も良く、また勤務している人たちもきっと気持ち良く働いているのだらうと思っています。この環境をずっと守ってほしいと思っています。他の地域の工場などもとり入れられる条例にしてほしいです。工場緑地のあり方検討会の声を良くきき、とり入れて下さい。これからの世の中、企業優先より、地球環境優先と思います。
48	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する規制を緩和するためには、ネット・ポジティブ・インパクトのような住民への配慮の対策は是非とも必要です。それに加えて、地域住民への配慮はとても重要です。明石市のような工場がある場所に、住宅地がどんどん増え、結果として密集してしまったようなことも起こっています。企業と住民の協定といったものが必要だと思います。以上により、検討会の答申を受けた「明石市工場緑地法特例措置及び周辺地域における生活環境等の向上に資する取組の推進に関する条例（素案）」に賛成します。
49	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の代替えに企業から緑化の為の資金を募るのは疑問を感じます。普段から環境保全に取り組んでいる企業もあり、それほどでもない企業もあると思います。中には、寄付さえすれば後は明石市がやってくれるでしょと投げやりな企業も現れるかもしれません、ない事を願います。 ・ご参考までに、少し条例の趣旨から外れるかもしれませんが、緑化以外の選択肢があっても良いのではと思いました。一例としまして昨年、NTT ドコモ gacco、滋賀大学提供講座「初めての STEAM 教育」を見ました。子供たちが楽しみながら色々な体験を通し、様々な考え方や多様なものの見方を身に付ける事だと理解しました。(講座は終了しましたので滋賀大学の HP 内のお知らせを印刷した物を同封します)工場は社会見学だけではなく工場内には、科学・工学・技術・アート、アグリカルチャー・数学等を活用した様々なものや設備が存在し、子供たちに STEAM 教育ができる最適の場になる可能性があります。工場職員の方に講師になってもらったり専門の先生をお呼びしたり、各工場の特徴を生かした学童・生徒達への体験教育・実践教育の場になれば市民の協力も得やすく市民からの寄附も集まり易いと思います。工場内の有志の方や地域住民やボランティアの方、学校関係者の方を巻き込んだ、市民・産・学・官の協働の継続事業になると思います。緑化も重要ですが緑化以外のアイデアも取り入れられてはと思いました。周辺市町村から良い町にお住みですね、良い会社にお勤めですね、

	とされるように願っております。
50	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地緩和について、検討委員会の結果を踏まえた明石市行政の提案を支持します。市議会で傍聴し、緩和のために提出した資料のいい加減さに驚きました。緩和を求める企業の体質の問題をとりあげないことに落胆しました。 ・工場を新設、増設断念が、働き手が流出するという発想が疑問、設備投資＝雇用促進？具体性がありません。コロナで今までの雇用やいろんなシステムが変わってきています。よって、その工夫を今こそ、取り入れるべき。考え方を違う方向に展開してほしい。 ・なぜ、この緑地確保のための規制ができたのか、その意義を人は、企業は忘れてしまうものです。当時とは違う状況、とよく言われますが人の意識、学習レベルは常に問い質すことを繰り返し、次の世代に引き継ぎをしてほしいのです。気候変動のことをみれば明らか、今の今でなく次の世代に本当の豊かさ、経済の在り方を伝えてほしい。企業はその責任があります。市民にはそれを見ていく責任があります。
51	<p><7 ページ（7）情報提供および表彰></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地面積率や環境施設面積率の割合について市が指定した割合以上に多くの緑地を備えることができた企業には協力金などを与える制度などを採用してみてはどうか。
52	<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 3 ページ 6 (1)「SDG s 未来安心都市・明石」の部分を取り入れて、総合的な政策との整合を明確にする。 <p><明石市版ネット・ポジティブ・インパクト(略NPI)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常に合理的な考えだと思います。特に既存不適格の場合、現在までの既得権益があった。今後は何らかの制限を受けることは当然。さらに当時と現在では科学等の進化により生産設備等のコンパクト化や合理化がなされ、同規模程度の生産性はより少ない工場面積で可能となっている。このために新規工場建設には剰余面積も生まれ、土地の価値はその分高くなる。このためにも NPI の導入は合理的であり上質な地域環境創造のため手段であると思う。 ・しかしながら過去の大型商業施設にあたって制定された大店法は小売商業者の保護目的は誤っていないが、一部の小売商業者の権益のもとになり、お金で大型店の売り場面積の売り買いが横行した。現在では大店立地法になり環境や住民生活への影響での判断基準になった。 ・この NPI においてもまち協の存在がなんとなくグレーなイメージ。ここは NPI アドバイザー会議がしっかり判断基準を明確化し、住民エゴによる企業活動の悪い意味での妨げにならぬように運営がなされるようにしてほしい。 ・また 12 月議会にて採択された議員提出議案第 4 号は議会のいう条例の原則（例規委員会・広報・パブコメ）を無視し、内容も観念的、合理性に欠けるなどの点で反対です。
53	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞で、議員提出の条例が決まったと知り、パブコメもないし、意見も言えないと非常に残念に思っていました。が、検討会の答申を受けて、条例案のパブコメがあるということ、、、とてもほっとしています。願わくば、工場緑地面積率の緩和はしてほしい

	<p>くありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害は少なくなったかもしれませんが、私たち人間は現在、地球温暖化という深刻な問題に直面しています。そんな中で、工場緑地緩和はこの問題に対して、そしてSDGsなどの世界の流れにも逆行していると思います。それでも、緩和しないと工場が建て替えられないなどの必至な理由で、緩和が必要なのであれば、、、どうか最小限にさせていただきたいです。ただ、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという発想が目から鱗で、とても素晴らしい考え方だと思いましたので安堵しています。 ・地域協定や緑化等の取組の内容に係るガイドラインを策定していただけると私たち市民も安心して明石市でくらすことができます。ですから明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは必ずお願いしたいです。よろしくお願いします。
54	<ul style="list-style-type: none"> ・賛成です。 ・ただし、その他、可決済みの「議員提出案可決」については反対です。 <p>反対理由 ①例規委員会の審査をしていない。 ②パブリックコメントの1か月をしていない。</p>
55	<p><明石市版ネット・ポジティブ・インパクト（案）を推奨します。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SDGs 未来都市」を目指す明石市で、工場の緑地を緩和する動きが市議会で持ち上がった事に、非常に驚く。この問題は市議会議員だけで結論を出す課題でなく、広く市民意見を反映する事象である事から、ネット・ポジティブ・インパクトを基本構想に盛り込むべき。 <p><2項(3)本市の特定工場></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場 44 工場のうち、市街地に 22 工場あり、そのうち 18 工場が既存不適格工場である。市街地というのは市民生活と直結しているにもかかわらず、すでに不適格工場がこれほど多いのに緩和などあり得ない。以前、川崎重工業(株)の工場内見学をしたが、索漠とした工場内から、一步外に出ると木々や芝生の緑が目に入り癒された。周辺住人や働く人にとって緑地は無くしてはならないと思う。 <p><2項(4)近隣自治体…></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和している自治体は、周辺が山で囲まれていたり、神戸市のように背に六甲という緑を back にもっている。明石市は緑に恵まれていない海沿いの街なので、別に他の自治体の真似をせず明石市独自の街づくりがあってよい。 <p><6頁(4)明石市ネット・ポジティブ…></p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議を、第三者機関として設置することで、企業と地域、行政との良好な関係性を創ることができると信じているので、これは是非実現してもらいたい。
56	<ul style="list-style-type: none"> ・議員主導の条例作りに反対します。 ・ネット・ポジティブ・インパクト制度を重視して下さい。
57	<p>(自治会との協定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺工場とはうまくやっています。協定を結ぶのは簡単だと思いますが、関係性を考えると心配なところもあります。
58	<p>(寄附金をもらうことについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場が自分で緑を確保できないならお金を出して明石市でやってもらうのも方法だ

	<p>と思います。</p>
59	<p>(条例の感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球規模で環境問題がとりあげられている中で、企業も緑を大切にすることが必要があり、賛成します。企業もSDGsを進めないといけない事は分かっているはずですが。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・素案全体については、SDGsが掲げる三側面の統合を小学校区という狭い地域範囲で実現しようという無理が生じています。小学校区で実現できる側面と市域で実現できる側面の仕訳ができていません。 ・次の明石市版ネット・ポジティブ・インパクトという用語に自己陶醉しているような観があります。可能な限り日本語で記述することが求められる条例の中にカタカナ英語を持ち込むのには反対です。法律で「速度違反」と記述するところを「スピード違反」と記述するようなものです。条例は、市民が辞書や解説書を見なくても読解できるような文書でなくてはなりません。 ・3月市議会においては、市長が提案する条例案に対して議員から厳しい質問が数多く出されることは間違いありません。私が別紙で指摘している条例素案の矛盾や弱みについて、十分な反論を用意しなければなりません。条例が実現したい内容に絞った条文にすべきです。そうでない内容を記述する条文は、思い切って修正又は削除しておくのが正しいリスクマネジメントです。「名を捨て、実を取ること。」及び「実現が困難な内容や実効性の乏しい内容は無理押ししないこと。」に努めてください。 <p>(項目1 条例案の掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見公募を広報あかしに公表する場合には、条例案も掲載すべきです。条例の立案過程への市民参画を市民の権利として位置付けているのであれば、僅かな紙面にしかない条例案を掲載しない理由が分かりません。紙面が増えることによる経費増は市民が負担します。 ・一方、デジタル行政を推進する場合には、デジタルデバイド(情報格差による不利益)対策が必須です。市ホームページにアクセスできない市民は多数おられます。広報あかしに条例案を掲載しない事実から、市民が市政へ参画する権利及びデジタルデバイドに関する市行政の認識が疑われます。 <p>(項目2 議員提出条例の掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年12月市議会において成立した議員提出条例も掲載すべきです。議員提出条例については市長から再議書が提出されています。再議書には、明石市自治基本条例第2条第5号の「市」とは、市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいうという規定を掲載しています。市民の理解では、広報あかしは、市の広報紙であって、市長等の広報紙ではあってはならないと考えます。市の広報紙は、市民がパブリックコメントを作成する際に必要な市を構成する双方の考え方を理解する機会を提供する責務を果たすべきです。本年の3月市議会においては、議員提出条例と市長提出条例の選択が審議されます。その前に、自治基本条例に掲げる基本理念の一つである情報の共有に努めるべきです。 <p>(項目3 緑地面積から樹木の体積への視点の転換の時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地の緩和については、緑地面積の緩和と代替地の確保という視点に捉われるのではなく、工場敷地内の樹木の体積の維持と増加という視点に切り替えるべきです。

緩和に反対する意見の多くは、地球温暖化を防止・是正するための二酸化炭素の吸収能力の減退の懸念です。これは、緑地面積の問題ではありません。例えば、山林を伐採してゴルフ場を造成しても緑地面積は減りません。ここでは、山林の伐採が問題なのです。したがって、事業者が、緩和規定を適用して、工場敷地内の緑地面積を減らす場合には、その代替策として、現在の樹木の体積の維持だけでなく増やすための植樹計画を提出して計画を実行することを義務付けることです。まとまった緑地への植栽だけでなく、建物に沿った植樹も適合とします。ISO の認証を受けている工場は、環境側面への影響基準を満たしています。公害防止から二酸化炭素削減へと工場敷地に対する課題は変化しています。

(項目 4 グリーン・イノベーション)

・工場緑地面積の緩和を求める意見の多くが、工場の施設及び設備の更新の必要性を指摘しています。そして、明石市における厳しい緑地規制の存在によって、工場が市外へ移転してしまうことを危惧しています。

・しかし、地球環境問題は、グリーン・イノベーションを掲げる産業界においても重要なテーマになっています。産業界においては、企業への投資や企業間の取引の国際基準として、既に、工場等のグリーン化の水準が評価される時代に入っています。具体的には、二酸化炭素の排出と吸収の結果がゼロに達しない工場から作られる製品は、商取引上不利な立場に置かれます。工場の移転に関する意見は、もう少し昔の視点であり、明石市に先行して工場緑地の規制を緩和してきた市町村は、再見直しが必要になることも十分に想定できます。工場の市外への移転を理由として、工場緑地面積の緩和を求めるこれまでどおりの視点には化石賞が与えられるのではないのでしょうか。

(項目 5 評価不能なネット・ポジティブ・インパクト)

明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、評価基準の客観性の点で、条例の規定としては適切ではありません。ネット・ポジティブ・インパクトは、緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域の経済、環境及び社会の全体が、緑地の減少前と比してより良いものとなることをいいます。この経済、環境及び社会の全体を評価することの困難さ(人材、時間、費用)には想像に絶するものがあります。また、その評価に対して納得しない工場が、行政不服審査請求や訴訟を行った場合に、市行政は全体の評価の客観性をどのように立証できるのかという課題があります。結局、そのような困難を避けるために無難な評価を繰り返せば、たちどころに、明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは、有名無実化することは明らかです。

・明石市版ネット・ポジティブ・インパクトは不必要だとは言いません。その評価の結果を公表することで、その工場が社会的評価を受けることで十分に目的を果たすのではないかと思います。これはグリーン・イノベーションの評価を国際的な機関が実施して、その機関の評価が、企業間の投資や取引に影響するという仕組みと共通します。したがって、条例素案第 6 条は、主語を「届出を行おうとする者」に変更して。結語を「努めるものとする。」に改めるのが適切です。

(項目 6 周辺地域と経済・環境・社会)

・緑地面積緩和前と緑地面積緩和後の周辺地域の経済がどのように変化したのかを把握する方法が本当にあるのでしょうか。それ以前に、例えばこれまでに、立地してい

る小学校区に工場の緑地が与えている経済、環境及び社会の全体の影響を調査したことがあるのでしょうか。市民から提出された意見には、工場周辺への臭気、雑草及び落ち葉並びに出退勤時の自動車等の環境面があります。また、工場と地域との交流に関する意見はあります。しかし、小学校区内の経済や社会への影響についての意見はほとんどありません。評価の対象を緑地面積緩和により工場敷地周辺の生活環境等への影響と明石市内における二酸化炭素吸収量への影響に限定してはどうでしょうか。同様な考えが、条例素案第1条に示されています。ところが、条例素案第6条は、当該影響の範囲を余りにも広げ過ぎて実際の影響を把握する困難を軽視しているように見えます。前項にも述べていますが、条例が形骸化・空洞化するリスクは、はじめから除去しておくのが賢明です。また、条例素案の第1条と第6条の規定の整合を図るべきです。

(項目7 寄付を条文化する意義)

・寄付を求める行為を条文化することには反対です。日本は欧米諸国と比較して寄付文化が普及していないと言われます。欧米では、富を築いた人が、私財で様々な基金を設けて、社会貢献する例が報道されます。日本においても、最近では、クラウドファンディングによる善意や賛意の寄付が増えてきました。明石市の水道は民間事業者の寄付によってスタートしています。寄付の本質は自発性です。そこに、寄付を求める行為を条文化するというのは、寄付文化に対する敬意が感じられません。条例素案第6条第2項は、寄付に強制力を働かすことを意図する条文です。この寄付は、明らかに寄付という負担を強要しています。

(項目8 ペナルティーからインセンティブへ)

・この条例素案の適用を受けずに従前の緑地面積基準を維持する工場に対して、条例素案の基準を上回る緑地面積に応じて土地にかかる固定資産税を減ずる措置を講じることを提案します。その資金は、事業所税から充当します。機会があつて知ったのですが、アメリカ西海岸のある都市の固定資産税の仕組みの中に、湖岸から一定の距離内に建造物を建てないことを条件にその面積に応じた税金を減じている例がありました。湖岸近くの環境や景観を良好に保全するために、私有地であっても建造物が建つのを極力へらすことに市民に協力を求める仕組みです。

・事業所税の一部を事業所間の共助資金として活用し、二酸化炭素削減のためのインセンティブ資金としてはどうでしょうか。さらに、この共助資金をプールするための基金(あかし里山・ため池・まちなか植樹基金)を設けることを提案します。この基金には、ネット・ポジティブ・インパクトの努力目標に達しなかった工場から自発的な寄付があつた場合の寄付金の受け皿として使用することを提案します。そして、その寄付金は、二酸化炭素排出量の取引高として評価することも必要です。このような2種類のインセンティブのほうが、法令上の疑義がある寄付という名のペナルティーよりも効果があると思われれます。

(項目9 都市緑化への取り組み)

・明石市には、明石駅前に県立明石公園があります。住宅地に近接して里山や田畑があります。そのために、緑豊かな都市のように見えます。しかし、都市のインフラとしての樹木がどれほどあるのでしょうか。土地区画整理事業で生み出した都市公園以

外に公共事業として設置した都市公園があるのでしょうか。実は、明石市においては都市のインフラとしての植樹は放置されてきたのに等しいのではないのでしょうか。例えば、市役所新庁舎建設計画の中に緑地や樹木は考慮されていません。市役所敷地は工場敷地と異なって確保すべき緑地面積の割合がないのです。当初の計画では、余剰となる見込みの市庁舎敷地を民間に売却しようとしていました。

・市行政自らが二酸化炭素削減のために都市緑化に取り組む姿勢を示すべきです。市行政が、市街化地域に用地を確保して都市緑化をするのが困難であれば、少なくとも市街化区域に隣接する市街化調整区域に用地を確保して、幅広の樹木帯を設けることを提案します。

(項目 10 里山・ため池・まちなか植樹基金)

六甲山が禿山であったときの写真を見たことがあります。禿山であった時でも緑地面積が減少したわけではありません。その後、神戸市は、大規模な植樹に取り組んだ結果、六甲山が現在見るような大木が林立する緑地になったのです。明石市の里山、特に明石市が所有する里山に大木を植樹するという発想そのものがありませんでした。里山はまったくの自然林ではありません。人々が育ててはじめて森林となるのです。そのことを謙虚に振り返れば、ネット・ポジティブ・インパクトが実現できない工場に寄付を求めるとするのは、市行政による都市緑化の取組と対比すると余りにも均衡を失ったペナルティーではないのでしょうか。ここは、市行政、市民、地域組織及び事業者のパートナーシップに基づいた未来志向の取り組みが必要です。その未来志向の取り組みとして、「里山・ため池・まちなか植樹基金」の創設を提案します。先述していますが、この基金に事業所税の一定の割合を充当します。これは、事業所の共助の理念に基づきます。その他、この基金への積立を指定したふるさと納税を設けます。海を豊かにする植樹のための基金として、漁業関係組織にも積立への協力をお願いします。もちろん、市民にもクラウドファンディングへの協力をお願いします。市行政は、この基金を原資とした植樹計画を策定し、毎年の植樹の成果を発表してはどうでしょうか。

(項目 11 条文の主語を取組から届出者に変更)

・第 6 条の条文は、「取組」という主語が文末に置かれて、その結語が「行われなければならない」となっています。このどこか第三者的な条文は、届出者に負担を求める条例にふさわしくありません。さらに、読み手が、届出者を主語として読み始める可能性が高い上に、それに続く文章が難解過ぎます。また、届出者と対象事業者の使い分けにも混乱します。この条文を読み切るには、かなりの読解力が必要です。そこで次のように整理してはどうでしょうか

(周辺地域における生活環境等の向上に資する取組等)

・特定工場の緑地を整備(当該整備後の緑地の面積に係る緑地面積率が第 3 条の規定により法準則に定める割合を下回る場合に限る。)するために、法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により届出を行おうとする者は、市、当該特定工場を設置する者(以下「対象事業者」という。)及び地域住民のパートナーシップの下、次の各号の取組に努めなければならない。

(1) 第 3 条の規定による緑化面積率の緩和に伴う緑地の減少後における周辺地域にお

ける生活環境の向上に資する取組

(2) 前号の取組を除く次条第7項に規定する評価及び助言を受けて行う取組

・整理後の第6条には「明石市版ネット・ポジティブ・インパクト」の用語は記載していません。この用語は条例の解説書の中で使用することが適切です。また、明石市全域を対象としたSDGs施策において使用することは適切です。その理由は、項目6に記載するとおりです。

(項目12 明石市ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザー会議の名称変更)

・条文中にこのような名称を使用している事実から、市行政が、市民が自治の主体であるという自治基本条例の基本理念をどのように理解しているかが分かります。名称を「明石市工場緑地の緩和に係る生活環境等の評価及び助言会議」に変更することを提案します。名称の長さはあまり変わりません。しかし、市民にとって、日本語の名称が分かりやすいのは確かです。一度制定された条例は、よほどの事由がないかぎり廃止されることはありません。したがって、条文の中に目新しいカタカナ英語を容易に持ち込むことには慎重でなければなりません。カタカナ英語の賞味期限は意外に短いと思います。

(項目13 第8条の削除又は変更)

対象事業者の工場が立地する小学校区内で、ネット・ポジティブ・インパクトが完結しないのは誰の目にも明らかです。小学校区内で完結する経済面におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像することは困難です。もともと、経済面と小学校区内との関係は不明です。また、小学校区内で完結する二酸化炭素削減におけるネット・ポジティブ・インパクトの達成を想像することは困難です。小学校区内だけで、緑地の緩和によって損失した樹木の代替用地を確保することはとても困難です。したがって、明石版ネット・ポジティブ・インパクトの達成のための協定の締結は規定は出来ないと言った方が正確です。

(項目14 市民提出意見と協定の項目)

・市民意見募集の結果、「工場緑地や工場と地域の関わりについて、どのようなことを求めるか」との選択肢による設問に対して次の項目が多く選ばれていました。①工場緑地の適正な維持管理、②騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止、③CO₂排出量の削減

④災害発生時の避難場所や物資の提供。上記の項目のうち①、②及び③が工場緑地面積の緩和の影響を受けます。したがって、第8条(協定の締結等)を次のように変えることを提案します。

第8条 市、対象事業者及び地域組織は、工場内における緑化等の取組及び次の各号にかかる対策を内容とする協定を締結するものとする。

(1) 工場緑地の適正な維持管理

(2) 騒音、振動、悪臭、飛砂、風塵の防止

(3) CO₂排出量の削減

・市民提出意見を条例の内容に反映させる責務が市行政にあります。市民に市政への機会を提供するという趣旨は、市民から提供された意見を条例に反映させることも含んでいます。

	<p>(項目 15 市民参画条例と明石市工場緑地のあり方検討会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画条例第 12 条(審議会等の委員の選任等) 第 1 項第 5 号には、次の規定があります。委員総数の 2 割以上は、公募による市民の委員とすること。ただし、法令により委員の構成が定められているときその他公募の委員を選任しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。同条第 2 項第 3 項には、次の規定があります。市長等は、毎年度、審議会等(前項ただし書の規定により、同項に規定する公表をしないものを除く。)ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 委員の氏名、選任の区分、任期その他市長等が必要と認める事項 (2) 公募による市民の委員がない場合は、その理由 <p>緑地面積の緩和に関する二つの条例の策定に関しては、その策定の過程に市民参画手続が適正に実施されたかどうか論点になっています。</p>
61	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって大切な条例案を作るために識論を重ねられた「検討会」の委員の方々、「検討会」を進めるためにご苦勞された事務局の方々に敬意を表します。 ・気候危機がさげられる中、緑地を守り育てることは、私たちが生存するためには絶対必要です。それが条例によって減らされることには、納得ができません。しかし、「検討会」で委員の方々が議論を重ねられ、その結論に沿った条例案に賛成します。 ・条例案の「工場緑地面積」20%以上⇒市街地 10%以上について、一律にするのではなく、工場の緩和に関する意見を十分聞いて、個々に審査して緩和を認める、認めないを判断してはどうでしょうか。そして、屋上緑地や壁面緑地など意見も聞き、条件を付けてはどうでしょうか。 ・今回のように、市民の意見や思いを聞いて市政を運営する明石市の努力に感謝します。明石市の市政運営に、明石市にはもとより他市の市民からも賛意の声が聞かれます。引き続き、市民の意見や思いを聞いて市政運営に当たられることを期待します。

【緩和に反対】

NO	内容
62	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、100 分の 20 以上だったのに市街地 10%以上、南二見人工島 5%以上とすると、要は緑地面積が減るということだ。経済界からの要望が強いということだが、住民の健康についても考えてほしい。それだけでなく公園などが少ないので、温暖化や二酸化炭素の吸収などが、減る。SDGs を推進している市がこの目標に反している政策を行っている気がしてならない。第一の目標は住民の健康、安全なのではないか。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸新聞に掲載されていた、答申案について市の担当者は「環境、社会、経済の三方良しを目指す。緑地面積率引き下げは経済に良くても、環境と社会にマイナス」と説明。という意見に賛成。まさにこの案は環境と社会にマイナスだと思う。今以上に工場緑地面積を減らすのは納得がいかない。広報あかしではプラス面しか記載されていないのもおかしいと思う。反対意見があるはず。これでは工場緑地面積引き下げに関して良い面の刷り込みにしかならない。 ・市議員が、「緑地面積率が負担となり、企業は工場を建て替えられず、施設の老朽化が進んでいる」と指摘。「企業は新たな事業展開に乗り出しにくいほか、職場環境を改

	<p>善できず従業員確保にも苦しんでいる。工場が市外へ移転すれば、市内の雇用にも大きく響く」と訴えたそうですが、工場は企業努力はした上でなのか？施設の老朽化等は建てたときから明確なことで、今まで計画的にできてなかった企業がこれから明石市のプラスとなれるのか？もし工場以外の場所に緑地を増やすとしても、工場の緑化は必須。なぜなら、勤務する人たちも健全でないと長い健全な工場経営は不可能であることと、工場はCO2削減のために率先していくべきだと思うから。モノを作って売っていくからには計画的にかつ責任もしっかりと持たないと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそもこれからの未来もっとオート化が進むであろうに、なぜ工場面積を増やし、緑を減らすのだろうか？小学生の子にも分かって納得できるくらいに、もっと丁寧に市民に説明できないのか？法律で緑地面積を減らすことが認められているとかではなく、ほかの都市に先駆けてSDGsを意識した工場の緑地面積を増やすというなら、さすが明石市！となると思うし、未来のことも考えられているのだなと思います。他の地域の人に誇れる明石市でありたい。 ・以下のサイトによると世界に目を向けてみると、日本の緑地面積は決して多くはないのだと気づく。世界主要30都市・一人あたりの緑地面積ランキング25位 東京（日本）11 m²/人。このサイトの信ぴょう性は私は専門家ではないので分からない。既にご存知だと思うが、どうぞ調べてみてください。ただ、一般人として上位の都市を見ると非常に魅力的な都市であると思えるのは緑地面積の広さもあるのだなと感じました。 ・子育て中の主婦として何かで聞いたことがあるのですが、緑の多いところで過ごす子どもは情緒安定、賢い子に育つそうです。子育て世帯にやさしいまちの明石市はそうであってほしい。先日明石公園の木がほぼ失われていて、ショックでした。なくすのは簡単ですが、失われた自然はすぐには育ちません。そこを踏まえて、ゆっくりじっくり議論していくべき内容ではないかと思います。決定を急ごうと焦っているようにみえます。 ・最後になりましたが、文面分かりにくい点があればご容赦ください。広報あかしで今回の条例案を知り、緑豊かな明石市を子どもたちに残したいとの想いで、初めてこうした意見をさせていただきました。西明石駅に行く途中のファミマにある喫煙所について、いつか市長への意見を図書館で投稿したところ、その意見がきっかけになったかどうかは分かりませんが、その後喫煙所がなくなっていたので、もしその意見が届いたのだとしたら、意見を書くことに意味があるとも思い、ただの一明石市民ではありますが、子育て真っ最中の小さな声を聴いていただけたらと思います。
64	<ul style="list-style-type: none"> ・工場緑地を減らすことには反対です。現在CO2削減に向けて、世界中が取り組んでおり、各人も身近なことから、なんとか地球温暖化をくい止める意識を高めています。こうした時期に緑地を減らすということは、全く逆行していると思います。企業には社会的責任があり、山に木を植えたり化石燃料から電力や水素に移行する会社も多くニュースで伝えられています。そうした会社が市民から共感を得られるのだと思います。又、老朽工場の建て替えに障害があるのであれば、その部分だけを条例で手当とする仕組みをつくれれば良くて、緑地面積を維持する根幹は変える必要はないと思います。

65	<p>・緑地面積率の緩和は反対です。法基準の緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上の保持を願います。明石市には神戸市や三木市、そのほかの市に比べ山がなくともと緑がほとんどありません。明石市は子育て世代の移住が増え、税収も増え市が豊かになってきています。でもまだ十分ではありません。子育て世代には緑も重要です。子供の教育に自然は必須です。</p> <p>・例えば千葉県流山市はその豊かな緑を活かした事業で子育て世代の誘致に大成功しています。流山市のみどりの基本計画を参考にして、明石にもっと緑を増やすようにできませんか？例えば、工場緑地とは別の案件ですが、流山市を参考にして、個人宅に対して木を植えた人に補助金（木々の手入れ）を出すなどの対策ができませんでしょうか？この補助金のアイデアは工場緑地にも使えると思います。あと国道沿いの木や公園に木が少なすぎます。この点は金沢市の「金沢市緑のまちづくり計画」を参考に見てはどうでしょうか？金沢に遊びに行った時に街中の緑の多さに感動し、明石市もこうなればキレイで魅力が増えるのに・・・と思いました。緑がほとんどなさそうに思う東京駅周辺の高層ビルの間でさえ、明石市より緑が美しくキレイな街並みです。明石は国道沿いに極端に緑が少なく街並みがキレイではありません。緑が多いと人もその美しさに魅了され移住を考えます。どうか明石にもっと緑を増やせるようにSDGsの観点からもよろしく願いいたします。以上、よろしく願いいたします。</p>
66	<p>・緑地面積率の減少に反対します。「ネット・ポジティブ・インパクト」にあるCO2排出量を全体的に減少させればいいんだという考えにも疑問です。企業が自己の利益率向上のため省エネや合理化を努めることは当然であり、緑地面積率の減少とは無関係に進めるべきだと思う。また、従業員の働く環境改善にしても同様です。現在20%を守っているところからすれば「？」となるのではないのでしょうか。「SDGs」を中途半端にしないためにも緑地面積率は維持すべきだと思います。</p>
67	<p>・緑化基準の引き下げに反対です。元々豊穡の海を埋め立てて、環境破壊をしている土地で、かろうじて自然回帰させていたのに、SDGsやカーボンフリーの世の中で、緩和をする今日的な意義が全く理解できません。このような要求を出している企業名を明らかにして欲しい。このような要求をもち出した明石市や企業、団体はESG融資の対象外になるべきだ。とある会議で、基準の科学的な説明ができなかったと聞く。お隣の国のような、科学や道理の通らない人治自治体になってほしくない。子供を育てやすい市とは思えない暴挙だと思います。</p>
68	<p>・今の明石市の公園をみる限り「人にも自然にも地球にもやさしいまち」になってないです。いい例が明石公園。(図あり) 去年からバッサバッサ木が根元から切り倒され、緑がどんどん減ってます。せっかく国が決めてくれている面積率をわざわざ減らしてほしくないです。散歩していても木影とか全然なく太陽がてりつけて、こげるばかり、エアコンの熱風充満するばかりにはなってほしくありません。こんなことを書いても無駄。ど一せ決まっていることだろうと思いますが、一市民として言わせていただきました。市役所の北側道下の公園も「丸裸」。これ以上緑を減らすのは反対です。</p>
69	<p>・「あり方検討会」を無視するような12月議会で「工場緑地面積率」緩和のための条</p>

	<p>例が可決されたことを残念に思っていました。今回パブリックコメント募集されたことを歓迎します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内には、法律ができる前から事業活動が行われていたため、規制にかかわらず、法律どおりの整備がされていないところもあると思います。このような会社が建て替えないとの理由で救済する必要があるのでしょうか？技術が進んでおり、基準内での建て替えができると思うし、そうすべきでしょう。
70	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市の気候非常事態宣言の趣旨を記入すべきです。地球温暖化対策は、待ったなしです。CO₂を吸収する緑地を削減する議員提案の条例案は賛成できません。デンマークでは、木材を輸入した企業は、その分を植林するそうです。森林が果たしている役割をしっかりと認識し、啓発することが問われています。気候非常事態宣言の趣旨を具体化するために、明石市は、①耕作放棄地の使用や緑化、②大久保北部の市有地等の緑化、③市公園の樹木の丸坊主選定の見直し、④豊かな海の再現のための藻場の育成などをただちに取り組むべきです。
71	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した建造物の建替えの促進が外観上の改善を成されることと、居住環境が改善されるということに整合性があるとは考えられません。居住環境として緑地面積を減らさず低木・草地等としての空間を残すべきです。 ・生態系保全に関する考え方と表現されているが、「生態系」とは一定地域の空間における生物と非生物のエネルギーの動きから物質循環を考える、植物(生産者)、動物(消費者)、菌類等(分解者)の調和が個別地域の特性を計算していることです。(保全)とは生態系への負荷を低減する設計における大気や水の浄化を目指すことであり、ポジティブ・インパクトとネット(網)をつなげているだけの和製カタカナ表現は誤解をまねくのでやめてほしい。 ・工場立地法は過去の「公害問題」をつくりださないように規制した良い法律です。緑地面積率を20%から5%、10%と減少させることに反対します。増加する方向で再考してほしい。他市・町の緩和に対して、“明石市”としては制限をさらに厳しく規制し、豊かな自然環境保全の市となることを望みます。 ・限られた議員による提案条例はどうも了承できません。広く市民全体へのアンケートや住民投票も視野に考えてほしいです。
72	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案には賛成できません。明石市緑被面積が減少している中、企業が市民への責任を果たす立場にたっていただきたい。また、明石市も工場の緑地面積率を市が独自で指定できる基準の下限いっぱい緩和するのは、気候危機打開を考える上でも、「SDGs 未来安心都市」をめざす明石市からしてもふさわしくないとされる。緩和の科学的根拠も示していただきたい。工場緑地の面積は法基準並みにすべきと考えます。「専門家からの助言」として言われている内容で、面積ではなく緑の立体的な容量(体積)の確保と「質の確保」とあり、立体的な容量確保のためにも面積が必要。 ・ネット・ポジティブ・インパクトの考え方は、専門家の助言にも共通するもので、工場敷地内や周辺の緑地の形成に有効な考え方であると思うが、工場立地法の基準からの緩和に適用するのであれば理解できるが、基準の下限いっぱい緩和した上でこの方策は有効なものになるのか疑問である。
73	<ul style="list-style-type: none"> ・私は、緑地の面積率の緩和により、私たちの生活環境へのマイナスの影響が生じる

	<p>のではないかという不安があります。素案では、ネット・ポジティブ・インパクトの「明石版」の導入の構想があり、緑地面積率の緩和前より、「よい環境」にするための様々な取り組みが提案されています。私はそこに労力を割かれるより、もともと工場立地法が制定された環境保全の趣旨にのっとり、現場の敷地面積率でのままでいいと思います。その上で、地域の住民も工場も一緒になって、構想にあるような取り組みを通じて、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めていけばいいのではないのでしょうか。</p>
74	<ul style="list-style-type: none"> ・難しいことはよくわかりませんが、工場緑地面積率の『緩和』の「緩和」というのは、工場を作る側から見た「緩和」ですよね？ SDGsを進めて、明石市が、人間にとって本当に住みやすい安全で、美しい町になるためには、町全体にとって、どれぐらい以上の緑が必要か、話しあうべきだと思います。 ・でも、工業地帯の緑を減らして、住宅地の緑を増やしても、そういうバランスの悪さは長い目でみると、SDGsの考え方からは外れるように思う。50年100年先のことを考えて話し合っていくべきだと思います。
75	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、市の広報『あかし』で、見開き二面をさいて広報してもらえたことには、敬意を表したいと思います。 ・今回の条例改定案は、SDGsの本来のねらいとは合致しないので今回の改定には反対である。広報では、「環境・社会・経済それぞれの分野で、みんなが協力し合い“三方よし”を目指すための“あかしモデル”と呼べるような意見をまとめた。」と表現されているが、環境へと社会へのかなりの犠牲の上に成立する改訂条例案だと思われる。明石市がSDGsを重視した政策を実施していく（あかしSDGs推進計画（明石市第6次総合計画）及び（仮称）あかしSDGs前期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期））について）ためにも、再検討すべきである。 ・工場緑地を維持することで、市民にも工場で働く人にも快適な質の高い環境を提供することができ、明石市の魅力とすることができるのではないだろうか。明石市では、人口が増え、農地や樹林地が減少しつつおいており、工場と市民の接点は以前にも増して強くなってきている。したがって工場緑地の緩衝帯としての重要性は以前にもまして一層大きくなってきている。今回の条例改定案は、明石市の緑地の減少・グリーンインフラの低下にも繋がる。 ・改定を検討する前の段階として、現在の工場の周辺における環境状態（騒音、PM2.5を含む粉じん、化学物質などの）を測定し、評価すべきである。 ・万一緑地面積の削減を認可する場合には、緑地面積を削減する事業所が個別に実施すべき補填事業を量的に明示すべきである。今回の削減条例案では、緑地の量的な減少が明記されているけれども、工場建物の面積を拡大した事業所が補填事業として具体的に実施すべき事柄の質と量が提示されていない。（例えば、寄付が上がっているが、その額も期間も明示されていない。）一度、取り崩された緑地を、再び緑地に戻すことは、とても困難なことだと思われるので、もっと多くの市民の意見を聞く機会を用意するなどを含め、審議会でも発現があったが、慎重な議論が求められると思う。 * なお、工場緑地の削減が抵触するのはSDGsの以下の3項目である。 目標 11 [持続可能な都市]

<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻む。</p>
--

【条件なし緩和】

NO	内容
76	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率：準工業地域 10%、工業地域・工業専用地域：5%、南二見人口島については地域未来投資促進法により、さらに 1%まで緩和すべき。 ・明石ネット・ポジティブ・インパクトアドバイザリー会議の設置、及び企業の新たな負担につながる企業による緑地整備、寄付等について反対。 ・地域組織との協定締結について反対。 ・企業はその工場だけでなく、関連会社、下請け会社も含め、市の財政と雇用において、大きな貢献をしている。緑地面積率が妨げとなり、老朽化した工場の建替えができなければ、他地域への転出が現実となり明石市にとって大きな打撃となる。地域協定についても、地域に反対者がいた場合、規制緩和が全く進まないことになるので反対する。 ・工場の周辺の景観や実際の省エネ、CO₂排出削減等環境面からみても新しい建物、設備に更新した方が有効である。工場で働く従業員の労働環境の改善、事故のない安全な職場の実現のためにも規制緩和が必要である。近隣他市と比較しても、明石市（案）は企業に厳しすぎる案である。 ・明石市は工場から多額の事業所税を徴収している。この事業所税を活用し緑地を確保するべきで、企業にさらなる負担を課すことには反対である。
77	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は多額の事業税を支払っているもので、新たに負担となるものは反対です。また地域協定の締結は、地域に強固な反対者がいた場合、緩和ができないので反対です。
78	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市全体の緑地をどうするのかといった大枠が示されていない中で、市内緑地の 4%の存在である工場緑地を起点に、明石市の社会課題の解決を図ろうとし、結果として企業側に追加負担を強いる内容は行政課題を企業に押し付けているように見える。 ・「ネット・ポジティブ・インパクト」の導入可否については、今までの納税額や社会貢献活動の内容も異なる企業の個別事情に合わせ、企業側が独自で判断すべき事ではないか。行政は独自に制度を導入した企業を称賛すれば、地域に対するアピールになる。
79	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員提案を支持する立場です。 <p>工業地域の規制</p> <p>緑地面積率 20%→ 5%</p> <p>環境施設面積率 25%→10%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率が周辺環境の維持や向上につながるとは考えにくい。工場敷地はあくま

	<p>で一企業の私有地内であって、市民が憩う場ではない。保安上、一般開放にもそぐわない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場を所有する製造業に対してのみの規制であり、不公平。産業構造が大きく異なる現代にそぐわない。むしろ、今後、産業界全体でカーボンオフセットに向けた様々な取り組みが求められる。そういった取り組みにシフトすべき。 ・これまでの議論の過程でもあるように、既存工場の建て替えや設備投資の足かせとなる。最悪の場合は市外流出となり、市の衰退にもつながりかねない。
80	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村で緑地面積の緩和が進んでいる。また、商業施設や居住地域であれば、ある程度の緑地面積を求めるのは、理にかなっている。しかし、準工業地域・工業地域・工業専用地域は、製造や各種サービスをおこなう工場等施設で事業をおこなうため、機能が違う事から同一の考え方をする必要はない。特に、中小零細企業は資金力に乏しく、土地取得に際し、余裕を持つ余力は小さいため、緑地面積を確保するには建屋を計画より小さくするなどが必要になる。事業・機能の拡張や効率化など、当初の目的から逸脱する可能性が有り、緑地面積については5%に緩和すべきである。尚、工業団地などでは、団地トータル面積で一定の緑地面積を確保すれば、個別企業の負荷は減り、且つ、緑地面積はある程度確保できる
81	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に余裕がない特定工場においては緑地率が規制となり老朽化による建替や生産性・競争力向上のための設備投資ができない状況にある。 ・福利厚生施設の更新にも影響が及んでおり、魅力ある職場環境整備が遅れば人材確保も難しくなり、市外への移転も検討せねばならない状況になりつつある。 ・明石市の企業だけに厳しい緑地率の規制を負わすべきではないと考える。 ・この様な観点から、明石市に対し緑地面積率等の緩和を早急に求めたい。
82	<ul style="list-style-type: none"> ・我々中小事業者にとって限られた資本、人員、敷地において、今の経済状況の中で伸ばして行くのが困難な中で限られた状況を把握し有効活用して行きたい。緑地においても緩和する方向で検討願いたい。
83	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率については、工業地域、工業専用地域は5%、準工業地域は10%、南二見人工島は地域未来投資促進法により、1%にすべきである。 ・既存不適格の企業は、工場立地法施行前の工場で、長年にわたり明石市へ税の納付や地域への貢献を行ってきた。そうした貢献してきた企業にとって、10%ではメリットが極めて小さい。 ・生産性の向上、快適で安全安心な職場、脱炭素の取組を推進するためにも上記緩和率にすべきである。 ・南二見人工島の播磨町区域は1%であり、また、周辺は住宅地でなく、海に囲まれていることから1%にすべきである。 ・市が行う緑化の推進のための寄附、アドバイザー会議の設置、地域組織との協定締結に反対する。 ・企業は事業所税を支払っており、地域貢献にも熱心に取り組んでいる。こうしたなかで、寄附、アドバイザー会議、地域協定は、企業に二重、三重の負担を強いるもので、“三方よし”の考え方には程遠い。 ・隣の加古川市では、事業所税もなく、緩和率は法で認められた上限の率を採用して

	<p>おり、企業への負担も求めてない。また、稲美町も同様の動きをしていると聞いている。これに対し、市素案は、緩和率も不十分で、企業への負担も大きい。明石市は製造品出荷額県下第4位のまちで、このことは明石市の大きな特色でもある。企業が市外移転することなく、企業の発展と市民の働く場確保、税収増を図るためにも、もっと企業を大切に考えていただきたい。</p>
84	<p>・明石市のSDGs未来都市計画の推進に資する取り組みに準じ、市内の企業は、自社のこれからの活動に新たな目標を設定・見据えていると思います。市が掲げられているゴール・ターゲットの中で、主に 1) 市内総生産の目標値(2030年) 2) 温室効果ガス排出量(2030年) が推進項目で有り、各製造企業の共通目標と言えます。</p> <p>・企業が、事業を継続し、雇用を確保、企業間、産官学の連携を強化し、あらゆる環境影響を回避していく活動を推進していく為には、現状の制約条件(緑地面積率)では、限界が生じていると思います。</p> <p>・現在の社会情勢として、企業には、自社の事業活動自体、或いは、自社の製品を通じた社会貢献が求められる時代であります。明石市が掲げる未来安心都市への過程において、生産企業の発展による、豊かな暮らし、生活環境が、各企業のステークホルダーを介して、もたらされると考えます。あらためて、今後の企業の発展を支えていく為の、市の緩和措置が不可欠であると思います。</p> <p>・現状の生産工場の改善テーマ、要求される項目。上記1)2)の目標に対し、</p> <p>1) ゴール(市内総生産の増加)に対し、</p> <p>① 人にやさしい工場になっていないこと。働きやすい環境として要件(温暖化)を満たせず、安全上の課題も浮き彫りとなる(旧態を継続)。環境配慮型設備導入に際しても、設備が大型化し設置困難なこと。屋外作業を屋内作業への転換を図り、作業者に配慮した職場づくりを目指したいこと。</p> <p>② 活力を生む持続する作業環境とは言えない状況にあること。人材の確保において、現在の工場内の環境では新たな雇用が困難・応募が減少傾向にあること。他業種の工場と比較し、整理整頓、清潔感が見える美しい工場としての体をなしていないこと。</p> <p>2) ゴール(温室効果ガス削減)に対し、現在、産業界全体が、CO₂削減に対する研究開発、商品化を加速させている状況の中で、自社内に実験設備の新設、新規製品の対応工場の必要性が急務となっています。</p> <p>①CO₂削減活動の強化。現情勢として、早期にCO₂削減・改善製品を商品化、或いは設備化が求められています。今、計画的に事を進めていく為の準備時期に来ていると思います。生産製品に係わる材料のリサイクル、リデュース率の向上とリサイクル商品の開発や省エネルギー商品を企業としてPRしていくこと。</p> <p>②お客様、地域住民、社員の家族含め、定期的に環境影響配慮型企业としてPRする為の、展示会を工場で開催、見学会を行うこと。</p> <p>(要望)</p> <p>・市内各企業の、今後の益々の発展と明石の産業が活性化していく為の、市議会の決議案通りの条例を制定願います。</p>
85	<p>【意見1】</p> <p>・まずは、「(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)素案」(以</p>

下「当推進計画」という)から明石市の考えを確認します。当推進計画の2(2)②「海をはじめとした恵まれた自然環境において、農業が盛んに行われ、市西部地域を中心に、緑豊かな丘陵や農地が広がる」とあります。(P.7)。また、当推進計画の2(4)②「環境面の現状において、本市は～近年、住宅開発等により市街化区域内の田畑やため池が減少」とあります。(P.11)。それらを受けて当推進計画の3(1)①「まちづくりの基本理念として、また～自然環境の保全と有効活用が必要」とあり、「こうした～自然環境との調和等を図りつつ～生活環境と地域経済の発展に向けた取組が求められている」としています。(P.16)。当推進計画の3(3)では《環境面》「人にも自然にも地球にもやさしいまち」《経済面》「にぎわいと活力が持続するまち」とした方向性を定めています。(P.20)。次に明石市工場緑地のあり方検討会の資料概要(以下「当資料」という)から現状を確認します。当資料のP.7(4)「明石市内の特定工場における緑地配置等の状況」表によると緑地面積率緩和対象となる緑地合計は53.0haです。当資料のP.24「緑化の目標水準」表の2019年度調査実態の緑被面積は1260.8haとあります。つまり今回の緑地面積率緩和対象は、緑被全体の $53.0\text{ha} \div 1260.8\text{ha} \div 4.2\%$ であることが分かります。また、P.24(3)「緑化の目標水準」表の1999年度調査実態の緑被面積うち田畑は743.7haから2019年度調査実態では497.4haと△246.3ha大幅な減少となっています。緑地面積率緩和対象面積の約5倍の緑地が失われています。つまり、当推進計画の2(4)②環境面の現状と照らし合わせると、住宅開発の原因により田畑が急速に減少しており、住宅開発による緑地の減少をどのように杭止めていくか具体的なプランが、「SDGs未来安心都市・明石」のまちづくりの整合性のあるランドデザインになると考えます。具体的なプランとして、開発規制はありますが、開発不要の未居住者住宅の建替容積率優遇、公開空地マンションの容積率優遇(共に税不要)、若手リフォーム補助など様々なものが考えられます。

【意見2】

・ネット・ポジティブ・インパクトの考え方(以下「当考え方」という)は、「開発によって生じるマイナスの影響に対して、回避や低減化という対応を行った上で、それを上回る代償を講じ、全体の影響をプラスにする」ということから、住宅開発に対する前述の具体的なプランに、失う緑地をどのように緑地を確保するのか加味されるべきものと考えます。緑被全体の約4%である工場緑地に対し、緑地面積率を緩和することを条件に別の緑地や費用負担を企業に求めるのではなく、当考え方からすれば、意義は違う所にあると考えます。つまり、緑地面積率を充足し維持するため、これまで停滞していた工場建屋の新設・増改築、設備の更新、それによる労働環境の改善、企業の成長、雇用拡大を、緑地面積率の緩和により、停滞から進展させる取組が当考え方にマッチしたのと考えます。

【意見3】

・代替措置により緩和前よりも全体をプラスさせる考えからすると、緑被全体の約4%である工場緑地の緑地面積率の緩和は、住宅開発に比較して環境のマイナス影響は圧倒的に小さく、意見2に記載した停滞から進展による経済や社会に対するプラス影響は喪失緑地面積からすれば圧倒的に大きいと考えます。

【意見4】

	<p>・人工島は播磨町と隣接しているのではなく、明石市と播磨町に行政区分されています。全く同じ人工島であるにもかかわらず緑地面積率等を播磨町は1%、明石市は緑地面積率20%・環境施設面積率25%で20倍以上の差があります。明石市の事業所税の負担を加味すると、工場にとって極めて大きな差・大きな負担となっています。乱暴な言い方をすれば、緑がなかった元々海であった人工島の緑地面積率等につき企業側の願いである緩和を長年放置してきた明石市は、播磨町に比し経済活動等には無関心であると言わざるを得ません。尚、弊社は人工島の明石市と播磨町それぞれに工場がありますが、工場増設は緑地確保できない明石市側ではなく播磨町側で行い引越を順次行っているところです。もちろん、人工島は播磨町と同様に緑地面積率等1%に緩和して頂きたいと考えます。</p> <p>【意見5】</p> <p>・意見2で記載した当考え方の意義からすれば、条例素案はその意義を違ったものにしていくと考えます。企業が持続可能な且つ得意とする経済・社会をより良いものにしていく停滞から進展させる取組が重要と考えます。</p> <p>【意見6】</p> <p>・意見5の考えから、(4)は意見2に記載した企業の停滞から進展させる取組について、アドバイザー一会議は意見を述べ、市は企業に対して意見に基づいた取組の助言を行うことが妥当と考えます。したがって、(5)と(6)は不要となります。</p> <p>【意見7】</p> <p>・意見5に記載した企業の取組について、良好な影響を与えたと認めるときに、その功績を広く知らしめていくことが市の役割と考えます。それは企業にとっても意味のあることと考えます。</p>
86	<p>・設備更新及び建屋改修及び建て替えなどを進める企業にとっては、工場緑地面積率等の緩和が必須の状況である。特に明石市は建屋・設備ともに老朽化問題を抱えている企業が多いと認識。設備の更新による先端機器の導入による省エネ効果や労働環境の改善効果は非常に大きいモノと考える。こういった事（改善効果）で企業が発展し安定的な雇用維持にもつながり地域への貢献も出来るものと考えており、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容よりも南二見人口島同様に市街地においても、緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。</p>
87	<p>・「SDGsは特定の者だけが負担するというだけでなく、企業だけが負担を負うのではない。」「ネット・ポジティブ・インパクトとして、市内緑地の4%に相当する工場内緑地だけで考えるのではなく、市内の96%の緑地で考え、今後、明石市緑の基本計画において検討していくべき。」は同感です。SDGsからすれば、特定の者、企業だけに負担させるのはその考えに反しているし押し付けているように思う。</p> <p>・「緩和によって、工場の建替えや増設により生産性の向上につながるとともに、施設が新しくなることで、省エネ効果も生まれ、地球温暖化防止にも寄与する。また、従業員の快適な職場環境づくりや災害時の安全確保、さらには雇用の確保や税収増にもつながる。」「緑地面積率の緩和には地域理解が不可欠であるとともに、機能低下を招くことがないよう企業の責任において対策を講じる必要がある。」とあるように、企業自身で前向きな改善につなげていくことができるし、そのように活動すべき。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業は企業間でも競争している。」「基金への寄附は実質な負担」であることは間違いない。※縛りを強めることで、企業活動が成り立たなくなり、明石からでていくことになればとても残念。企業を締め付ける(いじめる)のではなく、明石で活動してきた長い歴史を継続し、「明石の〇〇という会社です」と胸を張って言えるように前向きに進めるようにしてもらいたい。 ・「法令に基づかず義務を課される協定は難しい」「地域の反対によって協定が締結できず、実質的に緩和できない状況が危惧される」が想像できる。「工場と地域が対立するのではなく、むしろ両者の理解を深めるきっかけ」となればよいのですが。 ・「緩和の可否を決定するための機関」となり、強制力が強まり企業にとって負担が増すのではと危惧します。「経済・環境・社会の三側面から助言、提案するための第三者機関」であればよいのですが。
88	<ul style="list-style-type: none"> ・設備更新及び建屋改修及び建て替えなどを進める企業にとっては、工場緑地面積率等の緩和が必須の状況です。設備の更新による先端機器の導入による省エネ効果や労働環境の改善効果は非常に大きいモノと考えます。こういった企業の施策が安定的な雇用維持にも繋がるものと考えており、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容である、市街地における緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。特に既設の工場に関しましては、上記の様な措置が望ましいと考えます。
89	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市の条例に反対です。ネット・ポジティブ・インパクトって、工場だけにかかるのは不公平です。早期に議会で可決した条例を公布してください。
90	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の言う条例に反対です。誰も取り残さない。やさしいまちづくりと言っているが、工場勤務の方は市民でないのでしょうか?緩和にこんな規制をかけたら工場の建て替えのハードルが高くなります。
91	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が進める条例に反対です。友人が工場で働いています。空調設備もこの条例があるから設置できないと言っています。今すぐにも緩和をお願いします。
92	<ul style="list-style-type: none"> ・この案には反対。この案では、企業に出ていけと言っているようなもの。企業の市への貢献をどう考えているのか、理解できない。明石市の発展には企業の力は欠かせない。明石市の更なる成長の芽を摘んでしまうような案である。地域の景観や実質のCO2削減のため、労働者の環境改善のためにも、制限をかけずに緩和すべき。
93	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市が作成した(案)には反対します。広報あかしでは、一見よい(案)のような書き方はしており、大半の方は騙されると思いますが、結局は企業にお金か地域貢献を要求していますし、地域との協定まで求めています。 ・企業から搾取することばかりです。どうして、企業と共存することが考えられないのでしょうか。工場で働いている人のことはどうでもいいのですか。税金や雇用で明石市に貢献している企業を追い出したいのでしょうか。泉市長が本当にそう思っているのなら、自らはっきりとそう言うべきです。市議会で承認された(案)で速やかに緩和を実現するべきです。人気取りばかりの政策はやめるべきです。
94	<ul style="list-style-type: none"> ・条例案すべてに賛成することはできない。特に、「対象事業者は、緑化等の取り組みとして、良質な緑地の形成・・・」等のあいまいな内容で、これが難しい場合は企業に寄付を義務づけるというような新たな企業負担を求めるのは反対である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積率を変更することおよびその実施日を条例化すればよい。 ・2018年から新たに事業所税が新設されたが、市全体の緑化が重要であるなら(あると思うが)、この税収からもっと緑化に振り向ければよい。 ・一方、テレビ及び新聞によると、明石公園の樹木が大量に(1900本とか)伐採されたことは問題であると思う。2018年～2021年の間に8回、伐採の許可書が明石市長の名で出ていたと報道されている。同時期頃に工場の緑地面積率が議論されており、ここでは市は緑化の大切さを強調しておられ、これはダブルスタンダードだ。
95	<p>・今回の条例を拝見すると、工場を中心に緑地増進を進めていこうとされている印象を受けます。生産を主目的とする工場の生産性や労働環境の改善が進まない中、緩和と見返り風に緑地増進への寄与を求めることは、効果的ではないと考えます。市として、市全体の緑地、産業をどのようにプランニングし、増進・強化を進めようとしているのか、疑問です。工場緑地には近隣との調和機能といった意義もありますが、安全確保や企業秘密管理等の観点で、市民が工場内の緑地に触れ、楽しむことには大きな制限があります。SDGs、CO2削減とも重要な課題ですが他にも様々なアプローチ方法があると思います。加古川市は昨年4月に緑地面積率を緩和されました。明石市に工場を置くメリットがなければ、企業は移転を考え始めると思考します。周辺地域にご迷惑をおかけしない環境管理、安全管理を第一義に徹底しつつ、生産性や労働環境の向上により、収益や雇用の場の確保、という形を志向することがベストであると考えますので、より産業振興策の観点を加味した施策を希望いたします。</p>
96	<p>・工場緑地面積率の緩和をすすめるべき。明石市は事業所税などで新たに企業に負担を増やしている。また賃率上昇など製造業を取り巻く状況は厳しい。企業は、行政から求められなくても社会的要求から、相当なコストをかけ脱炭素等の環境対策に注力している。そうした中、さらに企業に過度な負担をかけると、ギリギリのところまで運営している企業は、明石で、ものづくりが難しくなり海外や九州など他県への移転を本気で検討する。工場が流出すれば、税収減ばかりか雇用も失う。明石市は中核市になったのだから、選挙に有利な人気取り戦略から脱却し、俯瞰的に関西や日本を元気にする方策を考えることを望む。</p>
97	<p>・工場緑地について、地域に公園があり緑も多いので、あえて工場に緑は必要とは思いません。それより、工場の建物は年数がたっている物が多くあり、近年の大型台風などを考えると壊れて被害が出ないか非常に不安です。できれば建て替えを促して欲しいです。若い人が就職したいと思える安心安全な工場がいいです。(建て替えると、今と同じものが建設出来ないと聞いています。その部分を見直せば、会社側も検討されると思います)</p> <p>・それよりも地域の中にある、田んぼや畑がどんどん開発されて集合住宅になっていくのを止めてほしい。農家の方に聞くと、固定資産税が高すぎて農地を維持するのは無理(年金で固定資産税を支払っているとのこと)なので、緑を維持することを条件に農地の固定資産税の減免をお願いしたい。(既にJA等と連携し明石市に要望しているそうですが・・・) そうすれば、市内全域で緑が確保されると思います。</p>
98	<p>・これまでも環境負荷低減やCO2削減や地域貢献のための様々な活動を実施している企業はたくさんあると思います。しかし、本条例はそれらをなんら考慮せず、特</p>

	<p>例措置の緩和時点を基準として、新たな企業側への負担を求めているとしか思えない内容です。つまり、今までの企業努力を全く評価せず、今後どのような取り組みをするか、いくら寄付金をするかということの評価するのですか？寄付金を制度にすることは、お金を払えば環境負荷低減をしなくても済むようにも思え、条例という大義名分で企業から金を集め、行政事業でそのお金を使うことではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、そもそも工場立地法の緑地は面積だけの規制であり、芝生などの緑地を植えるだけではCO₂削減や地域との調和などという目的とマッチしていない。つまり、芝生を植える土地さえあれば、環境負荷低減しなくても何ら問題ないことになる。SDGs 未来安心都市を目指しているのであれば、表面的なことだけ見るのではなく、本質的には何をどうすべきか、CO₂フリーやカーボンニュートラルへの指標などを示すべきではないでしょうか。SDGs 未来都市を目指す行政姿勢が感じられませんし、SDGs 未来安心都市を目指すための負担を企業に強いていると感じます。 ・そして、国や産業が発展していくにはモノづくりが非常に重要であり、そのためには企業が設備投資を行い、その成果として社会への貢献や経済の発展に寄与し、豊かな地球環境や住みやすい、働きやすい街づくりを行っていくことがSDGsの取り組みに思えます。そこには当然に、行政と企業との協力が不可欠となりますが、本条例では行政と企業が協働でSDGsを取り組もうという姿勢が感じられません。企業に負担を強いているだけに感じて残念です。
99	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年に工場立地法ができた背景から工場は積極的に環境づくりに貢献し環境汚染技術が向上したことにより平成9年(1997年)に法改正し市に移管されてからすでに25年が経過している。法律と現状のギャップがありすぎるのは明らかである。 ・工場緑地(53.2ha)が市内の全体緑被(1374ha)に対して3.87%であり工場緑地に緑地機能を期待しすぎるのはあまりにも現実的ではなく、CO₂排出抑制に対してインパクトがない。そもそもネット・ポジティブ・インパクト制度の三方よしの制度自体に疑問を感じる。緑地を緩和する代替案として寄付等、企業に負担を負わせるような形の制度であるように感じる。工場緑地面積緩和により建て替え計画を進めるにあたり企業設備、施設をCO₂排出の低減に配慮できるよう新設拡大することにより環境配慮の企業として経済拡大する事で、新たにリクルートを行え、その社員は明石市へ居住するなど好循環が考えられる。それが「経済」「環境」「社会」の三方よしの政策で、負担を強いる段階で三方ではなくなると考えられる。 ・明石市の特定工場の企業は法人税のほか事業所税を市に納税している。弊社も年間少なくとも事業所税だけで70,000千円は納めている計算になる。10年で7億円。明石市として工場緑地の代替地を市街地に設置する事業に事業所税から捻出することを検討することは不可能か？事業所税を納めさせている企業の立場からすると数年前に一方的に提示された事業所税に対する使い道として少しでも代替緑地に利用していただくことで少しは市に対して納得いくものになると想定する。 ・今回の寄付について例えば緑地の面積分1000m²を生産施設に替えた場合、生産施設建設費が2億円と仮定する。緑地の負担金が10,000円/m²×1000m²=10,000千円プラスで負担がかかってくる。設備投資の回収を必死に考えコストダウンを図り費用対効果を捻出しようとする企業にとってかなりの痛手である。法人税、事業所税、緑地負

	<p>担金。企業活動をするにあたり昨今のパンデミックによる影響もある中で必死に持ちこたえようとしている企業にこれ以上ダメージを与えることにならないか？明石市は企業を活気づけていくことで経済活動が活発になりその上で税収があがり、その税収から明石市全体で環境投資に支出するという形が望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでは専門家による助言のある通り単純に緑地に規制をかけて芝生面積を増やしたところでCO₂吸収効果はほとんど期待できないとの記載がある。必要なのは面積ではなく質の問題であるということは明らかである。面積ではなく容積に着目し樹木の質にこだわる必要がある。樹木であっても30年の樹齢で100kg/年-CO₂吸収効果であり芝生は測定不能。市が提案する緑地代替地寄付の提案は企業として到底飲めるものではないが、もし工場緑地面積を見直すのであれば面積ではなく体積や木々の本数等で見直しCO₂吸収量を見える化することで面積緩和の代替とする方が寄付のように負担がかかることよりもより効果を発揮するように思う。(ただし前述した通り市内の緑被にたいしての工場の緑地3.87%の緑地が半分になっても1.9%程度であることで効果の薄さは明らかである) ・RE100に参加している企業もあり2030年までに事業所で排出するCO₂を30%削減するための一つの指標として2030年までに国内生産事業所で使用する電力の再生可能エネルギー100%を目指すことを明言している。 ・工場緑地面積を維持するよりも脱炭素に向けた取り組みをすることにより結果的に明石市や国の環境改善に寄与することになり社会的責任であると考え。 ・再生可能エネルギー(以下RE)については様々な手法があるが、まず検討できるのは太陽光発電によるREの調達である。そのために屋根の上も検討するが土地が必要になる。現状の緑地を太陽光パネルに代替することも一つの案と考えている。また現状環境施設として緑地20%のうちそのうちの5%が太陽光発電設備として認められていると思われるがそのランクを上げることが検討してはどうか。現状緑地の半分を太陽光発電設備として認めることにすればREの取組も進捗するのではないかと。明石市全体の企業にとって脱炭素を目指す一つの手法であると想定する。あくまでも一つの案としてとらえていただければと思う。 ・弊社工場のある南二見の人工島は津波や高潮による浸水のリスクや地震による液状化のリスクを抱えている。工場立地法による足かせも手伝いリスク回避のための移転を市外へ検討しているのは以前よりのことではあるが、早急にこの問題を良い方向へ進捗させていただくことによりメリットを見いだせるようにしていただければと思う。マイナス要因ばかりではなく企業にとってメリットのある政策を打ち出す事により、明石市への誘致を検討する企業の増加とそれに伴う市内への転居社員が見込まれると考える。
100	<ul style="list-style-type: none"> ・家族が明石で働いています。工場の緑地面積が足りず工場の建て替えができないことを聞いています。工場の老朽化が益々進んで、働く環境が年々悪くなっています。工場は大事な働く場であり、他の地域に移転してほしくありません。この場所で建て替えるよう条件を付けずに緑地率の緩和をお願いします。明石市の案には反対です。 ・地域と協定を結ぶことになっており、この問題では環境派が緩和を許さず緩和がす

	<p>すむとは思えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2 削減には新築の建物や最新設備にしたほう効果的です。行政はそれを後押しするような施策を行うべきです。 ・工場以外で緑地がどんどん減っている問題はどうかっているのでしょうか。公園を壊して託児所をつくるのは許されるのですか。工場だけを目の敵にするのはやめてください。
101	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働後、数十年経過している大型設備更新及び建屋改修（建替えを含む）を進める企業にとって、工場敷地の有効活用の可否は死活問題となっております。そのため、工場緑地面積率等の緩和は事業継続をしていくため必須となっております。また都市計画で進めるべき案件を特定工場のみ負担を強いる工場立地法には不公平感が否めないため、明石市工場緑地のあり方検討会より提出された答申書の内容である、市街地における緑地面積率：5%以上、環境施設面積率：10%以上を支持致します。
102	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は早急に、上記内容に係る議会での決定に基づいて進めるべきであり、標題に係る条例の素案は取り下げるべきである。理由としては、企業の緑化負担が大きく、明石市から企業の撤退が加速すること。工場等の建替えができないことから、労働安全衛生法等の基準を満たさない工場等がそのまま使用されることにより、結果労働者の健康被害を招く。一部の恣意的な住民の行動により、結果的に地域の忖度を受けなければ、企業活動ができない。以上である。
103	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は早急に、議会での決定に基づいて進めてください。新しい条例は、不要です。

【その他】

NO	内容
104	<p>（市と議会の条例について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの条例があり、一番困るのは工場ではないでしょうか。市の中でもめるのは止めて、互いが歩み寄り、早く決着すべきと思います。
105	<p>（議員の条例に関して）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する説明もなく決めてしまうのは乱暴だと思いました。
106	<ul style="list-style-type: none"> ・二見の人工島勤務ですが、緑地帯の草むしりに毎月15分ほど時間を割いています。夏は草木が育つのも早く蚊や蜂や蟻もたくさんいます。何より工場に用事が有る人以外は通りませんし暑いし、海風がすごく、休憩時間外に出る事はありません。緑地化をメインで考えるなら緑地面積を上げるのではなく、歩道を整備して街路樹をもっと増やしたら、ウォーキングコースに市民の選択の一つになるのでは。今の状況は、何回か徒歩で東二見駅から会社まで行きましたが、日陰がほぼなく歩くのは無いと毎回思います。
107	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の今、息詰まる生活を強いられている人々がいる現状で、緑を見て少しでも“ほっ”と出来る場所、緑豊かな公園の木々を無残にも伐採してしまうなんて!! 工場緑地のあり方検討以前に、生活環境の中に、もっと緑豊かな場所を増やす知恵を出してほしい。目や心の癒しになりますよ。
108	<ul style="list-style-type: none"> ・景観を綺麗に保ちつつ、緩和する緑地の持つ機能と同等以上の機能を形成することは可能なのでしょうか。工場内緑地だけでなく、市内のさらなる緑地化で補完するこ

	とで、企業の負担を減らしながら全体的により良い環境を作るべきだと思います。
109	<p>・明石市は「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」をキーワードにまちづくりを推進している。一方で環境の保全活動となる緑地に関する法律は「敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積の合計 3,000 m²以上」の製造業、電気・ガス・熱供給業者のみに該当するとなっている。上記方針の最後となる「みんなで」行うことを前提としながら、環境保全活動の一環である緑地化は一部の企業だけしか該当しないという矛盾がある。しかも上記該当企業による緩和希望に対して、対抗措置としてその後の環境活動をウォッチするのは狙い撃ちそのものと感じる。「みんなで」を公言するならば『敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積の合計 3,000 m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者のみ』を撤廃し、新案で減少した緑地分は明石市の全産業、企業でCO₂削減活動含めて賄うことを考えるべきではないか。そこまですそ野を広げると負担になる、出来ない企業があると言うのであれば、その負担を上記対象企業に課しているということを認識すべきと考える。敷地面積、建屋面積が大きいから環境負荷が高いという考えは過去のロジックであり、大企業は省エネ法等の別の縛りもあり企業努力を行いCO₂削減に取り組んでいる。逆に敷地面積・建屋面積が狭いから環境負荷が低いというロジックの方を見直すべきではないか。(9,000 m²は負荷が高く、例えば 7,000 m²は環境負荷が低い、製造業、電気・ガス・熱供給業者以外は環境負荷が低いという根拠が無いと思われる。)</p>
110	<p>・まちづくり協議会に緩和有無の権限を渡すのは大丈夫なのか。どのような法律の下、権限を与えるのか?ますます、役員のなり手がなくなるような気がする。そうなるとまたプロ市民が明石の街を混乱さすのではないのか?人口島の砂利上げ移転反対運動で懲りたのではないのか?神戸市西区の里づくり条例でまちは発展したのか。人口減少に悩まされている現状も勉強してほしい。</p>
111	<p><3 ページ市民無視企業優遇自民・公明提案の条例に NO! ></p> <p>・今世界で地球環境を守ることが呼びかけられているのに自民党真誠会と公明党は企業の利益を優先し、地球環境を守る立場に立っていないとは何と情けない事でしょう。世界の人たちに恥じない行いを望みます。</p> <p>・市長は明石市民のために他の自治体がやらない事も色々とがんばって下さっています。良い事は自分たちも明石市民なのでですから応援する立場に立ってほしいと思います。</p> <p>・今回は国の基準よりかなり低い緑地面積率になっているのにまだ緩和する条例を提案するなど信じられません。子どもたちの未来のためにも「SDG s 未来安心都市・明石」を推進する立場に立って下さい。SDG s 推進室、市長さんが頑張って下さい。</p>
112	<p>・工業緑地面積の資料概要の 5 ページに緑地の面積や生産施設、事務所などが記載していると思われます。しかし、緑地の面積を 1 つの場所に集中させてしまうと、工場の排気ガスや景観を損なわないように配置している緑地も意味がなくなってしまうので。また、緑地面積の減少に伴い新たに公共施設や活用できる場を設けると思います。その場合も緑地の配置を一点に集中させることは本来緑地を配置する目的から乖離してしまうと思います。その点はどのようにお考えか気になりました。</p>
113	<p>・市長、無茶はおやめください。議員提出議案を違法性があるって・・・。本当ですか?</p>

	議員から説明をしてもらいましたが、どこが違法なのかわからない。もし違法性がなかった場合、この責任をどうとるのでしょうか?市長の考える案には反対です。
114	・早くしてください。市長案は否決されると聞きました。否決されるようなものを作らないでください。この案に反対です。主人が嘆いています。
115	・まず、今回のご意見は、何のための内容、事柄でしょうか?皆さんから頂いた意見や答申を踏まえ市が、条例案を作成しました。と前回がR3年4月に市民の意見を募集しています。はっきりと申し上げますが明石市市民感心無いと言っても過言ではありません。首長のへそ曲がりによりこの短期間に2回目。明石市は、正直暇か?市会議員及び事業所さんの方々に申し訳ないと思わないのですか?首長が、やる仕事ではありません。もっと行政と議会仲良く建設的な議論の上、良い方向へお願いします。市が作成した条例案と思いません。検討会の委員方々の意見のみです。市幹部もっと頑張れよ。本当に情けない。又、このSDGs推進室ははっきり言って市民の意見を纏めるたんなる部署ですか?よく理解出来ません。
116	・なし崩し緩和ではなく、工場更新で本当に困る小規模工場に限定して下さい。大規模工場まで便乗してると聞きますが認めてはダメです。議会多数派が提出した案に市長は闘うと表明してますが徹底的にやれば良いでしょう。議会多数派が思い通りにならない市長への意趣返しでしょう。多数を頼みの横暴集団には理詰めで徹底的に対峙すれば良いです。 ・開発等無い落ち着いた街造りを望みます。将来世代に多額の借金を負わせたらダメです。議員職員の身を切る改革が不可欠です。(何処かの回し者に非ず) 職員給与が民間の1.5倍あるような差別は反SDGsである事を肝に命じて下さい。このまま進めば国家破綻です。

ふるさと納税促進事業について

「ふるさと納税促進事業」については、市の重点施策を市内外の人に、より幅広くPRする観点から令和4年度のふるさと納税の応援プランについて下記のとおり変更を行います。

記

1. 応援プランの現状及び変更案

掲載順	寄附額 (千円)		R3年度 応援プラン名	R4年度応援プラン <u>※下線部変更</u>
	R2年度	R3年度 (R4年1月時点)		
1	132,676	61,804	新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金	新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金
2	26,536	26,910	明石のやさしいまちづくり を応援	明石のやさしいまちづくり を応援
3	115,033	157,638	明石の子育てを応援	明石の子育てを応援
4	6,335	5,909	明石のたからものを応援	明石のたからものを応援
5	3,676	4,215	本のまち明石を応援	<u>文化芸術のまち・本のまち明石を応援</u>
6	7,782	7,570	明石商業高校に熱い応援を	明石商業高校を <u>応援</u>
7	31,770	39,260	明石ダコの保護を応援	<u>豊かで安全な海づくりを応援</u>
8	88,251	144,970	市長（自治体）におまかせ	市長（自治体）におまかせ
合計	412,059	448,276	—	—

<主な変更点>

・文化芸術のまち・本のまち明石を応援

本のまちの推進に加え、ストリートピアノの設置を進めるなど文化芸術を活かしたまちづくりを進めていることをPRし、応援が得られるような内容に拡充します。

・明石商業高校を応援

スポーツはもとより文化面や学習活動など、明石商業高校のさまざまな取り組みに対する応援が得られるような内容に拡充します。

・豊かで安全な海づくりを応援

豊かな海づくり大会を契機とした水産資源の保護に関する取り組みをはじめ、誰もが安全に海を利用するための取り組みについても応援を得られるような内容に拡充します。

2. 令和3年度の寄附状況について

寄附入金額（令和3年度予算額 350,000千円）

1月末現在の寄附実績…448,276千円（令和2年度同時期 368,481千円）

<千円>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	16,542	17,903	15,498	18,659	15,420	24,119	29,672	64,534	148,028	18,106	18,789	24,780	412,059
令和3年度	23,794	22,697	22,143	21,855	23,387	31,303	61,457	70,380	151,181	20,079	22,547 (見込)	29,736 (見込)	500,559 (見込)
前年比	144%	127%	143%	117%	152%	130%	207%	109%	102%	111%	120%	120%	121%

※2月以降は推計値… 対前年比約120%で推移すると仮定し算出

3. 企業版ふるさと納税の寄附状況について

令和3年度 寄附額 10,000千円

- ・ 株式会社ダイセキ(本社:名古屋市)より「企業版ふるさと納税」を活用した寄附
寄附受領日 令和3年10月15日(金)
- ・ 寄附金の活用について、本年度はマイボトル製作及び配布による海洋ごみ削減の啓発や、再開発ビル5階に「あかし豊かな海づくりコーナー」を整備し、豊かな海づくり学習の推進に活用しました。積み立てた基金の執行残(7,000千円)は、来年度以降に環境関連も含めた事業に活用する予定です。

「明石市教育大綱」の改定について

教育大綱については、先般実施しました市民意見募集（パブリックコメント）及び総合教育会議での協議を踏まえ、改定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 明石市教育大綱

別紙のとおり

2 明石市教育大綱（案）に対する意見募集(パブリックコメント)結果について

(1) 意見募集の概要

募集期間	2021年（令和3年）12月15日～2022年（令和4年）1月14日
応募方法	電子メール、郵送、FAX、持参

(2) 意見募集の結果

1名の方から1件のご意見をいただきました。【提出方法：FAX】

(3) 意見の概要及び市の考え方

意見の概要	市の考え方
<p>基本目標のサブタイトル『～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～』については再考してください。 （理由）</p> <p>① 「SDGs未来安心都市・明石」については、次期長期総合計画のSDGs推進計画において、内容面を含め未消化で、十分な合意が得られていないため、10年間の行政目標としてサブタイトルにすべきでない。</p>	<p>① あかしSDGs推進計画(以下、「推進計画」という。)については、2030年のまちのあるべき姿を「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人に やさしいまちを みんなで～」として、審議会や特別委員会、パブリックコメント等を通じて、十分な議論・検討を進めており、本年3月に、議会の議決を経て、策定する予定です。</p> <p>また、本教育大綱案については、</p>

<p>② 「担い手づくり」については、基本方針3で、すべての市民を地域社会の担い手として育成することは、基本目標にあっているが、小・中・高校生の学びの目標としては、明石の担い手に留まらず、高い学びに進んでほしいと考えるため。</p>	<p>まちづくりの理念・方向性との整合を図り策定しています。</p> <p>② 推進計画において、社会面の方向性として、こどもは将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来と位置づけています。</p> <p>なお、推進計画に基づく具体的な取組み等を定めた、SDGs前期戦略計画においては、質の高い教育の推進に関する主な施策の一つとして、「国際社会で活躍できる力の育成」を掲げています。</p>
--	---

3 総合教育会議での協議について

(1) 第2回明石市総合教育会議（2022年2月22日（火））

【協議概要】

- ・内容については了承する。
- ・表現について、「子ども」と「子どもたち」の表記が混在しているので、統一した方が良い。

4 策定までの取組について

時 期	内 容	
10月15日	総合教育会議	素案に対する意見交換
11月16日	教育委員協議会	表現方法の見直しについて了承
12月14日	総務常任委員会	素案報告
12月15日～1月14日	パブリックコメント	
1月31日	中学校長会において取組状況報告	
2月4日	小・養護学校長会において取組状況報告	
2月22日	総合教育会議	パブリックコメント結果報告 最終案の検討、策定
3月7日	総務常任委員会	パブリックコメント結果報告 新「明石市教育大綱」報告

明石市教育大綱

平成 28 年(2016 年)3 月
令和 2 年(2020 年)12 月改定
令和 4 年(2022 年)3 月改定
明 石 市

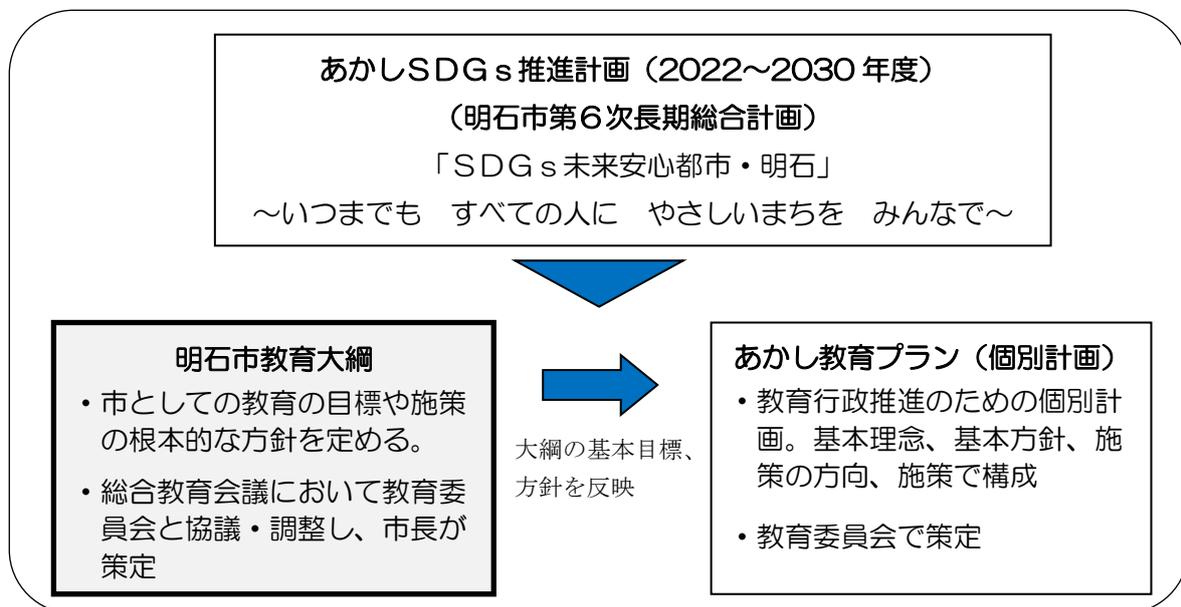
1 位置付け

2015年(平成27年)4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を市長が定めることとされました。

これを受け、市長と教育委員会で構成する「明石市総合教育会議」において協議・調整した上で、本市の教育の基本目標や方針などを定めた「明石市教育大綱」を策定しています。

なお、本市には、関連する計画として「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」、「あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」などがあります。

今回改定する大綱は、SDGs(持続可能な開発目標)やESD(持続可能な開発のための教育)を踏まえ、本市の教育の大きな方向性を示したものであり、教育行政に係る今後の具体的な取組等については、「第3期あかし教育プラン(明石市教育振興基本計画)」の中で、大綱の基本目標や方針を反映して決定します。



2 期間

教育大綱の対象期間は、「SDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)」や「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」の目標年次を踏まえ、2022~2030年度までとします。

2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
あかしSDGs推進計画 (明石市第6次長期総合計画)								
明石市教育大綱								
第3期あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)								

3 基本目標

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ



～「SDGs 未来安心都市・明石」の担い手づくり～

4 基本方針

方針1 誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う

すべての子どもが、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を受け、その多様な個性や能力を最大限に発揮できるよう、社会情勢の変化を踏まえたICTの活用など、様々な手法を通じて、子どもの学びの機会を確保するとともに、教職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、子どもの自主性を尊重したきめ細やかな質の高い教育を行う。

方針2 子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える

すべての子どもが、地域での温かい交流・見守りを通じて、「ふるさと明石」に愛着と誇りを持ち、安心して学び、成長していけるよう、地域・家庭・学校が互いに連携・協力して、まちのみんなで子どもの健全な育成を支える活動を推進する。

方針3 持続可能な社会の担い手を育成する

すべての市民が、性別などに関わらず、持続可能なまちづくりの担い手として活躍できるよう、生涯にわたり学び続け、その成果を地域社会で生かせる、ライフステージに応じた教育・学習の機会や場を提供する。



ジェンダー平等プロジェクトの取組状況について

新年度より、本市の最上位計画である「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」によるまちづくりがスタートします。

ジェンダー平等の実現は、SDGsの17の目標を実現するための基本原則であると言われています。

「SDGs未来安心都市・明石」を掲げる本市としては、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指していく考えです。ついては、現在の取組状況等について報告します。

1 ジェンダー平等プロジェクトチームの報告書について

ジェンダー平等の実現に向けて昨年8月から取り組んできたプロジェクトチームについては、この1月28日に報告書概要版(案)を「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」に提出し、委員の皆さまから様々な意見をいただくなど、現在、最終報告書の策定に向けて調整を行っているところです。

なお、最終の報告書については、議会に改めて報告する予定です。

(1) 現時点での報告書概要版(案)

資料1のとおり

2 ジェンダーと防災に係る専門委員会議の実施状況について

災害時の避難所生活等において、女性や乳幼児とその家族、障害を持つ方など誰もが安心して過ごすことができる環境を構築するため、明石市防災会議に専門委員を設置し議論を行う「ジェンダーと防災に係る専門委員会議」を実施しました。

(1) 第1回ジェンダーと防災に係る専門委員会議

① 日時 2022年2月2日(水) 10:00~12:00

② 議事 ・ジェンダー視点を取り入れた避難所運営
・子育て等の事情を抱える職員が安心して災害対応にあたる環境の構築

③ 専門委員の構成(7名)

防災に関する有識者、学校・地域関係、保健師、防災ジュニアリーダー等

(2) 第2回ジェンダーと防災に係る専門委員会議

① 日時 2022年3月3日(木) 16:00~18:00

(3) 今後の進め方等

専門委員会議は、全4回を予定しており、専門委員会議での検討結果を次年度改定予定の「明石市地域防災計画」へ反映していく予定です。

3 ジェンダー教育推進校の設置について

「教育」のテーマでの施策の一つである「ジェンダー教育推進校の設置」については、新年度からの実施に向けて、1月の定例校長会において推進校の募集を行い、現在、希望校6校との調整を行っています。

(ジェンダー教育推進校の取組内容)

- ・ジェンダー平等教育・研修を児童生徒・保護者・教職員向けに実施する。
- ・教育現場における働き方改革の推進サポートを実施する。

4 ジェンダー平等の実現に関する検討会の実施状況について

多様な属性の方が意思決定過程に関わることによって全ての人にやさしい社会を実現するため、意思決定過程におけるジェンダー平等に係る検討会を実施しました。

(1) 第1回ジェンダー平等の実現に関する検討会

① 日時 2022年1月28日(金) 14:00~16:00

② 議事 ・ジェンダー平等プロジェクトチームの報告書概要(案)について
・検討会委員からの提出資料に関して意見交換

③ 委員の構成(10名)

学識経験者、弁護士、女性活躍推進に係る教育・経済に関する知識及び経験を有する者

(2) 第2回ジェンダー平等の実現に関する検討会

① 日時 2022年3月11日(金) 14:00~16:00(予定)

(3) 今後の進め方等

検討会は、全4回の実施を予定しており、その後、提言書が提出される予定です。

5 今後の予定について

ジェンダー平等プロジェクトチームで検討した施策案については、ジェンダー平等推進担当が、関係部署及び関係機関と連携を図りながら各取組を実施していきます。

また、施策案については、すぐに取り組む施策、中長期的に取り組むテーマなど課題等を整理しながら、できることから順次取り組みを進めます。

明石市ジェンダー平等プロジェクト

報告書概要版（案）



SDGs 未来安心都市・明石

本市では、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ
～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～
をキーワードに、SDGsの理念である
「誰ひとり取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」
によるまちづくりの取組を推進しています。



ジェンダーとは

- ジェンダーとは、生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた男女の別を示す概念
- 性差が存在することを否定する発想ではなく、性差があることを前提とした考え方

ジェンダーの視点とは

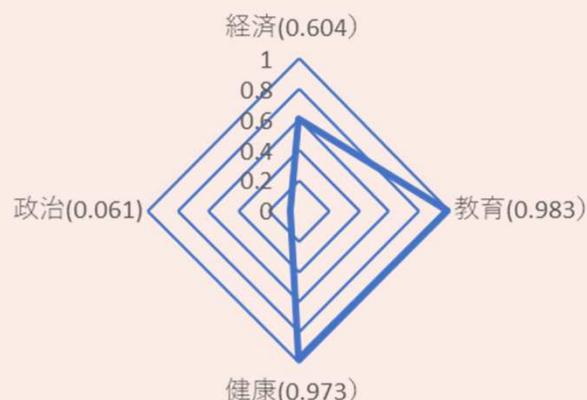
- 一人ひとりの人間を、性別による問題だけでなく年齢・国籍・障害の有無などを含め、多様性を持つ存在又は個人と捉え、それを前提に十分配慮する視点



日本のジェンダーギャップ指数(2021年)120位/156か国

()のポイントは、0が完全不平等、1が完全平等

ジェンダーギャップ指数2021

**政治参画(0.061) / 147位**

国会議員、閣僚等の男女比
最近50年の行政の長在任年数男女比

経済参画(0.604) / 117位

労働参加率、管理的職業従事者、
専門技術者、勤労所得等の男女比

教育(0.983) / 92位

識字率、就学率の男女比

健康(0.973) / 65位

出生児性比
健康寿命の男女比

世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より

○「**教育**」と「**健康**」の値は、世界でも標準点であるが、「**政治**」と「**経済**」の値が低い。

○衆議院の女性議員比率は「9.9%」であり、国際的に見て非常に低い。

○政治分野の男女共同参画推進に関する法律施行後、初の2021年衆議院議員選挙において、女性議員比率が更に低下しており、ジェンダー平等への取組は喫緊の課題。



法律改正

育児・介護休業法改正

2022年4月1日～

- 意向確認の措置の義務化
- 育児・介護休業取得要件の緩和
- 産後パパ休暇(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得 など

助成金

両立支援等助成金

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース

認定制度

くるみん・プラチナくるみん



子育てサポート企業
であると厚生労働大臣に認定された企業

認定制度

えるぼし

女性活躍推進のための取組が優良であると厚生労働大臣に認定された企業



その他：政治分野における男女共同参画推進法制定、イクメンプロジェクトなど



明石市はジェンダーギャップ解消に向けて、あかし男女共同参画プランに基づき、「女性の活躍推進」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」などに取り組んできました。

明石市特定事業主行動計画の推進

女性職員の職域拡大、係長や主任級の積極的登用など

【各役職に占める女性職員の割合】※

	2017年	2021年
管理職	14.1%	18.4%
監督職	21.0%	21.6%
主任級	45.7%	52.7%

※全職員から教育職・消防職を除いた職員です。

男性の育児休業取得促進の先導的取組

明石市「育休100%」宣言

明石市の現状（2020年度）

育休取得率：男性**16%**、女性**100%**

あかし男女共同参画センター

- ・女性のための相談、就業相談
- ・エンパワメントや多様性理解のセミナー開催 など

女性活躍推進のためのネットワーク組織

「あかし女性応援ねっと」

加入数：団体**62** 個人**81**

女性応援講演会、キャリアアップ応援セミナー、若い世代のキャリア形成支援など



2016年10月の明石「女性の活躍推進に向けた政策提言」
～一人ひとりが活躍できる社会の実現に向けて～より

★女性の働く現状と課題解決に向けた方策

- (1) 子育てと仕事を両立するための社会基盤整備
 - 保育所及び学童保育における、保育の量と質の確保
 - 地域コミュニティ、人材の活用（地域人材活用バンクの設置）
- (2) 社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応
 - 就労に関する市の相談体制の充実

・両立支援助成金補助制度の中小企業等への効果的な相談・情報提供

- 離職者に対する復職支援

★一人ひとりが活躍できる社会の実現に向けた取り組みの推進

- (1) 画一的な働き方の見直し

○多様な働き方の検討

・在宅勤務、テレワーク、短時間勤務等の導入

- 働き方改革を進めるための情報提供・共有

・優良事例の紹介や表彰制度

- (2) 明石市役所における先導的な取り組みの推進

- 採用時におけるポジティブアクション

○管理職比率を高めるための土壌づくり

・外部からの人材登用も視野にいれ、副市長、理事等に女性の登用

・リーダー育成研修、キャリアデザイン形成支援

・イクボス育成、両立支援

- (3) 社会制度、慣行の見直し、意識の改革

○男性の育児休業取得率の向上

- 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 配偶者控除のあり方についての検討開始

2016年10月の政策提言は、女性活躍推進法が成立した翌年に市内の有識者・公募市民・各種団体代表等の15名の委員により、とりまとめられました。

この政策提言から、5年が経過し、取組が進んだもの、十分に取組めていない分野を精査し、今回のプロジェクトチームからの施策案にも反映させています。

【一例】

◆2020年以降、コロナ禍の影響で、多様な働き方(在宅勤務、テレワーク等)が一気に広まりました。今後も、コロナ前に戻ることなく、多様な働き方を進めていきたいと考えます。

◆男性の育児休業取得率は、依然として低い状況です。明石市では、職員の育児休業取得を促進するため、明石市「育休100%」宣言の取組を進めています。この取組をさらに、民間企業へも広めていくための施策を検討しています。



ジェンダー平等に関する計画等

- SDGsアクションプラン2021(内閣)
- 第5次男女共同参画基本計画(内閣府)
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針(内閣府)

- (仮称)あかしSDGs推進計画(明石市)
- あかし男女共同参画プラン(明石市)
- 女性の活躍推進に向けた政策提言(明石市)

本市の現状

取組が進んだものもあるが、十分とは言えない分野もある。

きんもくせいプロジェクトでの気づき

意思決定の場での性別に偏りがあると、施策に反映しにくいテーマもある。



明石市が本気でジェンダー平等に取り組むために

ジェンダー平等プロジェクトチーム立ち上げ

- I プロジェクトチーム方式(事務従事)
- II 14名(男性7名、女性7名)
- III 理事～事務職員 幅広い職階
- IV 「〇〇さん」をルール化(対等な立場で発言)
- V 育休職員、時短職員も参加
- VI テーマにより、担当部署や有識者と意見交換

これまでの取組状況

2021年7月	プロジェクトチーム庁内公募
2021年8月	プロジェクトチーム発足(8/2) 第1回プロジェクト会議(8/4) ワークショップ テーマ別ディスカッション 商業施設へのヒアリング実施 総合安全対策室職員と協議
現状把握	
2021年9月	第2回プロジェクト会議(9/1) 職員・市民・企業へアンケートの実施 民間企業等ヒアリング実施 職員室職員と協議 第3回プロジェクト会議(9/30)
課題分析	
2021年10月	民間企業ヒアリング 教育委員会職員と協議 「防災とジェンダー」をテーマに有識者とのweb意見交換を実施
施策の方向性検討	
2021年11月	職員改革セミナー(11/4) 中間報告の発表 第4回プロジェクト会議(11/9) 「防災」「教育」関係者との会議
2021年12月	ハローワークあかし訪問、協議 第5回プロジェクト会議(12/15)
2022年1月	明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会(1/28)

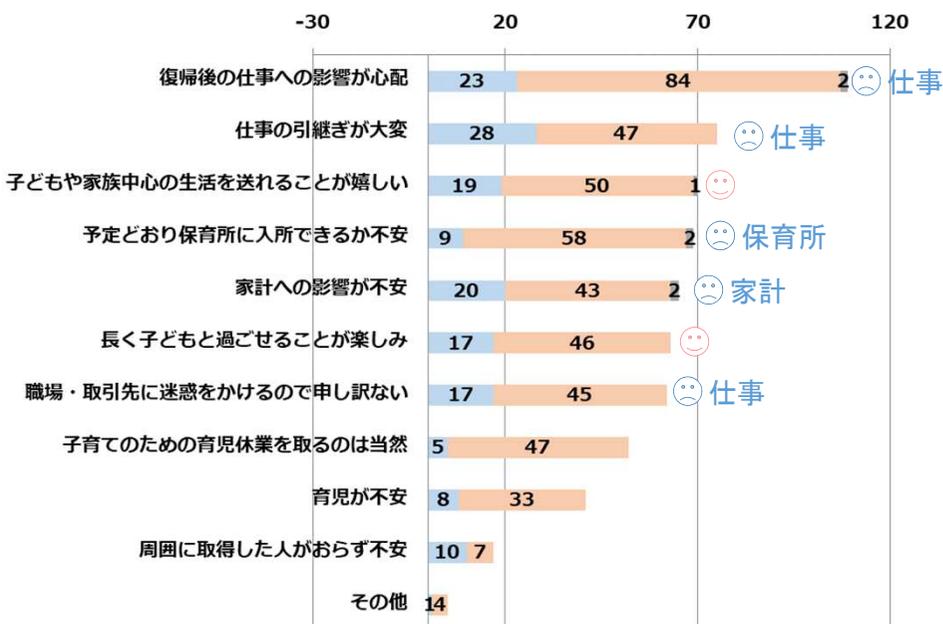


2021年9月に市民向けアンケートを実施。計179名から回答。

育児休業を取得することにどんな気持ちを持っていますか。

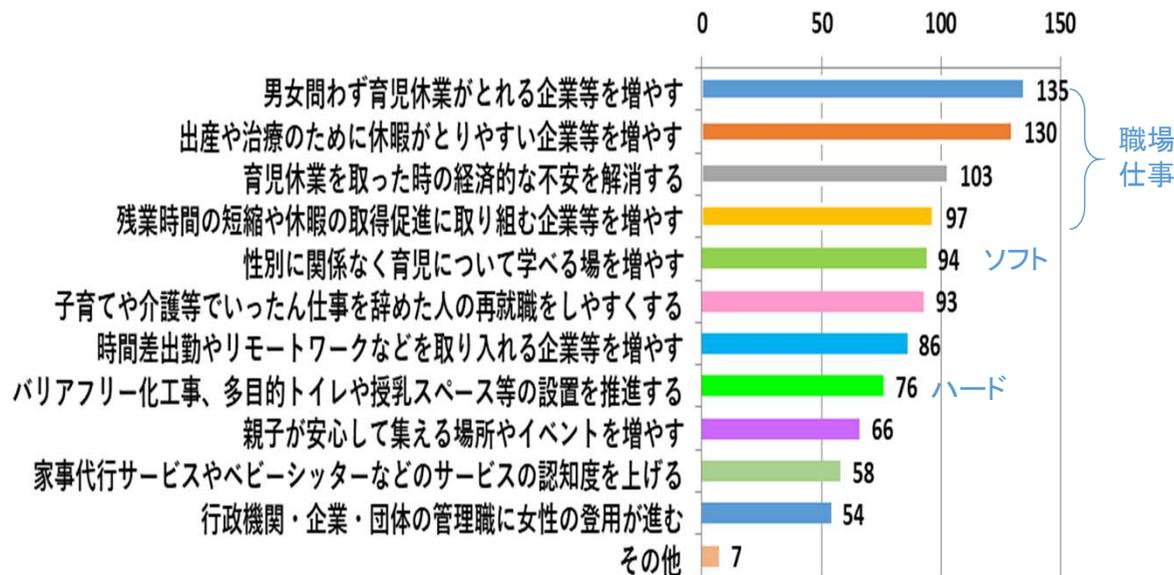
※複数回答可

■ 男(回答数157) ■ 女(回答数464) ■ 無回答(回答数7)



ジェンダー平等社会の実現について

～性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現の為に取り組んだ方が良いと思うものは～



回答者数 = 173(複数回答者あり)

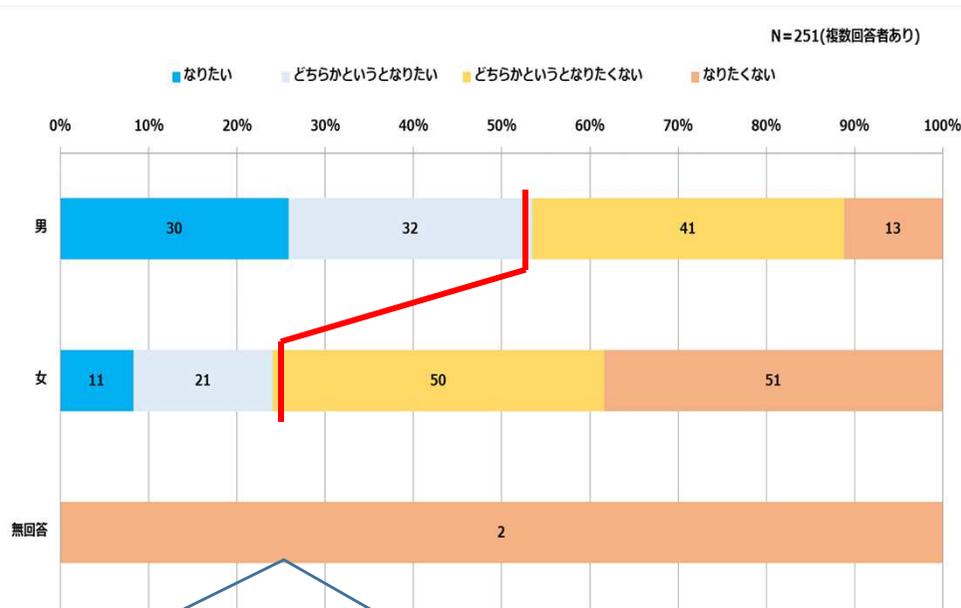
育児休業の取得において、子どもや家族中心の生活を送ることなどへの喜びが大きい一方で、仕事上の問題(引継ぎや復帰後の影響)や保育所入所、経済的な影響を懸念する声が多かった。また、ジェンダー平等社会の実現には、企業含む職場環境の変革に加え、ハード面の整備(トイレや授乳スペースなど)やソフト面(育児についての学びの場)へのニーズが高かった。



2021年9月に市職員向けアンケートを実施。計305名から回答。

あなたは管理職になりたいですか。

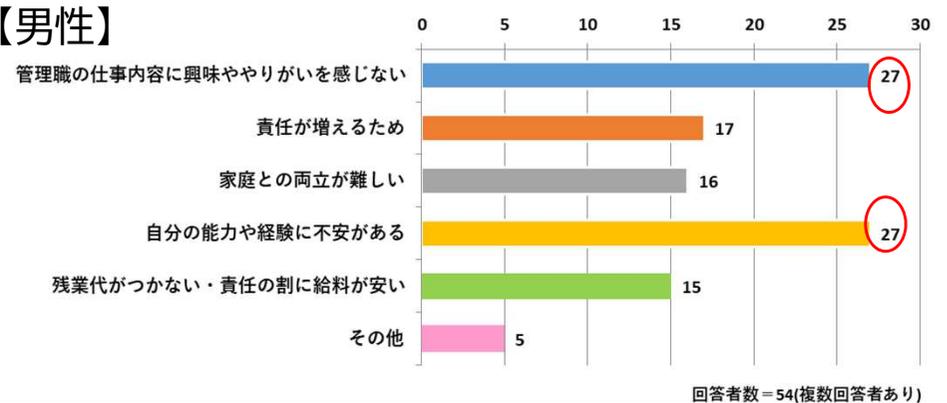
※N=251複数回答有



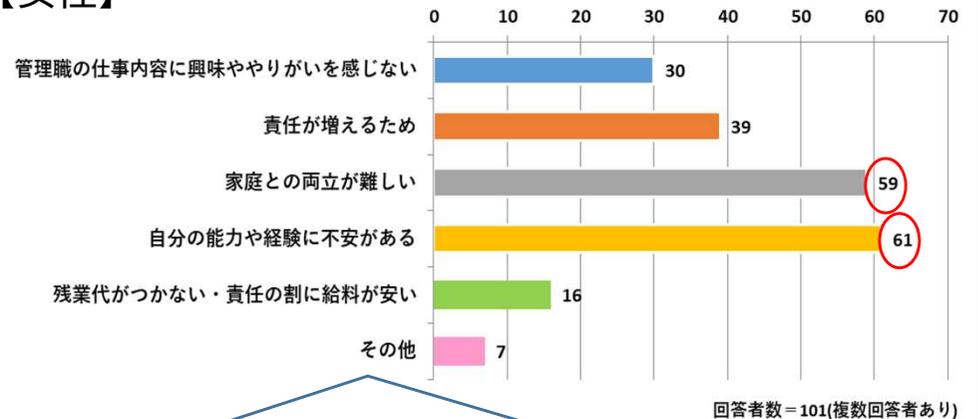
「なりたくない」「どちらかというとなりたくない」と答えた割合。男性 46%、女性 75%

管理職になりたくない理由は何ですか。

【男性】



【女性】



管理職になりたくない理由

男性:①自分の能力や経験に不安がある。①管理職の仕事内容に興味ややりがいを感じない。

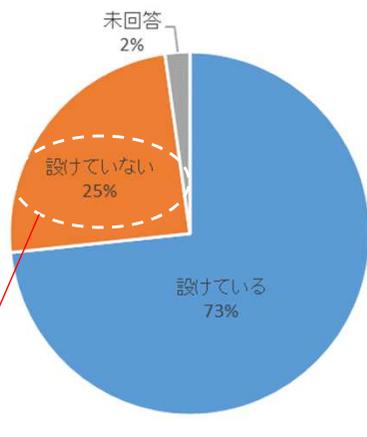
女性:①自分の能力や経験に不安がある。②家庭との両立が難しい。



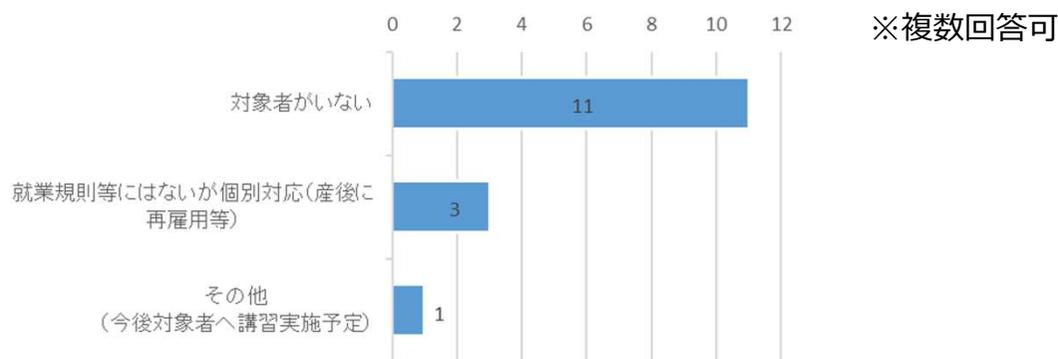
2021年9月に市内企業向けアンケートを実施。計45団体から回答。

育児休業制度は設けていますか。

回答数=45

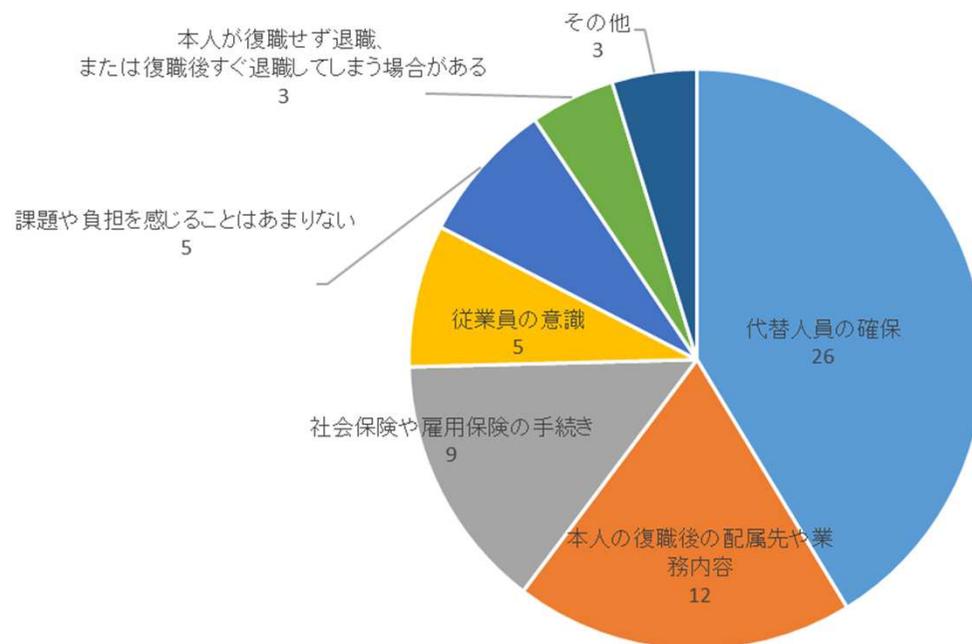


育児休業制度を設けていない理由は。



育児休業の取得に関して課題や負担を感じることは。

※複数回答可



育児休業制度を設けていない企業は比較的小規模が多く、対象者がいないため、就業規則を設けず個別対応、という状況が見られた。また育児休業取得にあたっては代替人員の確保に負担を感じる企業が多かった。



防災

災害時の避難所生活等で女性を含めた社会的弱者が安心して過ごすことができる環境を構築する。

多様な主体からなる地域でどのように防災力を上げられるか

ひとり親家庭

妊婦

単身の高齢者

乳幼児

LGBTQ+

障害者

教育

ジェンダーに係るアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）や多様な性について教育現場から子ども・教員・保護者に働きかけを行う。

女の子はスカート、男の子はズボンを着るものなの？

女の子って必ず男の子を好きになるの？



家庭・社会

性別に捉われない家事・育児の役割分担や、多様なジェンダーへの理解が高い社会を目指す。

子どものミルク・おむつ替えはお母さんの仕事だよ

パパだけで子どもとお出かけするのは、どこか不安

職場

市役所内、民間企業において性別に捉われず育児がしやすい環境の構築（男性育休等）。

現状

民間企業の男性育休取得率(全国)
12.65%※1

明石市役所の男性育休取得率
16.0%※2

意思決定過程

行政・地域コミュニティ・民間等において多様な意思決定ができるように女性の参画比率を高める。

現状(全国)

管理職の女性割合
14.8%※3

自治会長の女性割合
6.1%※4

統一地方選挙候補者の女性割合
16.0%※5

※1 厚生労働省「雇用均等基本調査」(2020)、※2 市長事務部局の2020年実績、※3 総務省「労働力調査(基本集計)」(2020)、※4 2020年時点、※5 2019年時点



「専門委員」の設置

防災におけるジェンダー平等を実現するためには、防災部門に留まらず、男女共同参画部門、避難所担当(教育、保健師等)など幅広い部署にわたった検討が必要。

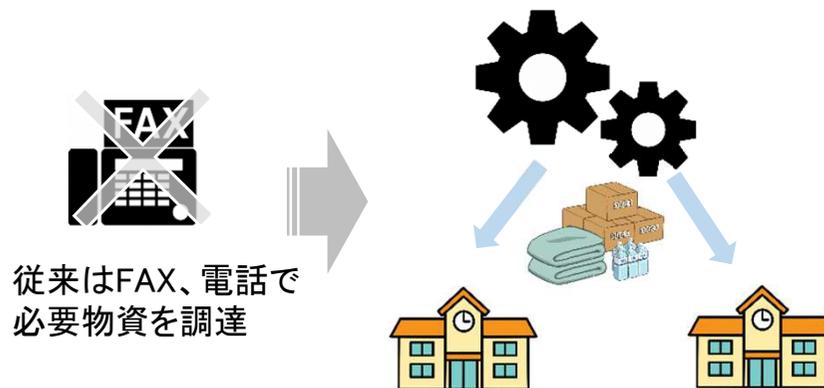
そこで、明石市防災会議に「専門委員」を設置し、避難所開設にあたって女性・障害者・高齢者等の視点を反映させる仕組みの導入などについて議論を行う。

- ・ジェンダー視点を取り入れた避難所運営
- ・職員が安心して災害対応にあたる環境構築
- ・障害者・要配慮者の在宅避難のあり方

避難所情報のDX化

乳幼児・妊婦・女性等の多様な方々が、災害発生後の避難生活中に円滑に各自のニーズに合った避難物資を受け取れるよう、備蓄・支援物資の調達・配分システムを構築。

システム開発にあたっては、システム会社への単純委託型ではなく、市内教育機関等と連携した開発を想定。



自主防災組織リーダーの育成

各小学校単位で結成された自主防災組織の組織力を強化し、市民主体のまちづくりを行うため、防災リーダーの育成を行う。

防災士養成講座を市内で実施することで、男女問わず参加しやすい環境を作る。

また、本市独自の講座内容も一部取り入れ、地域の実情にあった防災対策を学べる工夫をする。

- ・各校区の自主防災組織から男女双方の受講者を推薦してもらい、ジェンダーバランスのとれた防災リーダーを育成する。

多様な視点での防災備蓄品の拡充

生理用品や粉ミルクなど、女性や乳幼児に配慮した備蓄物資については、既に一定配備しているが、配備状況が十分かどうかの検証がされていない。

また、避難時に乳幼児や要配慮者への迅速な提供が求められる物資（液体ミルク、介護食など）については、発災後速やかに県や物資供給協定締結事業者へ要請するなどの対応を予め考えておくことが必要。

それらの調達手段や配布方法について、庁内関係部局の参画を得ながら検証し、地域防災計画や避難所運営マニュアルに反映させる。



ジェンダー教育推進校の設置

「女の子はかわいらしく」「男性だから泣いちゃダメ」というような固定観念は幼少期～青年期に土台が形成される。また思春期には自分の身体や性的指向にコンプレックスを抱くことも多く、男女の性差に関わらず、相手を尊重できる考え方を若い年代から育成することが重要。

さらに、教師の過酷な勤務環境から、児童生徒に寄り添う時間が十分に持てないなどの課題もある。

については、市内小中学校からジェンダー教育推進校を指定し、以下の取組を実施。

- ・ジェンダー平等教育・研修を児童生徒・保護者・教師向けに実施
- ・教育現場における働き方改革の推進サポートを実施

若者や保護者向け性教育セミナーの開催

家庭や学校での性教育については、ネット上に氾濫する偏った情報から子どもを守り、正しい知識を伝えていく必要があるが、学習指導要領では、「妊娠の過程は授業で取り扱わない」とされており、学校現場での性教育の範囲には限界がある。

幼児期・児童期・思春期の子どもを持つ保護者や学生・若者などを対象に、子どもの心・体・性の成長に合わせたテーマに沿ってセミナー等を開催。

(テーマ例) プライベートゾーン、体への「なぜ？」の答え方、デリケートゾーンの正しいケア方法、女性ホルモンと月経、男女の恋愛感情と性的同意、様々な避妊方法とその利点・副作用、身近で怖い性感染症、SNSやアダルトサイトを利用する子どもとの向き合い方、いざというときに知っておきたい低年齢での妊娠出産



生理用品サポート事業 「きんもくせいプロジェクト」

コロナ禍で顕在化した「生理の貧困」への支援として、2021年4月から、生理用品サポート事業「きんもくせいプロジェクト」を実施。

若者や女性が立ち寄りやすい施設で様々な相談に応じるとともに生理用品を提供。

学校においては、声掛けしやすい先生に相談して、生理用品を受け取ることとしていたが、児童生徒が先生に生理用品の相談をすることは、心理的負担が大きいのではないかとの声を受け、一部の学校で学校のトイレに生理用品を設置するモデル事業を実施。

「きんもくせいプロジェクト」の拡充

ニュージーランドでは、2021年6月から全ての学校に通う子どもへ無償提供されています



生理用品サポート事業（きんもくせいプロジェクト）を拡充し、児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、学校のトイレに生理用品を配備する。



商業施設と連携した啓発キャンペーン

- ・家事育児相談会
 - ・親子料理教室
 - ・親子でお出かけスタンプラリー
 - ・セミナー開催
(掃除、食事、子ども歯磨きなど)
- 男性の育児参画意識の向上

パパ向けコミュニティの創設

「あかしパパ憩いの場」



- S N Sのプラットフォーム構築
- 父親同士のコミュニケーションツール
 - 地域の子育て情報の発信
 - 親子モニターなどからの情報発信

市民向けセミナーの実施

家事≠女性の役割

男性の家事への
苦手意識解消
家事スキルアップ



市内企業と連携した男性の家事
参画促進セミナーの実施

家事・育児協力シート

名もなき家事までシートで見える化

家事育児について話し合うきっかけにする
シートを作成。
シートを活用したセミナー等も検討



誰もが利用しやすい施設の工夫

当事者の声を形に

★子育て中のパパより…

- 手洗い用の洗面ボールが高くて届かない。
⇒小さな子ども用の踏み台設置
- トイレで子どもの着替えをするのに立たせる
ところがない。
⇒フィッティングボードの設置

★子育て中のパパママや車いすユーザーより…

- ベビーカーや車いすのまま入れる試着室が
あつたらな…
⇒みんなのフィッティングルームの設置応援 等

誰もが利用しやすい施設の周知

せっきくの設備をきちんと お知らせ

★子育て中のパパより…

- 授乳室って、男性は入れないの？
⇒授乳スペースのプライバシーが守れていたら、
「パパもウェルカム」のステッカーで案内

★トランスジェンダーの方より…

- 多目的トイレ、使っていいのか躊躇する…
⇒「All Gender」ステッカーで案内

★ヘルプマークユーザーより…

- 関西は関東と比べて、ヘルプマークの認知度が
圧倒的に低い
⇒ヘルプマークの周知ポスター・ステッカーで
積極的に周知



優良事業所の登録・表彰制度

市内の企業で、ジェンダー平等の取組を積極的に進めるまたは進めたい事業所の登録・表彰制度を創設

【取組内容】

- ・役員や管理職への女性の積極的登用
- ・従業員のキャリアアップ支援
- ・男性の育休取得率向上
- ・多様な働き方の導入 など

(仮称) あかしジェンダー平等プロモーターズ

①(仮) スタート部門

これから取組をすすめていこうとする企業を応援

- ・助成制度の紹介、行動計画の策定支援 等

②(仮) マイスター部門

既に先進的な取組を行っている企業を登録・表彰

- ・市HP・広報紙への掲載 公共調達イセンティブ等

※両部門での交流会の実施により好循環を創出

「(仮称) あかしまちづくりアワード」の創設

子ども・高齢者・障害者など各分野で住みよいまちづくりに取り組んでいる事業所や団体等に取り組んでいる分野ごとに最大五つ星で評価する

★(仮称)あかしジェンダー平等プロモーターズ

★SDGsパートナーズ

★あかし子育て応援企業

★明石市高齢者応援企業

★合理的配慮を提供する企業

あかし五つ星

まずはモデル企業を募り取組を始めていくなど、中長期的な施策として実施



市役所

多様な働き方改革の推進

スライド勤務・テレワークの恒常化

勤務時間のスライドやテレワークの実施については、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況を踏まえ期間限定で認められているところ。

子育て・介護など多様な職員の状況に応じた働き方実現のため、本措置を期間限定とせず恒常的な措置とすることや、より実施しやすい形への改善について、検討する。

ジェンダーについて理解を深める“場作り”

「（仮称）ありのままのじぶんカフェ事業」

ジェンダーのテーマについて話すこと自体が、まだまだ組織内でもタブー視されがち。職員がジェンダーについて、まずは、「考える」、「気づく」ができる場を提供することで、あたりまえに、あたりまえのことを話せる組織風土（意識）の醸成につなげる。

※将来的には、民間企業の担当者なども参加できる場に発展させることも検討。

明石市育休100%宣言
「育休みんなで大作戦」

室、課を超え職員同士が育児休業取得を応援できるための応援制度を創設。

具体的には、職員の育休期間中、代替職員の配置が難しく業務がひっ迫する場合、過去同部署に在籍経験のある職員が、育休中の職員に代わり臨時で職務応援に入る。



本市の現状

本市職員の女性割合

■幹部職員の現状（2021年4月現在）

	男性	女性	女性割合
市長	1	0	0%
副市長	2	0	0%
理事	3	1	25%
局部長級	24	5	17.2%

■各役職における女性割合(2021年4月現在)

役職	女性割合
管理職	18.4%
監督職(係長級)	21.6%
主任級	52.7%

審議会等の女性割合※1

- 52の審議会の平均女性委員割合は27.3%
女性委員が3割以上いるのは21審議会
- ★市民参画条例により、審議会等の委員の男女別の数はそのいずれもが委員総数の3割を下回らないよう努めるとされている。

※1 2021年3月末現在

校区まちづくり組織の女性割合

- 各団体における会長副会長の合計98名中、女性は15名で女性割合は15.3%
会長及び副会長に女性が1名も含まれていない団体が28団体中15団体(2021年度)

民間企業等の女性割合

- アンケートに協力いただいた企業等計45社の全社員に占める女性社員の割合は54.2%であるのに対し、女性役員割合は10.1%（2021年9月実施）



市役所幹部・管理職職員への女性登用

明石市役所の管理職の女性割合は18.4%に留まる(全正規職員の女性比率は36.8%)

幹部職員含む管理職の男女割合のギャップを埋めることが喫緊の課題である。

庁内において、能力・やる気のある女性管理職を積極的に育成・登用するとともに、2016年の提言書の内容も踏まえ、外部の人材も視野にいれて女性幹部（副市長など）の登用を検討する。

意思決定過程におけるジェンダー平等に係る検討会の設置

行政・政治・民間企業等において、未だ女性が意思決定過程に関わる割合は男性に比べて低い状況。

片方の性に偏らず、また多様な属性の方が意思決定過程に関わることによって、全ての人にやさしい社会を実現するため、意思決定過程におけるジェンダー平等に係る検討会を設置し、議論を進める。

明石市の現状

	女性割合
市役所管理職	18.4%
民間企業の役員等 ※	10.1%
市議会議員	30.0%

※2021年9月に実施したアンケートより(45社より回答)



女性の登用目標値の設定及び進捗状況の公表

本市の意思決定過程への女性割合の引き上げに対する取り組みの進捗状況が見える化する。

本市職員のキャリア形成研修

性別にかかわらず、管理職を目指す意欲を高め、能力の向上を図るため、段階的・計画的なキャリア形成研修のあり方を検討する。

本市管理職評価制度の見直し

管理職の評価項目に、所属職員の育休取得率など、家庭と仕事の両立をしやすい職場マネジメントを加える。

性別にかかわらず公務と家庭を両立しやすい環境の整備

市議会議員・審議会委員等が公務と家庭を両立しやすくするため、庁内保育施設の利用条件の緩和や各種会議のオンライン化を検討する。

審議会委員 人材登録バンク

性別にかかわらず、委員としてふさわしい方を選任できるよう、分野ごとに専門知識や経験のある方に登録してもらい、委員選任時の参考とする。



企業トップによるメッセージ発信

指導的地位につく女性割合の引き上げや、男性育休の取得促進に賛同する企業のトップからなる団体を作り、情報交換や啓発を行ってもらう。

校区まちづくり組織に対するジェンダー平等推進施策

校区まちづくり組織の会長及び副会長職への女性登用促進のため、インセンティブの付与やモデル事業の実施等を検討する。

公共調達におけるジェンダー平等を推進する企業へのインセンティブ付与

公共調達において、女性役員の積極的な登用等ジェンダー平等推進企業へのインセンティブの付与を検討する。

啓発活動

民間事業所向けジェンダー平等推進ガイドブックの作成や、ジェンダー平等セミナーの開催により、ジェンダー平等の気運を高める。



ジェンダー平等の実現により

「SDGs 未来安心都市・明石」へ

2022年度～

「あかしSDGs推進計画」
によるまちづくりがスタート





総務常任委員会資料
2022年(令和4年)3月7日
政策局SDGs推進室

生理用品サポート事業の実施状況について

生理用品サポート事業「きんもくせいプロジェクト」の実施状況について報告します。

1 学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業について

生理用品サポート事業を実施する中で、児童生徒が先生に生理用品の相談をすることは、心理的負担が大きいとの声を踏まえ、さらなる児童生徒へ寄り添った支援につなげるため、学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業を実施するとともに、児童生徒や学校にアンケートを実施しました。

(1) 実施場所

- ①明石商業高等学校
- ②高丘小中一貫教育校(高丘中学校、高丘東小学校、高丘西小学校)

(2) 実施期間

- ①2021年7月1日(木)～12月24日(金)
 - ②2021年10月4日(月)～12月24日(金)
- ※実施期間後も、引き続き生理用品を配備しています。

(3) 実施状況

資料1のとおり

(4) 小中学校児童生徒のアンケートの集計結果

資料2のとおり

(5) 小中学校からのご意見等

資料3のとおり

(6) 今後の取組について

モデル事業の実施において、大きな支障となる事例は見受けられませんでした。また、生理用品の設置を必要とする児童生徒が一定存在することが確認できたことから、2022年度からは、この取組を全市立学校において実施する予定であり、各学校での具体的な設置方法等について、調整を図っていきます。

2 相談窓口における配付状況(4/1~1/31)

相談窓口	配付実績内訳等					配付数
学校	小学校・養護学校 38		中学校 34	高校 6		78
明石こどもセンター	来所時に配付 118			訪問時に配付 39		157
AKASHI ユーススペース	小学生 6	中学生 33	高校生 17	大学生等 56	一般 90	202
あかし男女共同参画センター	19歳以下 38	20歳代 45	30歳代 96	40歳代 136	50歳以上 30	345
きんもくせい相談窓口 (生活再建支援) DVセンター 母子父子自立支援 ひきこもり相談等	19歳以下 6	20歳代 8	30歳代 17	40歳代 17	50歳以上 4	52
こども食堂	こども財団から、各こども食堂運営者に連絡					39
配付合計						873

(本事業を通じて相談につながった件数)

63件(4/1~1/31)

(主な相談者の声)

- ・親への金銭的な援助と夫からのDVで困っている。(40歳代)
- ・休職中だが、仕事が決まらない。生活が大変。(50歳代以上)
- ・コロナの影響で給与が減って生活が困窮しつつある。配付は助かる。(30歳代)
- ・一人暮らしで、親からの援助もなく困っていたので嬉しい。(大学生)
- ・このような配付があることに感謝している。(20歳代)
- ・家庭について悩みがあったが、相談してよかった。(10歳代)

学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業実施状況

	設置例	実施状況等
高丘東小学校		<p>実施期間:10/4～12/24</p> <p>使用枚数:70 個</p> <p>設置方法:トイレ個室(全 7 室)にナプキン 1 パックをカゴに入れて設置</p> <p>補充方法:教職員が補充</p>
高丘西小学校		<p>実施期間:10/4～12/24</p> <p>使用枚数:56 個</p> <p>設置方法:トイレ個室(全 5 室)にナプキン 5 個入りの蓋つき容器を設置</p> <p>補充方法:清掃当番の児童が確認し、不足分を職員室で教職員から受け取り児童が補充</p>
高丘中学校		<p>実施期間:10/4～12/24</p> <p>使用枚数:727 個</p> <p>設置方法:トイレ個室(全 26 室)にナプキン 1 パックをカゴに入れて設置</p> <p>補充方法:トイレ清掃時に生徒が補充</p>
明石商業高等学校		<p>実施期間:7/1～12/24</p> <p>使用枚数:1,431 個</p> <p>設置方法:トイレ個室(全 43 室)にナプキン 5 個入りの蓋つき容器を設置</p> <p>補充方法:トイレ清掃時に生徒が補充 在庫管理は、各トイレ担当の教職員</p>

アンケート調査の結果について
 (学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業)

○明石市立高丘中学校

▶回答数:170人(1年生56人、2年生57人、3年生57人)

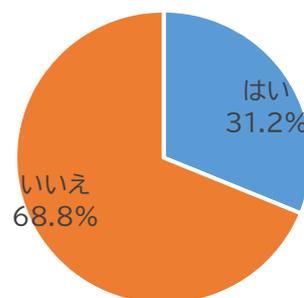
○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

▶回答数:168人(4年生64人、5年生48人、6年生56人)

Q1 女子トイレに設置している生理用品を利用したことはありますか？

○明石市立高丘中学校

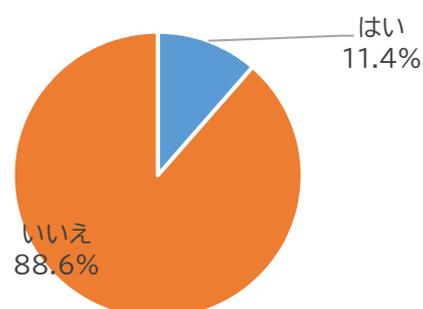
	人	%
はい	53	31.2%
いいえ	117	68.8%
合計	170	100.0%



■はい ■いいえ

○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

	人	%
はい	19	11.4%
いいえ	148	88.6%
合計	167	100.0%

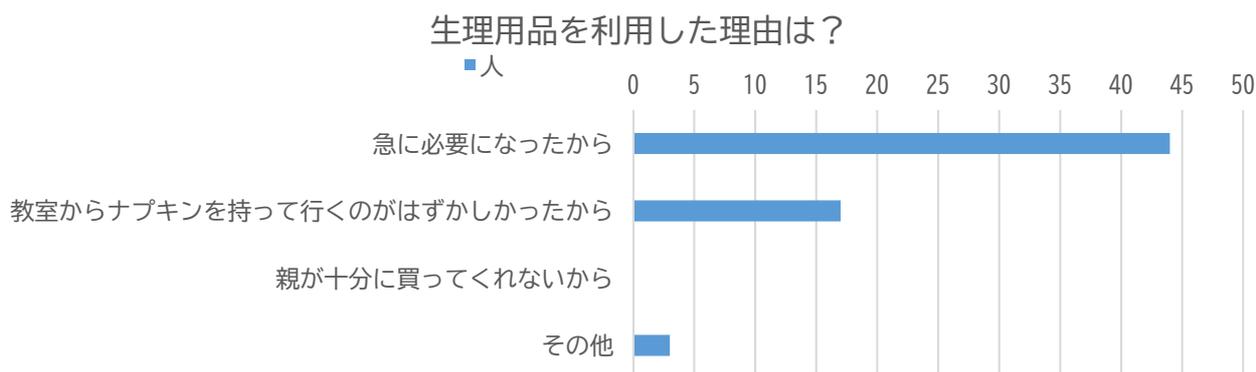


■はい ■いいえ

Q2 Q1で「はい」と答えた方におたずねします。利用したのはなぜですか？(複数回答可)

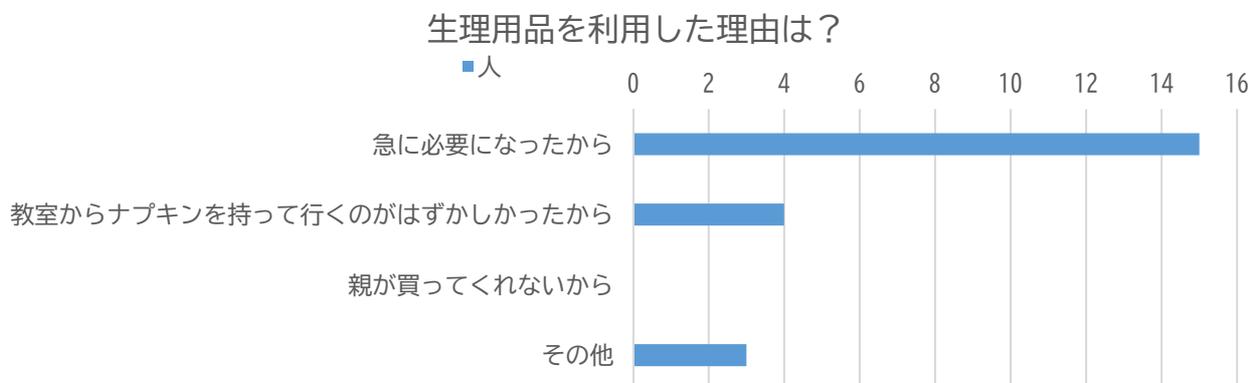
○明石市立高丘中学校

	人	%
急に必要になったから	44	68.8%
教室からナプキンを持って行くのがはずかしかったから	17	26.5%
親が十分に買ってくれないから	0	0.0%
その他	3	4.7%
合計	64	100.0%



○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

	人	%
急に必要になったから	15	68.2%
教室からナプキンを持って行くのが、はずかしかったから	4	18.2%
親が買ってくれないから	0	0.0%
その他	3	13.6%
合計	22	100.0%

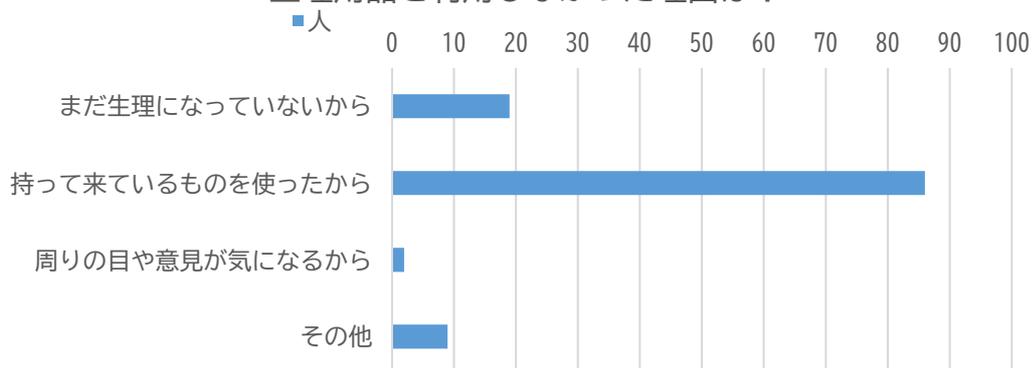


Q3 Q1で「いいえ」と答えた方におたずねします。利用しなかったのはなぜですか？(複数回答可)

○明石市立高丘中学校

	人	%
まだ生理になっていないから	19	16.4%
持って来ているものを使ったから	86	74.1%
周りの目や意見が気になるから	2	1.7%
その他	9	7.8%
合計	116	100.0%

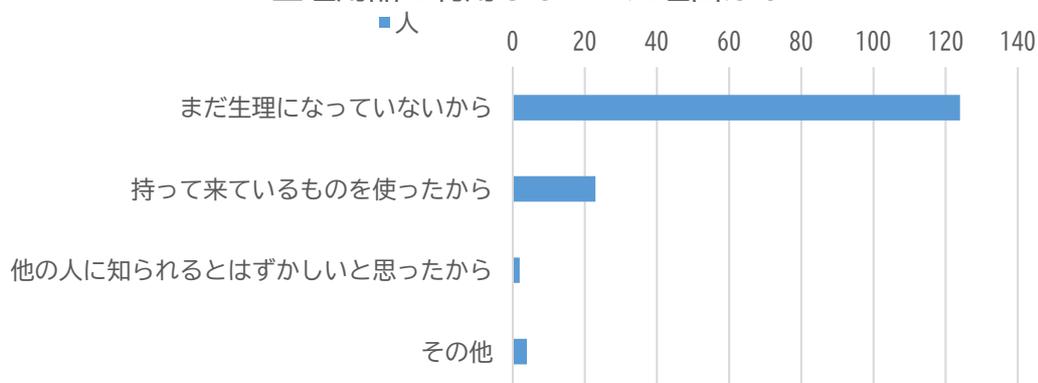
生理用品を利用しなかった理由は？



○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

	人	%
まだ生理になっていないから	124	81.1%
持って来ているものを使ったから	23	15.0%
他の人に知られるとはずかしいと思ったから	2	1.3%
その他	4	2.6%
合計	153	100.0%

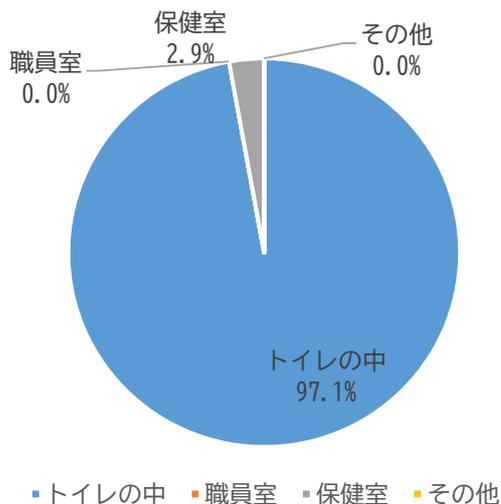
生理用品を利用しなかった理由は？



Q4 生理用品は、学校のどこに置くのがいいと思いますか？

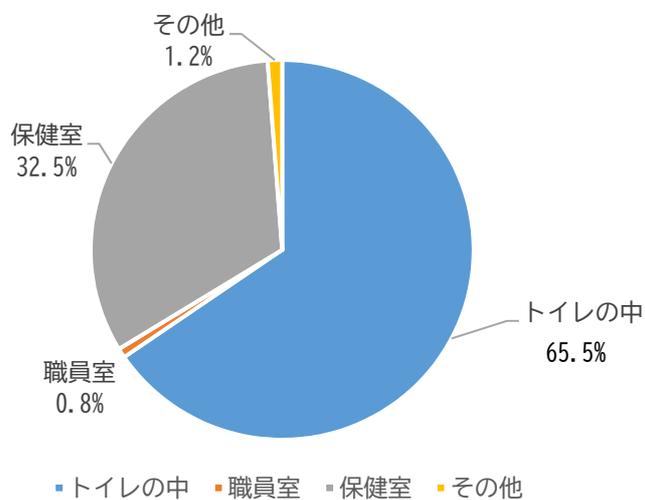
○明石市立高丘中学校

	人	%
トイレの中	169	97.1%
職員室	0	0.0%
保健室	5	2.9%
その他	0	0.0%
合計	174	100.0%



○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

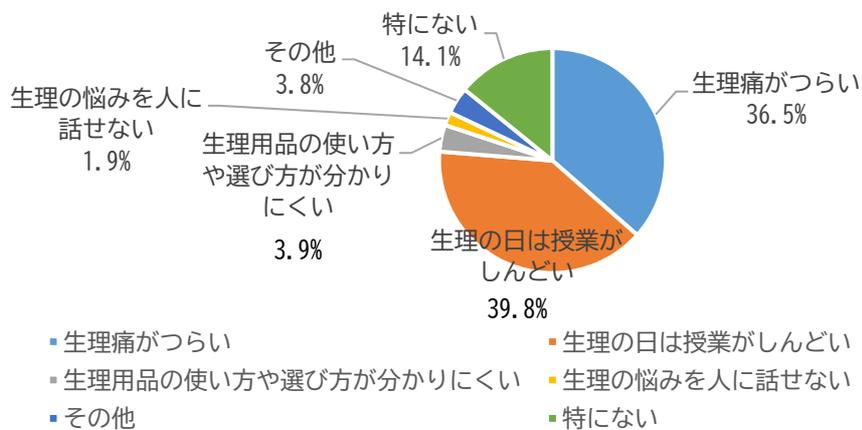
	人	%
トイレの中	161	65.5%
職員室	2	0.8%
保健室	80	32.5%
その他	3	1.2%
合計	246	100.0%



Q5 生理や体のことで「悩み事」や「困り事」はありますか？

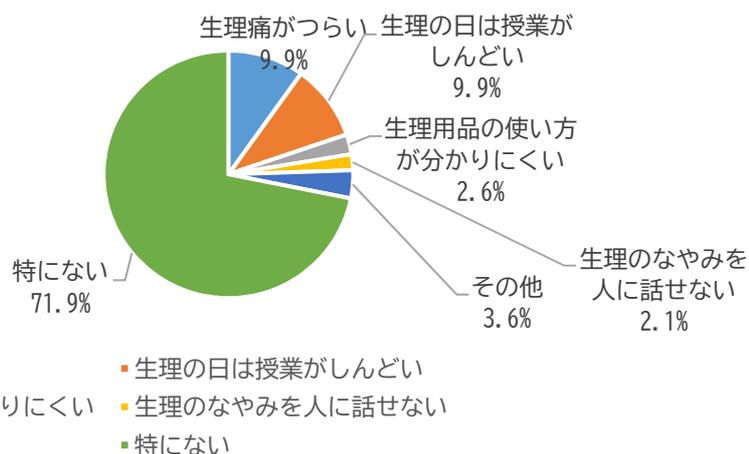
○明石市立高丘中学校

	人	%
生理痛がつらい	57	36.5%
生理の日は授業がしんどい	62	39.8%
生理用品の使い方や選び方が分かりにくい	6	3.9%
生理の悩みを人に話せない	3	1.9%
その他	6	3.8%
特にない	22	14.1%
合計	156	100.0%



○明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校

	人	%
生理痛がつらい	19	9.9%
生理の日は授業がしんどい	19	9.9%
生理用品の使い方が分かりにくい	5	2.6%
生理のなやみを人に話せない	4	2.1%
その他	7	3.6%
特にない	138	71.9%
合計	192	100.0%



小中学校からのご意見等

1	<p>生理用品等の管理上の問題点等について（設置場所・設置方法・補充方法など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来ならば全トイレに設置するのが望ましいが、管理上は、利用率の高いトイレに限定することがよい。 ・トイレに設置することでいたずらの誘発を懸念していたが、問題行動はなかった。 ・点検・補充が女性に限られるため、慣れるまである程度の時間をかけ理解を得ることが必要。 ・生理用品設置トイレを4年生以上の児童が使用するトイレに限定したため、低学年の児童への影響はなかった。 ・設置方法や補充方法についても特に問題はなかった。
2	<p>事業を実施する上での、先生方への負担についてお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな負担はないが、出張や校外学習時等、状況確認や補充に人員不足の時がある。 ・当初の設置は管理職が行った。管理できる個数であれば負担はない。 ・補充については、トイレトーパーの補充時に併せて生徒が行っているが、できていないこともあるため、管理は必要。 ・残数の調査・報告及び補充作業。
3	<p>事業を実施する上で、工夫された点についてお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印象をやわらげるための掲示物の作成 ・個室には1パックをかごに入れて設置した。1パックごと置くので補充も頻繁にはならず、外袋に詰めたままなので、衛生面でも良かった。 ・教職員（特に女性教職員）の誰もが対応できるように全員に目的と実施方法について周知するとともに共通理解を図った。
4	<p>児童生徒からは、どのような意見がありましたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置については、概ね良かったという感じ。 ・当初保管庫の扉にポスターを貼っていたが、女子生徒から剥がして欲しいと要望があり、現在は貼っていない。 ・補充用ナプキンを黒のビニール袋に入れて保管していたところ、どこにあるかわからなかった生徒がいた。
5	<p>今後、本事業を市内全校で実施していくために、どのようなことが必要ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校では教職員の負担はほとんどなく実施できているので、同様の方法であれば他校でも負担なく導入できると思う。 ・補充用在庫の調達をどのようにするかが課題になる。 ・設置場所・数・方法・入れ物の形状等、各校の実情があるため、所管課で幾つかの選択肢を用意し各校が選ぶ方法がスムーズに進むと思う。 ・これまでの保健学習に加えて、生理用品を使用することはごく当たり前であるという意識や月経が始まっていない女子児童や男子児童に対する生理の重要性の啓発は、より丁寧に行う必要がある。
6	<p>その他、お気付きになられたことや、モデル事業に関するご意見をお聞かせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレにトイレトーパーがあることが当たり前のように、生理用品も必要であるという意識を広げていく必要があると考える。設置されている学校とそうでない学校で、差がうまれないように、全校配置を進めて欲しい。 ・性の悩みを持つ児童も一定数いると思うので、事業の説明時や保護者向けのお知らせ配付時に個人的な配慮が必要な児童がいることを意識しておく必要がある。 ・本校では、生徒指導上ほとんど問題はない。生徒指導上設定しにくい学校もあると思うので、市内全校に広める場合、より丁寧な説明や設置方法の検討が必要だと思う。

議案第30号関連資料

令和4年度 明石市財産区特別会計予算 説明資料

1. 歳入(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
5	金ヶ崎村財産区収入 金ヶ崎村財産区有土地の処分	41,233
15	大窪村財産区収入 大窪村財産区有土地の処分	1,045,978
17	大久保町財産区収入 大久保町財産区有土地の処分	465,533
18	西二見村財産区収入 西二見村財産区有土地の処分	319,618

2. 歳出(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
1	相生町外14ヶ町村財産区費 指定寄附(町内会施設維持事業)	1,800
3	中尾村財産区費 指定寄附(溜池改修地元負担金)	1,000
4	船上村財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	300
5	金ヶ崎村財産区費 財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	4,124
8	清水村財産区費 指定寄附(自治会グラウンド防球ネット修繕等事業)	12,940
9	西脇村財産区費 指定寄附(自治会防犯カメラ設置等事業)	1,648
	財産区有土地修繕工事	12,000
10	八木村財産区費 財産区立会館外壁及び屋上改修工事	42,635
14	東二見村財産区費 指定寄附(二見小学校150周年記念事業)	500
15	大窪村財産区費 指定寄附(自治会祭太鼓新調事業)	69,000
	財産区有土地処分に伴う水利補償金	348,660
	財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	104,598
17	大久保町財産区費 財産区有土地処分に伴う水利補償金	155,178
	財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	46,554
18	西二見村財産区費 指定寄附(二見小学校150周年記念事業)	500
	指定寄附(自治会屋台修繕事業)	1,000
	財産区有土地処分に伴う水利補償金	106,540
	財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	31,962
26	福里村財産区費 指定寄附(二見小学校150周年記念事業)	500
28	船町財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	527